# 令和2年第4回

# 大崎町議会12月定例会会議録

開会 令和 2 年 12 月 2 日

閉会 令和 2 年 12 月 16 日

大崎町議会

## 令和2年第4回大崎町議会定例会

### 会 期

令和2年12月 2日(水)から

15日間

令和2年12月16日(水)まで

月日	曜日	時 刻	本会議	委員会	摘  要
12月2日	水	1 0	第1日		会期の決定 諸般の報告 付託案件の審査報告 議案・陳情等上程
3 日	木	9		委員会	付託案件の審査
4 日	金	9		特別委員会	付託案件の審査
5 日	土				休 会
6 日	日				休 会
7 日	月				予備
8 日	火				予備
9 日	水	9	第2日		一般質問 議案・陳情等上程
10日	木				子 備
11日	金				予  備
12日	土				休会
1 3 日	目				休 会
1 4 日	月				予 備
1 5 日	火				予備
16日	水	1 0	第3日		付託案件の審査報告 議案・陳情等上程

# 令和2年第4回大崎町議会定例会会議録目次

第1	号(12月2日) (水)	
1.	開 会 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	6
2.	開	6
3.	日程第1 会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
4.	日程第2 会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
5.	日程第3 行政報告 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	6
	東町長報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
6.	日程第4 認定第1号 令和元年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定につ	
	いて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	諸木決算審查特別委員長報告 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	7
7.	日程第5 認定第2号 令和元年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入	
	歳出決算認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
8.	日程第6 認定第3号 令和元年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳	
	出決算認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
9.	日程第7 認定第4号 令和元年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出	
	決算認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	神﨑総務厚生常任委員長報告 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	13
10.	日程第8 認定第5号 令和元年度大崎町水道事業会計決算認定について	16
11.	日程第9 議案第38号 令和元年度大崎町水道事業剰余金の処分に	
	ついて	16
12.	日程第10 認定第6号 令和元年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入	
	歳出決算認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	富重文教経済常任委員長報告 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	16
13.	日程第11 議案第42号 令和2年度大崎町一般会計補正予算(第5号) · ·	19
	東町長提案理由説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
	上橋総務課長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
	中山美幸君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	22
	上橋総務課長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
	中山美幸君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	23
	上橋総務課長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
14.	日程第12 議案第43号 令和2年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正	
	予算 (第 2 号) · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	23

	東町長提案理	由説明 · · · · · ·		24
	相星保健福祉	課長 · · · · · · · ·		24
15.	日程第13 計	議案第44号	令和2年度大崎町水道事業会計補正予算	
			(第 2 号) · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	25
	東町長提案理	由説明 · · · · · ·		25
	髙田水道課長			25
16.	日程第14 詞	議案第45号	令和2年度大崎町公共下水道事業特別会計補	
			正予算(第2号) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	26
	東町長提案理	由説明 · · · · · ·		26
	髙田水道課長			26
17.	日程第15	議案第46号	大崎町地域経済牽引事業の促進による地域の	
			成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固	
			定資産税の特別措置に関する条例の一部を改	
			正する条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
	東町長提案理	由説明 · · · · · ·		27
	中野企画調整	課長		27
18.	日程第16	議案第47号	大崎町肉用牛特別導入事業基金条例を廃止す	
			る条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
	東町長提案理	由説明		29
	中村農林振興	課長 · · · · · · · ·		29
19.	日程第17	議案第48号	大崎町議会議員及び大崎町長の選挙における	
			選挙運動の公営に関する条例の制定について ・・・・	30
	., ., ., ., ., ., .			30
				30
20.	休 憩			33
21.	日程第18	議案第49号	大崎町くにの松原キャンプ場の指定管理者の	
			指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
	東町長提案理	由説明 · · · · · ·		33
				34
22.	休 憩			35
23.	日程第19	議案第50号	大崎町益丸プールの指定管理者の指定につい	
			T	35
				35
	中野企画調整	課長 · · · · · · · ·		36

24.	日程第20 議案第51号	財産の無償譲渡について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
25.	日程第21 議案第52号	財産の無償譲渡について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
	東町長提案理由説明 · · · · ·		37
	中野企画調整課長 · · · · · ·		37
	中山美幸君 · · · · · · · · · ·		38
26.	休 憩		38
	東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		38
	本松税務課長 · · · · · · · · ·		39
	中山美幸君 · · · · · · · · · · · ·		39
	中野企画調整課長 · · · · · ·		39
	中山美幸君 · · · · · · · · · · · ·		39
	東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		39
	中山美幸君 · · · · · · · · · · · ·		39
	東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		40
27.	休 憩		41
28.	日程第22 議案第53号	町有財産の無償貸付について	41
	東町長提案理由説明 · · · ·		41
	中野企画調整課長 · · · · · ·		41
	中山美幸君 · · · · · · · · · · · ·		42
	中野企画調整課長 · · · · · ·		42
29.	日程第23 議案第54号	- 広域交流活性化センターあすぱる大崎の設置	
		及び管理に関する条例及びあすぱる物産館の	
		設置及び管理に関する条例を廃止する条例の	
		制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
	東町長提案理由説明 · · · · ·		43
	中野企画調整課長 · · · · · ·		43
30.	日程第24 陳情第5号	「育ちにくさをもつこども」及び「障がい児」	
		とその家族が安心して暮らせる地域生活を求め	
		る陳情書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
31.	散 会		44
第2	2号(12月9日) (水)		
1.	開 議		51
2.	日程第1 会議録署名議員	の指名 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51

3.	日程第2 一般質問 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	51
	富重幸博君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	51
	東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
	富重幸博君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	52
	東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
	富重幸博君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	52
	東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
	富重幸博君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	52
	東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
	富重幸博君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	53
	東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
	富重幸博君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	53
	東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
	富重幸博君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	53
	東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
	富重幸博君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	53
	東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
	富重幸博君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	54
	東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
	上橋総務課長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
	富重幸博君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	54
	東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
	上橋総務課長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
	富重幸博君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	55
	東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	55
	富重幸博君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	55
	東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	55
	富重幸博君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	55
	東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	56
	富重幸博君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	56
	東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	56
	富重幸博君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	56
	竹本耕地課長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
	富重幸博君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	56

富重幸博君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	56
東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
富重幸博君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	57
東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
富重幸博君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
富重幸博君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
富重幸博君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	58
東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
富重幸博君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
富重幸博君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	58
東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
富重幸博君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	59
東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
富重幸博君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	59
東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
富重幸博君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61
富重幸博君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61
時見建設課長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61
竹本耕地課長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61
富重幸博君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61
東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62
富重幸博君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63
稲留光晴君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63
東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
稲留光晴君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
中村農林振興課長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
稲留光晴君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	64
中村農林振興課長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
稻留光晴君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	65

東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65
稲留光晴君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65
中村農林振興課長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	66
稲留光晴君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66
中村農林振興課長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	66
稲留光晴君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67
東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	67
稲留光晴君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67
東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	67
稲留光晴君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67
東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67
稲留光晴君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68
東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68
稲留光晴君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
稲留光晴君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
稲留光晴君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
稲留光晴君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
稲留光晴君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	70
稲留光晴君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
稲留光晴君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
稲留光晴君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
相星保健福祉課長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
稲留光晴君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	72
東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	72
相星保健福祉課長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	72
稻留光晴君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	72

	東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	73
	稲留光晴君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	73
	東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	73
	稲留光晴君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	74
4.	休 憩	74
	中倉広文君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	74
	東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	74
	中倉広文君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	75
	東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	75
	中倉広文君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	75
	東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	76
	中倉広文君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76
	東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	76
	中倉広文君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77
	東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	77
	中倉広文君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77
	東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	77
	中倉広文君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77
	東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	78
	中倉広文君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	78
	東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	78
	中倉広文君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	79
	東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	79
	中倉広文君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	80
	東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	80
	中倉広文君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	81
	東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	81
	中倉広文君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	81
	東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	82
	中倉広文君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	82
	東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	82
	中倉広文君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	82
	東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	83
	中倉広文君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	83

	東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	84
	中倉広文君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	84
	東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	84
	相星保健福祉課長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	84
	中倉広文君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	85
	東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	86
	中倉広文君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	86
	東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	86
	中倉広文君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	86
	東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	86
	中倉広文君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87
	東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	87
	中倉広文君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87
	東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	87
	小野住民環境課長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87
	中倉広文君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87
5.	休 憩	88
	平田慎一君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	88
	藤井教育長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	89
	平田慎一君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	91
	藤井教育長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	91
	平田慎一君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	92
	藤井教育長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	92
	平田慎一君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	93
	藤井教育長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	93
	平田慎一君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	94
	東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	95
	藤井教育長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	96
	平田慎一君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	96
	藤井教育長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	96
	平田慎一君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	97
	東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	98
	平田慎一君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	98
	東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	99

	平田慎一君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	99
	東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	99
	平田慎一君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	99
	東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	100
	平田慎一君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	101
	藤井教育長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	101
	平田慎一君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	101
6.	休	102
	東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	102
	平田慎一君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	102
	東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	103
	平田慎一君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	103
	中村農林振興課長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	104
	平田慎一君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	105
	東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	105
	平田慎一君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	106
	東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	106
	中村農林振興課長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	106
	平田慎一君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	106
	東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	106
	平田慎一君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	107
	平田慎一君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	108
	平田慎一君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	108
	平田慎一君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	109
	東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	109
	平田慎一君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	110
	中山美幸君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	中山美幸君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	本松税務課長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	to the electricity of the control of	

	中山美	幸君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 	·· 112
	本松税	務課長	 	112
	中山美	幸君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 	112
7.	休	憩 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 	112
	本松税	務課長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 	113
	中山美	幸君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 	113
	本松税	務課長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 	113
	中山美	幸君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 	113
	本松税	務課長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 	114
	中山美	幸君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 	114
	本松税	務課長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 	114
	中山美	幸君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 	114
	本松税	務課長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 	115
	中山美	幸君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 	115
8.	休	憩 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 	116
	本松税	務課長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 	116
	中山美	幸君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 	116
9.	休	憩 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 	116
	本松税	務課長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 	116
	中山美	幸君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 	117
10.	休	憩 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 	117
	本松税	務課長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 	117
	中山美	幸君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 	117
	東町長		 	117
	中山美	幸君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 	118
	東町長		 	118
	中山美	幸君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 	118
	東町長		 	118
	中山美	幸君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 	118
	本松税	務課長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 	118
	中山美	幸君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 	119
	東町長		 	119
	中山美	幸君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 	119
	東町長		 	119

	中山美幸君 · · · · · · · · · 120
	東町長・・・・・・・・・・・120
	本松税務課長120
	中山美幸君 · · · · · · · · 120
11.	休 憩
	東町長 · · · · · · · · · 121
	中山美幸君 · · · · · · · · · 121
	東町長・・・・・・・・・・・121
	中山美幸君 · · · · · · · · · 121
	東町長・・・・・・・・・・・・122
	中山美幸君 · · · · · · · · · 122
	東町長・・・・・・・・・・・・122
	中山美幸君 · · · · · · · · · 122
	東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	中山美幸君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	東町長・・・・・・・・・・・・123
	中山美幸君 · · · · · · · · · 123
	東町長・・・・・・・・・・・・123
	中山美幸君 · · · · · · · · · 124
	本松税務課長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	中山美幸君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	本松税務課長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	中山美幸君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	本松税務課長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	中山美幸君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	本松税務課長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	中山美幸君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	東町長・・・・・・・・・・・・・125
	中山美幸君 · · · · · · · · · 126
	東町長・・・・・・・・・・・・127
	中山美幸君 · · · · · · · · · 127
12.	休 憩 127
	児玉孝德君 · · · · · · · · · · · · · · · · · 127
	東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・128

児玉孝德君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · 12
東町長 · · · · · · · 12
児玉孝德君 · · · · · · · · · · · · · · · · · 12
東町長 · · · · · · · · 12
児玉孝德君 · · · · · · · · · · · · · 13
東町長 · · · · · · · 13
児玉孝德君 · · · · · · · · · · · · · · · · · 13
東町長 · · · · · · · · · 13
児玉孝德君 · · · · · · · · · · · · · · · · · 13
東町長 · · · · · · · · · 13
児玉孝德君 · · · · · · · · · · · · · · · · · 13
東町長 · · · · · · · 13
児玉孝德君 · · · · · · · · · · · · · · · · 13
東町長 · · · · · · · · · 13
今吉社会教育課長 · · · · · · · 13
児玉孝德君 · · · · · · · · · · · · · · · · 13
東町長 · · · · · · · · · 13
児玉孝德君 · · · · · · · · · · · · · · · · · 13
東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · 13
児玉孝德君 · · · · · · · · · · · · · · · · · 13
東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · 13
児玉孝德君 · · · · · · · · · · · · · · · · · 13
東町長・・・・・・・・・・・・13
中野企画調整課長 · · · · · · · · 13
児玉孝德君 · · · · · · · · · · · · · · · · 13
東町長・・・・・・・・・・・・13
児玉孝德君 · · · · · · · · · · · · · · · · 13
諸木悦朗君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · 13
東町長・・・・・・・・・・・・13
諸木悦朗君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · 13
東町長・・・・・・・・・・・・13
諸木悦朗君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · 13
東町長・・・・・・・・・・・・13
諸木悦朗君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

	東町長		***************************************	139
	時見建設課長			139
	竹本耕地課長			139
	諸木悦朗君 · ·			139
	東町長			140
	諸木悦朗君 · ·			140
	東町長			140
	諸木悦朗君 · ·			140
	上野教委管理	課長		141
	諸木悦朗君 · ·			141
	東町長			141
	諸木悦朗君 · ·			142
13.	日程第3 議	案第55号	大崎町立小中学校電子黒板等の購入契約の締	
			結について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	142
	東町長提案理	由説明		142
	上橋総務課長			142
	中山美幸君 · ·			143
14.	散 会			144
第 3	号(12月1	6 目) (水)		
1.	開 議			151
2.	日程第1 会	議録署名議員	の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	151
3.	日程第2 議	案第42号	令和2年度大崎町一般会計補正予算(第5号) ····	151
	神﨑総務厚生	常任委員長報	告 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	151
4.	日程第3 議	案第43号	令和2年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正	
			予算 (第2号)	153
	神﨑総務厚生	常任委員長報	告 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	154
5.	日程第4 議	案第44号	令和 2 年度大崎町水道事業会計補正予算	
			(第2号) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	155
	富重文教経済	常任委員長報	告 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	155
6.	日程第5 議	案第45号	令和2年度大崎町公共下水道事業特別会計補正	
			予算(第 2 号) · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	157
	富重文教経済		告	
7.			大崎町肉用牛特別導入事業基金条例を廃止す	

			る条例の制定について158		
	富重文教経済	育常任委員長報	告159		
8.	日程第7 諱	義案第48号	大崎町議会議員及び大崎町長の選挙における		
			選挙運動の公営に関する条例の制定について・・・・・161		
9.	日程第8 諱	義案第49号	大崎町くにの松原キャンプ場の指定管理者の		
			指定について・・・・・・・161		
10.	日程第9 諱	義案第50号	大崎町益丸プールの指定管理者の指定に		
			ついて・・・・・・・161		
	富重指定管理者の指定に関する審査特別委員会委員長報告1				
	中山美幸君·				
11.	日程第10	議案第51号	財産の無償譲渡について 166		
12.	日程第11	議案第52号	財産の無償譲渡について 166		
13.	日程第12	議案第53号	町有財産の無償貸付について・・・・・・166		
14.	日程第13	議案第54号	広域交流活性化センターあすぱる大崎の設置		
			及び管理に関する条例及びあすばる物産館の		
			設置及び管理に関する条例を廃止する条例の		
			制定について・・・・・・166		
15.	日程第14	陳情第5号	「育ちにくさをもつこども」及び「障がい児」		
			とその家族が安心して暮らせる地域生活を求め		
			る陳情書・・・・・・・168		
	神﨑総務厚生	E常任委員長報	告 · · · · · · · · 169		
16.	日程第15	同意第14号	教育委員会教育長の任命について ・・・・・・・・・ 170		
17.			172		
18.	日程第17	閉会中継続審	査・調査申出書・・・・・・・172		
19	関				

第 1 号 1 2月2日(水)

## 令和2年第4回大崎町議会定例会会議録(第1号)

令和2年12月2日 午前10時00分開会 於 会 議 議 場

#### 1. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名(7番,8番)

日程第 2 会期の決定

日程第 3 行政報告

日程第 4 認定第 1号 令和元年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について

(決算審查特別委員長報告)

日程第 5 認定第 2号 令和元年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳 出決算認定について

(総務厚生常任委員長報告)

日程第 6 認定第 3号 令和元年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出 決算認定について

(総務厚生常任委員長報告)

日程第 7 認定第 4号 令和元年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決 算認定について

(総務厚生常任委員長報告)

日程第 8 認定第 5号 令和元年度大崎町水道事業会計決算認定について (文教経済常任委員長報告)

日程第 9 議案第38号 令和元年度大崎町水道事業剰余金の処分について (文教経済常任委員長報告)

日程第10 認定第 6号 令和元年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出 決算認定について

(文教経済常任委員長報告)

- (総) 日程第11 議案第42号 令和2年度大崎町一般会計補正予算(第5号)
- (総) 日程第12 議案第43号 令和2年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予 算(第2号)
- (文) 日程第13 議案第44号 令和2年度大崎町水道事業会計補正予算(第2号)
- (文) 日程第14 議案第45号 令和2年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号)

日程第15 議案第46号 大崎町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(文) 日程第16 議案第47号 大崎町肉用牛特別導入事業基金条例を廃止する条例 の制定について

(特) 日程第17 議案第48号 大崎町議会議員及び大崎町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について

(特) 日程第18 議案第49号 大崎町くにの松原キャンプ場の指定管理者の指定に ついて

(特) 日程第19 議案第50号 大崎町益丸プールの指定管理者の指定について

(特) 日程第20 議案第51号 財産の無償譲渡について

(特) 日程第21 議案第52号 財産の無償譲渡について

(特) 日程第22 議案第53号 町有財産の無償貸付について

(特) 日程第23 議案第54号 広域交流活性化センターあすぱる大崎の設置及び管理に関する条例及びあすぱる物産館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

(総) 日程第24 陳情第 5号 「育ちにくさをもつこども」及び「障がい児」とその家族が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

 1番 平 田 慎 一
 7番 吉 原 信 雄

 2番 富 重 幸 博
 8番 中 山 美 幸

 3番 児 玉 孝 德
 9番 上 原 正 一

 4番 稲 留 光 晴
 11番 諸 木 悦 朗

 5番 神 崎 文 男
 12番 宮 本 昭 一

 6番 中 倉 広 文

欠席議員は次のとおりである。(1名)
 10番 小 野 光 夫

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名 町 長 東 靖 弘 農林振興課長 中 村 富士夫 副 町 長 千 歳 史 郎 耕 地 課 長 竹 本 忠 行

教 育 長 藤井光興 建設課長 時 見 和 久 会計管理者 西髙和義 農委事務局長 畑 定浩 Ш 総務課長 水道課長 上橋孝幸 利 郎 髙 田 企画調整課長 中野 伸一 教委管理課長 上 野 明 仁 住民環境課長 小 野 厚 生 社会教育課長 今 吉 孝 志 税務課長 保健福祉課長 相星永悟 本 松 健一郎

#### 5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

 事務局長本高秀俊

 次長兼調査係長宮本修一

 次長兼議事係長垣内吉郎

 庶務係主幹西ゆかり

## 開会 午前10時00分

\_\_\_\_\_

○議長(宮本昭一君) これより、令和2年第4回大崎町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

\_\_\_\_\_

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(宮本昭一君) 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、吉原信雄君、8番、中山美幸君を指名いたします。

\_\_\_\_\_

#### 日程第2 会期の決定

○議長(宮本昭一君) 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

今期定例会の会期は、お手元に配付してある日程案のとおり、本日から12月16日まで15日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月16日までの15日間と決定いたしました。

\_\_\_\_\_

#### 日程第3 行政報告

○議長(宮本昭一君) 日程第3「行政報告」を行います。 これを許可します。

**〇町長(東 靖弘君**) 令和2年第4回議会定例会に当たり、諸般の行政報告をいたします。

まず、はじめに、建設課関係でございます。東九州自動車道の事業進捗状況等について、報告いたします。報道等によりご存じのことと思われますが、東九州自動車道の(仮称)志布志ICから鹿屋串良ジャンクションまで、19.2キロメートルについては、令和2年度内の開通を目指し鋭意工事を推進しておりましたが、令和2年7月豪雨により工事中の道路等が被災し、現在、本線工事に合わせ被災箇所の復旧工事も行っている状況であります。このようなことから、国では今後の工事工程も考慮した結果、開通予定時期を令和3年夏頃へ見直すことになったようでございます。

次に、住民環境課関係でございます。曽於南部厚生事務組合火葬場の一部民間委

託について報告いたします。火葬業務は通常3人体制で行っていますが、4月採用予定者の1名が辞退し、2名体制で火葬業務に従事していましたが、さらに1人の職員も7月末に退職したため、職員を公募したところ応募もなく、8月からは1人で火葬業務を行っておりました。このことから、曽於南部厚生事務組合では業務の一部を民間委託する方針を決定し、委託業者の募集及び選考を行ったところ、県内でも同様の業務実績を有しております、豊田市奥田新町12番3号の株式会社五輪との契約が成立し、11月1日から業務を行っております。

次に、使用済み紙オムツの再資源化についてであります。現在、本町、志布志市、株式会社ユニチャーム、有限会社曽於リサイクルセンターの4者で協定を結び、使用済み紙オムツの再資源化実証事業に取り組んでいるところであります。本町におきましては、令和元年9月から、環境省の高齢化社会に対応したごみ出し支援の試行実証のためのモデル事業を活用し、紙オムツ回収専用ボックスを設置しました。回収につきましては、生ごみ回収日と同じタイミングで使用済み紙オムツを分別回収することで回数が増え、利用者に喜ばれているところであります。また、使用済み紙オムツの再資源化につきましては、ユニチャームが環境省の補助事業を活用し、曽於リサイクルセンターに実証施設の設置を行い、実証実験を進めているところでありますが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、進捗におくれが生じているところであります。現段階で確認しましたところ、令和3年度中に様々な実証実験を繰り返しながら課題を解決し、令和4年4月からの本格稼働に向けて4者で協力しながら、使用済み紙オムツの再資源化の実現に向けて取り組むこととしております。

以上で、報告を終わります。

○議長(宮本昭一君) これで、報告は終わりました。

\_\_\_\_\_

日程第4 認定第1号 令和元年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長(宮本昭一君) 日程第4、認定第1号「令和元年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

〇決算審査特別委員長(諸木悦朗君) ただいま議題となりました認定第1号令和元年 度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について、決算審査特別委員会の審査の経過と 結果について報告いたします。

当委員会は、去る10月5日に委員会を開会し、審査班の編制、審査期間並びに 日程、審査方針を決定しました。翌日以降に、審査班ごとに所管する事務事項の担 当課長等の出席を求め、審査した次第であります。 なお、審査班の編制及び所管事項について。第1班は、班長、神崎文男委員、副 班長、稲留光晴委員、委員として、小野光夫委員、中山美幸委員の4名で、総務厚 生常任委員会所管に関する事項を担当。第2班は、班長、富重幸博委員、副班長、 平田慎一委員、委員として、上原正一委員、吉原信雄委員、児玉孝德委員の5名 で、文教経済常任委員会所管に関する事項を担当し、歳入については委員長の私が 担当いたしました。

審査期間並びに日程について、審査期間は10月5日から10月19日までの15日間と決定しました。

審査の方針について。第1、予算は合理的かつ効率的に執行され、所期の目的が 達成されたか。第2、歳入は予算どおり適正に確保されたか。第3、歳出は適正に 執行されたか。第4、町長の施政方針にある重点施策の成果はどうであったか。第 5、前年度決算審査特別委員会の指摘事項並びに監査委員の指摘事項はどのように 処理されたか。以上の点に留意し、審査いたしました。

まず、歳入から申し上げます。

令和元年度決算における収入済額は105億5,917万6,878円で、調定額112億6,701万6,274円に対する収入割合は93.7%である。収入済額を前年度と比較すると、4億2,188万8,684円の増で、増加率は4.16%の増である。増加の主な要因は、ふるさと納税寄附金の増による寄附金11億4,703万6,860円の増のほか、県支出金6,830万5,331円の増が主なものである。また、減額の主な要因は、諸収入の1億3,787万2,546円の減のほか、繰入金の1億9,491万7,642円の減が主なものである。なお、ふるさと納税による寄附金の収入額は28億4,235万4,130円で、収入済額の構成比で26.9%を占めており、本町の貴重な財源となっている。今後も、納税者と持続的な交流ができるように、引き続き努力をされるよう要望する。

一方、収入未済額は7億158万5,683円であるが、このうち、国等の交付決定に基づき調定を起票した分の繰越明許費分が5億6,075万7,000円であり、これを差し引いた額は1億4,082万8,683円となる。前年度と比較すると、4,967万811円の増となる。収入未済額の内訳の主なものは、町税の6,518万2,031円、分担金及び負担金40万7,740円、使用料及び手数料352万7,300円、財産収入373万4,900円、貸付金等の諸収入6,797万5,942円である。自主財源である町税は、主に町民税の減により対前年度5,350万8,096円減の13億8,758万2,909円の収入済額で、調定額に対し徴収率で95.1%、前年度と比較すると0.1ポイント減となっており、収入済額の構成比では13.1%を占めている。減少の要因は、法人町民税の減が主で

あるが、固定資産税は太陽光発電の課税客体の把握に努め、税額の増となっている。今後とも、課税客体の把握、課税の適正化に努めると共に、町民の自主的な納付意識の向上へと繋げるなど徴収率向上に向けた取組を期待する。

不納欠損額について625万4,163円で、前年度より497万7,355円の減である。減少の要因は、前年度において廃業し、再開見込みのない法人の固定資産税を過年度も含め即時消滅したことによるものである。町税は町財政の根幹をなす重要な財源であり、住民の公平負担の原則から、安易に時効完成による不納欠損を生じさせないよう努力されたい。また、町税以外の財産収入についても、収入未済額が前年度より増加していることから、今後とも納入に向けた改善策に努められたい。なお、収入未済となっている住宅新築資金等貸付金償還金、国庫補助金返還金等については、不納欠損処分等の対策を講じられないかの調査・研究を強く要望する。

以上のことを踏まえて、重点審査事項である歳入が予算どおり適正に確保されたことについては、予算現額に対して収入済額が97.4%の収入率で、これを繰越明許費の額は大きかったことの影響を考慮すれば収入は確保されており、予算の執行においては影響はなかったものと判断される。

以上で、歳入における報告になります。

次に、歳出について。班ごとにまとめた指摘事項の主なものとして、まず第1班の審査において、税務課所管では、賦課徴収費の委託料において134万6,268円の不用額が生じている要因は何かとの問いに対し、委託料の不用額については、登記委託料に係るものが主で、登記委託料の予算額133万9,000円に対し、実績額が37万8,205円、不用額が96万765円となっている。これは、公共事業等において現状と登記等が合わないものがあり、突発的で緊急性の高い事業に対処するため、予算を確保していたものであるとの答弁でありました。固定資産家屋新築費等調査業務委託については、本町独自で実施する家屋評価と県と合同で行う家屋評価は、何が異なるのかとの問いに対し、県と合同で行う家屋評価については、家屋面積が300平米以上で、建物の構造が非木造の物件を評価する時に合同で行っているとの答弁でありました。税務課所管での歳出における要望事項は、特にありませんでした。

総務課所管では、避難所開設に伴う運営体制について、避難所に来られる住民の 方々の体調管理に配慮することも肝要であると考える。町の保健師などによる支援 体制をとっているとのことであるが、避難者には子どもから高齢者、中には体調の 優れない方も来られることが想定されるため、家を離れることへの不安感など心の ケアも十分に行われるよう、引き続き、避難者への支援体制を整備される努力をさ れたい。また、火災現場の消火活動については、夜間の消防団活動等に活用するため、本年度、LEDのバルーン投光器を各分団1基ずつ配備するということであるが、各消防分団が消火活動等を円滑に行えるよう、今後も引き続き、消防団活動の環境整備に努めるよう要望する。

保健福祉課所管では、健康診査事業については、特定健診の受診率の目標値を60%に設定しているが、実際、40%前半の受診率で、目標値には届いていない。保健師ごとに担当地区を指定し、重症化に陥らないための訪問や特定検診の受診啓発を行っているが、日頃から自身の検診の重要性を認識してもらうことが大事であるため、今後も、さらに受診率向上に向けた啓発活動を行っていくよう要望する。

住民環境課所管では、不法投棄を禁止する看板の設置について、住民から相談を受けた場合は、住民環境課の担当職員が設置場所の確認を行い、土地所有者の許可を得て看板を設置しているということであるが、土地所有者から相談を受けた場合には、氏名や使用目的、設置場所等を確認せず看板を配付している状況が見受けられた。相手の氏名、使用目的、設置場所等の確認を行うなど、在庫管理を含め配付履歴をとっておくなどの事務処理の改善を要望する。

企画課所管では、定住住宅取得補助金について、昨年度の実績で23世帯が大崎町に移住し、そのうち4世帯が県外からの移住者であったということである。本町の取組としては、国の移住支援に頼ることなく、町では何かできるかを検討して、町独自の制度設計というものを念頭に業務を遂行していくということであるが、今までの定住住宅補助金施策の反省を踏まえた上で、人口減をどうやって克服していくのかがこの町の大きな課題だと認識している。定住は、定住住宅取得補助金の対象要件の緩和を含めた要綱改正を行うなど、引き続き定住のための施策を推し進めていかれるよう要望する。

以上が、1班の報告になります。

次に、2班の審査について、水道課所管では、合併浄化槽の設置に対する補助について、本年度から、国や県の方針もあり、汲み取りまたは単独処理槽から合併処理浄化槽への入替えを行う場合のみ補助の対象となっており、新築住宅に対する合併処理浄化槽の設置に対しては補助の対象外となっている。新築住宅に対する合併処理浄化槽の設置補助に関しては、定住化促進に寄与し、人口減少対策の一助にもなると考えていることから、新築住宅に対する合併処理浄化槽の設置に対しても補助する等、財政担当部署とも十分な協議を検討していただきくよう要望する。

農業委員会所管では、農地利用最適化推進委員について、条例で定められた定員は11名であるが、現在の委員数は8名である。欠員が3名生じている状態である。当委員の重要な業務の1つで、担い手農家への農地の集積、集約化が挙げら

れ、大崎町の基幹産業である農業政策を考える上でも重要な活動を担っている。こ のような状況から、さらに充実した活動ができる体制づくりが図られるよう要望す る。

農林振興課所管では、早期水稲は品種により水の管理の仕方や害虫防除等に適した時期が異なるため、同じ水系で数種類の品種を作付けしていると、管理に合った品種以外の米については品質が低下してしまう状況が懸念される。問題解決のため取組を既に行っているが、関係団体を通じた意向調査を実施する等、稲作をされる方々が納得した上で作付けができるように団地化の推進について、更なる検討を重ねていただくよう要望する。

耕地課所管では、水田ほ場整備に関連して、整備事業の初期段階では認定農業者の若手の農家といった次の時代を担う農業者の参加があったが、事業が進むにつれて、次世代の農業者の参加がほとんどなくなってしまった状況が見受けられる。このような状況を打破するために、農業生産法人等も含めた、次の時代を担う農業者の参加を積極的に呼びかける等、次世代に大崎町の農業が引き継がれるよう方策を検討していただくよう要望する。

建設課所管では、危険家屋解体補助金について、昨年度から事業が実施されているが、申請件数10件のうち、2件が危険家屋と認定されている状況である。実施された危険廃屋の解体撤去事業と比べると要件が厳しいのではないかと推察されることから、危険家屋解体事業の運用について関係部署と協議され、町民の方々が活用しやすい補助事業にするために、更なる検討を進められるよう要望する。

教育委員会管理課所管では、大崎中学校体育館のモルタル落下補修工事について、中学校の体育館は、町内3校が統合したときに改修工事が施工されているが、モルタル落下の現状を踏まえ、生徒や教職員等が怪我や命に係わるような事故に遭遇する可能性を否定できない。今後、所管する施設の改修を実施する場合は、関係者等の安全を守るということを第一に、関係部署と十分な協議をされた上で対応していただくよう要望する。

社会教育課所管では、様々な年代にわたる町民の社会教育、生涯学習、生涯スポーツをはじめ広範な活動を行っているが、特に児童や生徒を対象に行っている活動については、参加者が児童生徒の多い学校区に偏っていることが懸念される。過去には、開催場所を変えて参加者を募集したが、応募がなかったとのことである。各種事業を展開する上では、町内の児童生徒ができるだけ参加できる体制を構築することが望ましいと考えることから、社会教育課所管に関する事業全般の推進に向けた体制づくりについて、一層の検討を重ねられるよう要望する。

以上が、2班の報告になります。

1班、2班の審議を通して、要望事項として、各課の決算審査の過程において、 事業実績等の質疑に対して、後日の資料提出で対処したケースが見受けられるの で、決算審査に当たっては事前に資料作成などの十分な準備を行い、審査に臨まれ るよう要望する。また、後日の資料提出にもなった場合、決算審査に支障を来すこ とも懸念されることから、速やかな資料提出を求める。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第1号、令和元年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定については認定すべきものと、委員全員の意見の一致をみた次第であります。

なお、ただいま申し上げました事項については、議会の意見として町長に申し入れることが適当である旨、委員会で決定いたしました。

以上で、決算審査特別委員会の審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長(宮本昭一君) これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。認定第1号「令和元年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について」、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

#### [賛成者起立]

#### 〇議長(宮本昭一君) 起立多数。

よって、認定第1号「令和元年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について」は 認定することに決定しました。

ここで、さらにお諮りいたします。

ただいまの委員長報告の中にあります意見については、議会の意見として町長に申し入れされたいとの要望であります。町議会議長名をもって町長に申し入れることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告の意見については、町議会議長名をもって申し入れることに決定いたしました。

----

日程第5 認定第2号 令和元年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認 定について

日程第6 認定第3号 令和元年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 について

日程第7 認定第4号 令和元年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて

○議長(宮本昭一君) 日程第5、認定第2号「令和元年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第6、認定第3号「令和元年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第7、認定第4号「令和元年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、以上3件を一括議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長(神崎文男君) ただいま議題となりました認定第2号及び認定第3号、認定第4号について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

当委員会は、去る10月7日に委員会を開催し、担当課長並びに担当職員の出席 を求め、補足説明を受け審査いたしました。

まず、認定第2号、令和元年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、歳入総額18億8,153万9,274円、歳出総額18億6,738万1,153円で、歳入歳出差引額が1,415万8,121円となり、このうち100万円を基金へ積み立てて、残り1,315万8,121円が翌年度への繰越金となっております。

委員から、決算説明資料の中の年度別1人当たり医療費の推移の医療費増加については、要因は少子高齢化及び医療技術の高度化によるものではないかと考えているとの説明であったが、医療費増加の内容を分析し、その要因が判明しているのであれば、その対策を講じた予算措置も必要であると思うがどうかとの問いに対し、疾病をデータベース化した情報もあることから、この情報を活用し、保健師と継続的な訪問により多受診解消に向けた訪問活動に力を入れていきたいとの答弁でありました。

さらに、委員から、医療費増加の要因の分析結果を踏まえ、次年度以降の予算については、その対策を盛り込んだ事業を反映するよう要望した。

次に、認定第3号、令和元年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 については、歳入総額1億8,389万2,326円、歳出総額1億7,947万9, 822円で、歳入歳出差引額が441万2,504円となり、この全額が翌年度へ の繰越金となっております。

委員から、決算説明資料によると、総医療費及び1人当たりの医療費とも減少傾向にあるが、これは長寿健診の受診率が年々増加していることによるものかとの問いに対し、令和元年度においては、大崎町を含む県内の11市町村で1人当たりの医療費が減少している状況であり、要因は、一概に受診率が増加したことによるものだけではなく、保健師を交えてレセプト等をもとに分析した結果から、診療報酬の点数が高い疾病が減少したことによる医療費減少が要因ではないかと考えているとの答弁でありました。

次に、認定第4号、令和元年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、歳入総額19億4,927万2,333円、歳出総額17億6,802万2,964円で、歳入歳出差引額が1億8,124万9,369円となり、この全額が翌年度への繰越金となっております。

特に質疑はありませんでした。

以上で、認定第2号、認定第3号、認定第4号について、討論を求めましたが討論はなく、採決の結果、認定第2号、認定第3号、認定第4号については原案のとおり認定すべきものと、全委員の意見の一致をみたことを報告いたします。

以上で、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長(宮本昭一君) これより質疑に入ります。認定第2号の委員長報告に対して、 何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

次に、認定第3号の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

次に、認定第4号の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。認定第2号「令和元年度大崎町国民健康保険事業特別 会計歳入歳出決算認定について」、討論はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長(宮本昭一君) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。認定第2号「令和元年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳 出決算認定について」、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認 定することに賛成の諸君の起立を求めます。

#### 「賛成者起立〕

#### 〇議長(宮本昭一君) 起立多数。

よって、認定第2号「令和元年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算 認定について」は認定することに決定しました。

次に、認定第3号「令和元年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 について」、討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長(宮本昭一君) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。認定第3号「令和元年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出 決算認定について」、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定 することに賛成の諸君の起立を求めます。

#### [賛成者起立]

#### ○議長(宮本昭一君) 起立多数です。

よって、認定第3号「令和元年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認 定について」は認定することに決定しました。

次に、認定第4号「令和元年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長(宮本昭一君) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。認定第4号「令和元年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立〕

〇議長(宮本昭一君) 起立多数です。

よって、認定第4号「令和元年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定 について」は認定することに決定しました。

\_\_\_\_\_

日程第 8 認定第 5号 令和元年度大崎町水道事業会計決算認定について

日程第 9 議案第38号 令和元年度大崎町水道事業剰余金の処分について

日程第10 認定第 6号 令和元年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算 認定について

○議長(宮本昭一君) 日程第8、認定第5号「令和元年度大崎町水道事業会計決算認定について」、日程第9、議案第38号「令和元年度大崎町水道事業剰余金の処分について」、日程第10、認定第6号「令和元年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、以上3件を一括議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長(富重幸博君) ただいま議題となりました認定第5号、令和元年度大崎町水道事業会計決算認定について、及び議案第38号、令和元年度大崎町水道事業剰余金の処分について、並びに認定第6号、令和元年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上3件の文教経済常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

当委員会は、去る10月5日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席 を求め、補足説明を受け、審査をいたしました。

はじめに、認定第5号でありますが、令和元年度の給水収益は1億9,533万2,764円で、対前年比4.7%の減収となっております。

質疑に入り、水道料金の未納が生じている場合、給水停止を行う基準や未収金に対しての回収体制について、どのような取組を行っているのか説明を求めたところ、給水処分の基準については、大体4期以上を滞納している方々を対象にして催告状及び停水処分予告書を送付しており、その中では、連絡がない等、全く反応がなかったところについては、訪問したり文書を直接届けている。それでも連絡がないなど、何の反応もなかったところについては停水処分を行っている状況である。停水処分を実施して、水道課に連絡があれば、そこで分納誓約をとったり、1期分とか2期分の納入があれば停水処分を解除している状況である。しかしながら、生活が困難という理由などから水道料金の納入が滞る方が多くいることから、その後、また未納が続いてしまい、再度停水処分を行うケースが繰り返される状況であるとの答弁でありました。

さらに、委員から、4期以上滞納している方々を対象に停水処分を行い、1期分

とか2期分とか納入があれば停水処分を解除しているケースが多くなっているとの 説明であったが、そのような状況であれば、例えば2期分滞納があれば、停水処分 の対象として対応することによって、納入できる範囲内に未納額を抑えることによ り未収金の問題を改善することができるようになるのではとの問いに対し、今後 は、2期分の滞納がある方々については、督促状を発送し、未収金の問題を改善し ながら、また、新規の未納者を増やさないように取り組んでいきたいとの答弁であ りました。

続きまして、議案第38号でありますが、地方公営企業会計制度の新会計基準移行による令和元年度の未処分利益剰余金7億4,045万7,201円から、未処分利益変動額7億1,509万5,760円を差し引いた2,536万1,441円が実未処分利益剰余金となり、このうち2,500万円を建設改良積立金に積み立てて、残りの36万1,441円を翌年度への繰越予定額とするとのことであります。

質疑に入りましたが、特記すべき質疑はありませんでした。

次に、認定第6号でありますが、決算の収支状況は、歳入合計が1億8,801万6,481円、歳出合計が1億8,330万2,152円で、歳入歳出差引額471万4,329円を翌年度への繰り越しとするとのことであります。

質疑に入り、公共下水道事業は、下水道使用料等の歳入に対し、下水道施設を建設するために借り入れた建設費用の償還額等の歳出が歳入を大きく上回り、その不足分を一般財源からの繰入金で賄っている状況である。また、公共下水道事業が供用開始してから相応の年数も経過しており、施設の更新のための費用も考慮しなければならない状況である。このような状況を踏まえると、基金の創設や、積立金を積み立てるなどの方策を考える必要があると思うが、どのように考えているのかとの問いに対し、これまで基金の創設などについて検討してきた経緯はないが、これから本年度の下水道審議会を開催する計画であることから、基金の設置等を含めた検討を行っていきたいとの答弁でありました。

以上、質疑を終結し、認定第5号及び議案第38号、並びに認定第6号について、それぞれ討論・採決に入りましたが、いずれも討論はなく、採決の結果、認定第5号、令和元年度大崎町水道事業会計決算認定について、及び議案第38号、令和元年度大崎町水道事業剰余金の処分について、並びに認定第6号、令和元年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上3件は、認定可決すべきものと全出席委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、文教経済常任委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長(宮本昭一君) これより質疑に入ります。認定第5号の委員長報告に対して、 何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第38号の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

次に、認定第6号の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。認定第5号「令和元年度大崎町水道事業会計決算認定 について」、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。認定第5号「令和元年度大崎町水道事業会計決算認定について」、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

#### [賛成者起立]

〇議長(宮本昭一君) 起立多数。

よって、認定第5号「令和元年度大崎町水道事業会計決算認定について」は認定 することに決定しました。

次に、議案第38号「令和元年度大崎町水道事業剰余金の処分について」、討論 はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。議案第38号「令和元年度大崎町水道事業剰余金の処分について」、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立〕

〇議長(宮本昭一君) 起立多数です。

よって、議案第38号「令和元年度大崎町水道事業剰余金の処分について」は可 決することに決定いたしました。

次に、認定第6号「令和元年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定 について」、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。認定第6号「令和元年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出 決算認定について」、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定 することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立〕

〇議長(宮本昭一君) 起立多数です。

よって、認定第6号「令和元年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」は認定することに決定いたしました。

\_\_\_\_\_

日程第11 議案第42号 令和2年度大崎町一般会計補正予算(第5号)

○議長(宮本昭一君) 日程第11、議案第42号「令和2年度大崎町一般会計補正予算(第5号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

**〇町長(東 靖弘君)** 本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,342 万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を138億6,188万7,000円 にするものでございます。

歳出の主なものは、新型コロナウイルス感染症対策事業に係る経費、空き店舗対 策事業補助金、大崎町SDGs推進協議会設立出金などでございます。歳入は、法 人事業税交付金、国庫支出金、町債の増及び県支出金、繰入金の減が主なものでご ざいます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長(上橋孝幸君) それでは、御説明いたします。なお、今回の補正予算に関する新型コロナウイルス感染症の影響による事業の縮小や中止に伴う事業費の調整、及び人事院勧告に伴う人件費の調整につきましては説明を省略させていただきます。

まず、歳出の主なものから御説明いたしますので、歳入歳出補正予算事項別明細書の11ページをお願いいたします。

款2総務費、目10企画費、節18負担金、補助及び交付金は、合計で297万3,000円でございますが、主なものは、廃止路線代替バスの運行に係る地方公共交通特別対策事業運行費補助金の確定に伴う増と、空き家リフォーム促進事業補助金を、執行見込みにより増額するものでございます。

12ページをお願いいたします。目13地方創生費100万円は、大崎町SDGs推進協議会設立出損金でございます。こちらは、企業版ふるさと納税を活用した取組として、鹿児島相互信用金庫やMBCなど4者と合同でSDGs推進協議会の設立を予定しておりますが、その設立に係る出損金でございます。

目15新型コロナウイルス感染症対策事業費は、地方創生臨時交付金を活用した 感染症対策事業費でございますが、公共施設のトイレの一部について、手洗いの自 動水洗化を進めるなどの感染症対策のための修繕料1,078万7,000円と、公 共施設の入り口等に設置するAI機能付き検温モニター等の備品購入費760万円 が主なものでございます。

次に、14ページをお願いいたします。款4衛生費、目10新型コロナウイルス 感染症対策事業費、節18負担金、補助及び交付金は、合計で150万円でござい ます。大崎町新生児子育て支援臨時給付金の100万円の減は、今後の新生児数を 見込んで減額するものでございます。

次の15ページをお願いいたしまして、大崎町発熱外来診療体制整備事業補助金250万円は、発熱の依頼者を受け入れるための体制整備費用としまして、町内5つの医療機関を対象に、1医療機関当たり50万円を上限に助成するものでございます。

款5農林水産業費、目10農地費、節18負担金、補助及び交付金112万3、000円は、多面的機能支払交付金の確定に伴う増でございます。目11土地改良事業費は、農地耕作条件改善事業として実施しております永吉西地区の農道及び天神排水路の整備工事に係る事業費でございますが、事業の進捗状況により予算の組替えを行うものでございます。目15新型コロナウイルス感染症対策事業費163万2,000円は、コロナ禍でも安定した農業経営ができるように、農業経営収入保険への加入促進を図るための農業経営収入保険加入推進事業補助金でございます。

16ページをお願いいたします。款6商工費、目2商工業振興費の主なものはふるさと納税促進事業費でございますが、ふるさと納税者の増加に伴い、ポータルサイトの手数料等の関連経費が増額することを見込みまして増減するものでございま

す。そのほか、節18負担金、補助及び交付金365万3,000円は、空き店舗対策事業補助金及び商工業資金利子補給補助金を執行見込みにより増額するものでございます。目4新型コロナウイルス感染症対策事業費320万円は、飛沫感染を最小限に抑えるためのくにの松原キャンプ場及び益丸プールのトイレ洋式化工事でございます。

次に、18ページをお願いいたします。款9教育費、目5新型コロナウイルス感染症対策事業費200万円は、感染症対策としまして、給食センターの厨房にスポットクーラーを設置するための備品購入費でございます。項2小学校費、目1学校管理費、節10需用費200万円は、各小学校の光熱水費でございますが、コロナ対策による室内換気のため、空調機器の併用等により電気利用が増加しているため補正するものでございます。

19ページをお願いいたします。項3中学校費、目3新型コロナウイルス感染症対策事業費220万円は、感染症対策としまして、中学校の特別教室のうち、美術室に空調機器を設置するための備品購入費でございます。

20ページをお願いいたします。項5保健体育費、目1保健体育総務費は6,176万円の減でございます。主なものは、燃ゆる感動かごしま国体大崎町実行委員会補助金の減でございますが、鹿児島国体が3年後に延期されたことに伴い、本年度の事業費が縮小されたため減額するものでございます。

これで歳出を終わりまして、次に、歳入の主なものについて御説明いたしますので、8ページをお願いいたします。

款6法人事業税交付金、目1法人事業税交付金1,090万1,000円は、交付 決定に伴う増でございます。款15国庫支出金から、次の9ページの款16県支出 金までは、歳出にございます各事業の執行見込み及び決定等に伴う増減でございま す。

款19繰入金、目1財政調整基金繰入金2,300万円の減は、財源の調整でございます。目5ふるさと応援基金繰入金は2,760万円の減でございます。当初予算におきまして燃ゆる感動かごしま国体大崎町実行委員会補助金等の財源として予定しておりましたが、今回の補正減によりまして、総体として減額するものでございます。

10ページをお願いいたします。

最後に、款22町債でございます。目6臨時財政対策債2,543万5,000円は、起債額の決定に伴う増でございます。

次に、5ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正でございます。

(1) 追加でございますが、表内に記載してございます2つの委託事業でございま

す。現在の債務負担行為期間が今年度をもって終了いたしますことから、新たに、令和3年度の債務負担行為限度額としてお願いするものでございます。まず、大崎町老人福祉センター管理委託料でございますが、債務負担行為期間を令和3年度から5年度までの3年間とし、限度額を1,050万円とするものでございます。次に、スクールバス運行業務委託料、中沖菱田方面2路線でございます。こちらは、期間が1年間でございますので、翌年度の令和3年度に1,698万9,000円を限度額としてお願いするものでございます。

次に、第3表地方債補正でございます。 (1) 変更でございますが、起債の目的 欄の臨時財政対策債の限度額を、補正前の額から補正後の額に変更するものでございます。 なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更はございません。

なお、21ページ以降に給与費明細書を添付してございますので、御参照いただ きたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

- ○議長(宮本昭一君) これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。
- ○8番(中山美幸君) 2点ほどお伺いいたします。まず、予算の組み方にちょっとお伺いしたいんですが、特にコロナ対策、この件について、コロナの対策については臨時交付金等々が充てられておりますよね。その中で、全体を通しまして5の15、それから4の2の15、6の4、9の5、9の3、ここに予算を組まれているわけですが、その部分で一般財源からの執行ということも計画されているようです。国からの国県の補助事業、臨時交付金で足りなかったのか、それとも、その事業をするに当たって、その要綱に対して一般財源からの持ち出しをしなければいけなかったのかという点が、まず1点ですね。

それから、中学校費の中にはコロナ対策として予算が計上されておりますが、小学校費の中にコロナ対策に対する予算計上がなされておりませんが、小学校に対してはコロナ対策に対して、その予算の必要はなかったのかどうか、その2点についてお示しをください。

○総務課長(上橋孝幸君) まず、1点目の御質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、地方創生臨時交付金につきましては、今まで、国から第1次配分、第2次配分、合わせて約3億8,700万円の決定をいただいているところでございます。これまで、補正予算におきまして関係する費目にそれぞれ予算のほうをお願いして議決をいただいているところなんですが、今のところ、予算の総額としては交付金を上回る額をお願いしております。

ただ、いろんな事業に充当している関係で、まだ執行途中のものもございまして、当然、今後、執行残というのも十分考えられるところでございますので、今のところはそういった執行見込が不透明な事業もあるということで、なるべく交付金を有効活用したいということもありますので、今のところは、まず充当可能な予算だけをとりあえず確保して、最終的には、また、3月の補正予算で財源変更あるいは予算の減と、そういったものの調整というのが今後出てくるのかなというふうに思っているところでございます。

それから、小学校費につきましては、今回、総務費の中の新型コロナウイルス感染症対策事業費の中で、いろいろコロナウイルス感染症対策の備品であったり、そういったものを予算を計上しているところなんですが、そういった備品については、今回は庁舎、公共施設だけではなくて、学校分の含めた形で一括して予算を、今回計上しているところもございますので、そういった備品関係については、小学校の分も含めて総務費の中で一部計上している分もございます。

以上です。

- ○8番(中山美幸君) もうちょっとわかりにくいところがあってですね、例えばです よ教育費の中の9の5の中で備品の購入費等々が上げられておりますよね。先ほど も言いましたけれども、その中で一般財源からの持ち出しというのもございますよ ね。それが、だから、助成の要綱、コロナ対策に対する要綱等で比率があるのかど うかというのも、私は合わせてお伺いしたと思いますが、その点についてお示しを ください。
- ○総務課長(上橋孝幸君) ただいまの質問についてお答えしたいと思いますが、要綱では、特に比率というのはございませんので、一般財源をつけずに交付金100%で予算を計上することも可能ではございます。

ただ、今後、入札等々してまいりますので、必ずしも100%交付金が活用できるかということは限らないので、予算上は、一旦余分を受けといいますか、そういった形で一般財源を継ぎ足しているところでございます。

○議長(宮本昭一君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第42号は、会議規則第39条第1項の規定 により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

----

日程第12 議案第43号 令和2年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長(宮本昭一君) 日程第12、議案第43号「令和2年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(東 靖弘君) 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出 それぞれ406万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億5, 567万6,000円とするものでございます。補正の主なものは、災害等臨時特 例補助金、退職被保険者等療養給付費、国保財政安定化支援事業算定額及び前年度 繰越金の増額に伴い、補正するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

**〇保健福祉課長(相星永悟君)** それでは、御説明いたします。補正予算書 7 ページを お開きください。

歳出から御説明いたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費7万7,000円の増額は、節1 2委託料に国保事務電算委託料として計上いたしました国保データベースシステムのシステムの改修に係るものでございます。

款2保険給付費、項1療養諸費、目4退職被保険者等療養給付費5万円の増額は、節18負担金、補助及び交付金に退職被保険者等診療報酬として、過年度分の 請求に対応するため計上いたしました。

次の款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分、目1一般被保険者医療給付費分、次の項2後期高齢者支援金等分、目1一般被保険者後期高齢者支援金等分、次の項3介護納付金分、目1介護納付金分、ともに財源変更によるものでございます。

8ページをお開きください。款8予備費、項1予備費、目1予備費393万3, 000円は、調整によるものでございます。

以上で歳出の説明を終わりまして、次に、歳入を御説明いたします。 6ページを お願いいたします。

款3国庫支出金、項1国庫補助金、目2災害等臨時特例補助金、節1災害等臨時特例補助金(新型コロナウイルス感染症対応分)に22万円計上いたしました。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う保険税減免の特例措置に対する国庫補助金でございます。

款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金、節1保険給付費等交付金 金(普通交付金)に5万円増額いたしました。歳出で御説明いたしました退職被保 険者等療養給付費に対する県交付金でございます。

款6繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金63万2,000円の増額で、節1保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)は29万7,000円の減額、節2保険基盤安定繰入金(保険者支援分)は48万4,000円の増額、節5財政安定化支援事業繰入金は44万5,000円の増額、それぞれ実績見込みにより増減するものでございます。

款7繰越金、項1繰越金、目1前年度繰越金、節1前年度繰越金315万8,0 00円の増額で、額の確定に伴うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(宮本昭一君) これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第43号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

### 日程第13 議案第44号 令和2年度大崎町水道事業会計補正予算(第2号)

○議長(宮本昭一君) 日程第13、議案第44号「令和2年度大崎町水道事業会計補 正予算(第2号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(東 靖弘君) 御説明いたします。本案は、収益的収入及び支出の補正増ですが、収益的収入の予定額を2億3,117万円に、収益的支出の予定額を2億1,6 22万1,000円とするものでございます。

まず、収益的収入の補正内容につきましては、水道機械設備損害保険金による収入増であります。

収益的支出につきましては、落雷による水道施設修繕に係る修繕料の増となって おります。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

〇水道課長(髙田利郎君) それでは、御説明いたします。

今回の補正につきましては、6月から7月に受けました落雷によります水道施設の修繕費用の増に伴う収入と支出の補正でございます。

1ページをお願いいたします。

中ほどの、収入の第1款水道事業収益、第2項営業外収益を100万円増額し、

1,887万3,000円とするものでございます。

その下の、支出の第1款水道事業費用、第1項営業費用を600万円増額し、2 億287万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては参考資料で御説明いたしますので、7ページをお願いいたします。款1水道事業収益、目3雑収益100万円の増は、落雷によります損害保険金の増でございます。その下の、支出の第1款水道事業費用、目3配水及び給水費の600万円の増は、落雷によります水道施設7箇所の修繕費用の増でございます。

以上で説明を終わりますが、3ページ以降にキャッシュフロー計算書及び予定貸借対照表が添付してございますので御参照いただきたいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

○議長(宮本昭一君) これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第44号は、会議規則第39条第1項の規定により、文教経済常任委員会に付託いたします。

\_\_\_\_\_

# 日程第 1 4 議案第 4 5 号 令和 2 年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)

○議長(宮本昭一君) 日程第14、議案第45号「令和2年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

**〇町長(東 靖弘君)** 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出 それぞれ187万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億9,613万 9,000円にするものでございます。

歳出は、維持管理費のうち、大崎クリーンセンター内の機械電気設備等の取替修 繕の見込み分に係る費用が主なものでございます。

歳入は、受益者負担金及び下水道使用料の収入見込額の増でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

〇水道課長(高田利郎君) それでは、大崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、御説明申し上げます。

事項別明細書の歳出から御説明いたしますので、7ページをお願いいたします。

款1公共下水道事業費、項1公共下水道事業費、目1下水道総務費28万円の減は、水洗化等改造整備事業の実績見込みによるものが主なものでございます。目2維持管理費215万7,000円の増は、大崎クリーンセンターにございます汚泥脱水機が部分的に摩耗しているため、その修繕費と汚泥処理料のこれまでの実績と今後の見込みによるものが主なものでございます。

款2公債費、目1元金につきましては、財源の変更でございます。

次に、歳入を御説明いたしますので、前の6ページをお願いいたします。款1分担金及び負担金、目1下水道負担金30万円の増は、受益者負担金の実績によるものでございます。

款2使用料及び手数料、目1下水道使用料157万7,000円の増は、実績見込みによるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長(宮本昭一君) これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第45号は、会議規則第39条第1項の規定により、文教経済常任委員会に付託いたします。

\_\_\_\_\_

日程第15 議案第46号 大崎町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の 基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に 関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(宮本昭一君) 日程第15、議案第46号「大崎町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

**〇町長(東 靖弘君)** 御説明いたします。

本案は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正に伴い、この法律に基づく本町の固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○企画調整課長(中野伸一君) それでは、御説明いたします。

この条例は、企業による事業承継の円滑化を図ることを目的といたしました中小

企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律 等の一部を改正する法律というものが本年9月に交付されましたことから、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の該当条文に条ずれが発生したことに伴い、関係する条例について必要な改正を行うものでございます。

改正箇所につきましては、2枚目の新旧対照表でお示ししておりまして、改正後 の条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(宮本昭一君) これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第46号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第46号「大崎町地域経済牽引事業の促進による地域の成長 発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を 改正する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありません か。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第46号「大崎町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の 基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正す る条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

----

日程第16 議案第47号 大崎町肉用牛特別導入事業基金条例を廃止する条例の制

#### 定について

○議長(宮本昭一君) 日程第16、議案第47号「大崎町肉用牛特別導入事業基金条例を廃止する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(東 靖弘君) 御説明いたします。

本案は、昭和51年12月に創設いたしました、60歳以上の高齢者を対象に1 頭当たり40万円を上限として貸し付けする肉用牛の家畜導入事業でございますが、平成18年3月を最後に、この事業による導入実績はなく、現在は1頭当たり70万円を上限として貸し付けを行っています農業振興資金を活用していただいており、今後この事業を利用する計画はありませんので、廃止するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○農林振興課長(中村富士夫君) それでは、御説明いたします。

この条例は、肉用牛資源の確保と高齢者等の福祉向上に資することを目的に、先ほど町長の提案理由にもありましたように、昭和51年12月に創設され、基金の原資は国・県・町の資金を利用して基金に積み立て実施、平成23年度に事業が終了したことに伴いまして、国・県に原資を返納し、町の基金が残っておりました。基金は貸付期間5年間で、1導入対象者につき2頭以内、導入対象牛は繁殖用の肉用牛で生後4カ月齢以上18カ月未満で、1頭当たりの貸付限度額を40万円としておりましたが、平成18年3月の貸付を最後に貸付実績はございません。

また、これまでに739頭の実績がございました。その後は、農業振興資金を活用していただいており、今後もこの基金活用は見込めないことから、地方自治法第241条第8項の規定に基づき廃止をし、一般会計に繰り入れ、有効活用を図ることとしております。なお、基金の残高は、令和2年3月末現在1,666万4,856円でございます。このうち、108万9,715円、3件分が未償還となっておりますが、この未償還分については、今後も請求を行うこととしております。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○議長(宮本昭一君)** これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第47号は、会議規則第39条第1項の規定により、文教経済常任委員会に付託いたします。

\_\_\_\_\_

## 日程第 1 7 議案第 4 8 号 大崎町議会議員及び大崎町長の選挙における選挙運動の 公営に関する条例の制定について

○議長(宮本昭一君) 日程第17、議案第48号「大崎町議会議員及び大崎町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について」を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(東 靖弘君) 御説明いたします。

本案は、令和2年6月に公職選挙法の一部が改正されたことから、町単独で執行される町議会議員選挙及び町長選挙候補者の選挙運動に係る環境改善するため、選挙運動用の自動車、ビラ及びポスターの公営に関する条例を新たに制定するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長(上橋孝幸君) それでは、御説明いたします。

まず、公職選挙法の改正内容について御説明を申し上げます。

今回の改正は、町村の選挙における立候補に係る環境の改善のため、選挙公営の対象が拡大されたことと合わせ、町村議会議員選挙においてもビラの頒布を解禁するとともに、公営対象拡大に伴う措置として供託金制度を導入することを目的として行われたものでございます。

本町では、法改正に伴い、町議会議員及び町長の選挙における選挙運動用の自動車及びビラ・ポスター作成に係る経費を公費負担とすることにより、立候補者の負担の軽減及び立候補の機会均等を図るとともに、選挙の公平性を確保することを目的といたしまして公費負担の取扱に関しましての規定の整備を行うため、条例の制定を行うものでございます。

それでは、条例の本文について御説明いたしますので、議案書の1ページをご覧いただきたいと思います。

まず、第1条では、条例の趣旨を規定しております。次の第2条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担について定めております。ここでは、選挙運動用自動車における選挙運動期間中の告示の日から投票日前日までの5日間、または無投票になった場合には、告示日の1日間における1日当たりの公費負担限度額を6万4,500円と規定しております。

2ページをお願いいたします。第2条後段にただし書きがございますが、ここで

は、開票の結果、候補者に係る供託物が町に帰属することになった場合には、公費 負担の対象とならないことを定めております。

続いて、第3条の選挙運動用自動車の使用の契約締結の届け出についてでございます。ここでは、第2条の適用を受けようとする者は、道路運送法に規定する一般 乗用旅客自動車運送事業を経営する者、その他の者との間において、選挙運動用自 動車の使用に関し有償契約を締結した旨を町の選挙管理委員会に届け出なければな らないことを規定しております。

次に、第4条でございますが、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払い手続について規定しております。まず、第1項におきまして、選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結した一般乗用旅客自動車運送業を経営する者、その他の者からの請求に基づいて、町がその業者等に支払う旨を定めております。この場合におきましても、次に説明いたします区分に応じて限度額が規定されております。

まず、第1号でございます。いわゆるハイヤー契約でございますが、自動車運転 手及び燃料代込みでの選挙運動用自動車契約の場合の1日当たりの上限額を6万4,500円と定めております。

次の3ページをお願いいたします。第2号では、ハイヤー契約以外の契約についての規定でございます。いわゆるレンタル契約の場合でございますが、そのうち、アにつきましては、1日当たりの上限額を1万5,800円に、また、イでは、選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約の場合、1日当たり7,560円に、ウでは、選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約の場合の1日当たりの上限額を1万2,500円と規定しております。

4ページをお願いいたします。第5条でございますが、選挙運動用自動車の使用の契約の指定についてでございます。この条文におきましては、選挙運動用自動車の使用に関し、ハイヤー契約とレンタル契約の双方の契約を締結している場合には、候補者の指定により、いずれかの契約を選択できる旨を規定しております。

次の第6条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担についての規定でございますが、第2条だたし書きのとおり、候補者に係る供託物が町に帰属することとなった場合には公費負担の対象とならない旨を、合わせて準用規定で定めております。

続いて、第7条でございますが、ここでは選挙運動用ビラの作成の公費負担の適 用を受ける場合は、選挙運動用ビラの作成を依頼する業者との間において有償契約 を締結した旨を町の選挙管理委員会に届け出なければならないことを規定しており ます。

第8条でございますが、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払い手続でご ざいます。選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結した業者からの請求に基づ きまして、町が支払う旨を規定しております。なお、選挙運動用ビラの公費負担限 度額は、1枚当たり7円51銭に公職選挙法で定められておりますビラの作成限度 枚数を乗じた金額となっております。

第9条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担についての規定でございますが、この条においても第2条だたし書きの規定が適用されます。

次に、第10条でございますが、選挙運動用ポスターの作成の公費負担の適用を受ける場合は、選挙運動用ポスターの作成を依頼する業者との間におきまして有償契約を締結した旨を町の選挙管理委員会に届け出なければならないことを規定しております。

続きまして、第11条でございます。選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払い手続であります。選挙運動用ポスターの作成に関し、有償契約を締結した相手先であります業者からの請求に基づきまして、町が支払う旨を規定しております。なお、選挙運動用ポスターの公費負担限度額は、公職選挙法施行令で定める金額及び計算方法を準用し算出しておりますが、ポスターの作成枚数は、予備分を考慮いたしまして、ポスター掲示場の数に1.2を乗じた枚数を上限といたしております。第12条は、委任規定でございます。

最後に、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございま す。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○議長(宮本昭一君)** これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第48号は、大崎町議会議員及び大崎町長の 選挙における選挙運動の公営に関する条例審査特別委員会を設置し、これに付託し て、審査したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 異議なしと認めます。

よって、議案第48号は、大崎町議会議員及び大崎町長の選挙における選挙運動 の公営に関する条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定 いたしました。

さらにお諮りいたします。

特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項及び第4項の規定により、議長を除く11名の諸君を指名いたしたいと思います。これに御異議ありま

せんか。

#### [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました11名の諸君を選任することに決定いたしました。

これより、特別委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。委員会条令第8条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長は特別委員会において互選することになっております。さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっておりますので、これより特別委員会の委員長及び副委員長の互選を議員控え室でしていただきます。

これより、暫時休憩いたします。

------ 休憩 午前11時38分 再開 午前11時43分

○議長(宮本昭一君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長の氏名を報告いたします。委員長に、11番、諸木悦朗君、副委員長に、7番、吉原信雄君が選任されました。

----

日程第18 議案第49号 大崎町くにの松原キャンプ場の指定管理者の指定について

○議長(宮本昭一君) 日程第18、議案第49号「大崎町くにの松原キャンプ場の指定管理者の指定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

**〇町長(東 靖弘君)** 御説明いたします。

本案は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次の者を大崎町くに の松原キャンプ場の指定管理者として指定するものでございます。

指定管理者は、大崎町菱田1317番地2、アウトドアネットワーク株式会社で ございます。

指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとするものであり、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○企画調整課長(中野伸一君) それでは、説明いたします。

施設の名称、指定管理者及び指定の期間につきましては、町長提案のとおりでございますので、ここでは指定管理者の選定の経緯について御説明させていただきます。

指定管理者の選定につきましては、大崎町くにの松原キャンプ場の設置及び管理 に関する条例第6条指定管理者募集要項及び大崎町公の施設の指定管理者の指定の 手続に関する条例第3条に基づきまして、大崎町くにの松原キャンプ場の指定管理 者を公募より募集いたしました。

募集の結果、2者から申請書の提出がございまして、大崎町の公の施設の指定管理候補者の選定その他指定管理者制度の適正な運営を行うために、外部の有識者2名を含む指定管理候補者選定委員会を開催いたしまして、候補者が選定され、町長に対しまして指定管理候補者として推薦されました。

そこで、指定管理候補者選定委員会の推薦者を次期指定管理候補者として、議案 書のとおり提案するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(**宮本昭一君**) これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第49号は、指定管理者の指定に関する審査 特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、御異議ありません か。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 異議なしと認めます。

よって、議案第49号は、指定管理者の指定に関する審査特別委員会を設置し、 これに付託して審査することに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項及び第4項の規定により、議長を除く11名の諸君を指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました11名の諸君を選任することに決定いたしま

した。

これより、特別委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。委員会条令第8条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長は特別委員会において互選することになっております。さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっておりますので、これより特別委員会の委員長及び副委員長の互選を議員控え室でしていただきます。

これより、暫時休憩いたします。

----- 休憩 午前11時47分 再開 午前11時50分

○議長(宮本昭一君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長の氏名を報告いたします。委員長に、2番、富重幸博君、副委員長に、1番、平田慎一君が選任されました。

重ねてお諮りします。

議案第49号の審査に際し、証書類は審査の対象にならないとされておりますが、審査の過程において書類の提出や証人等の出頭証言を求める必要がある場合を 考慮して、地方自治法第98条の検査権並びに同法第100条の調査権を委託して 付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 異議なしと認めます。

よって、指定管理者の指定に関する審査特別委員会に対し、地方自治法第98条の検査権並び同法第100条の調査権を委託して付託することに決定いたしました。

\_\_\_\_\_

#### 日程第19 議案第50号 大崎町益丸プールの指定管理者の指定について

〇議長(宮本昭一君) 日程第19、議案第50号「大崎町益丸プールの指定管理者の 指定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(東 靖弘君) 御説明いたします。

本案は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次の者を大崎町益丸 プールの指定管理者として指定するものでございます。 指定管理者は、大崎町菱田1317番地2、アウトドアネットワーク株式会社で ございます。

指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとするものであり、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

#### ○企画調整課長(中野伸一君) それでは、説明いたします。

施設の名称、指定管理者及び指定の期間につきましては、町長提案のとおりでご ざいますので、ここでは指定管理者の選定の経緯について御説明させていただきま す。

指定管理者の選定につきましては、大崎町益丸プールの設置及び管理に関する条例第6条指定管理者募集要項及び大崎町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第3条に基づきまして、大崎町益丸プールの指定管理者を公募より募集いたしました。

募集の結果、2者から申請書の提出がございまして、大崎町の公の施設の指定管理候補者の選定その他指定管理者制度の適正な運営を行うために、外部の有識者2名を含む指定管理候補者選定委員会を開催いたしまして、候補者が選定され、町長に対しまして指定管理候補者として推薦されました。

そこで、指定管理候補者選定委員会の推薦者を次期指定管理候補者として、議案 書のとおり提案するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(**宮本昭一君**) これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第50号は、指定管理者の指定に関する審査 特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。このことに御異議あ りませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は、指定管理者の指定に関する審査特別委員会に付託 して審査することに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。

議案第50号の審査に際し、証書類は審査の対象にならないとされております

が、審査の過程において書類の提出や証人等の出頭証言を求める必要がある場合を 考慮して、地方自治法第98条の検査権並びに同法第100条の調査権を委託して 付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、指定管理者の指定に関する審査特別委員会に対し、地方自治法第98条の検査権並び同法第100条の調査権を委託して付託することに決定いたしました。

----

日程第20 議案第51号 財産の無償譲渡について

日程第21 議案第52号 財産の無償譲渡について

○議長(宮本昭一君) 日程第20、議案第51号「財産の無償譲渡について」、日程第21、議案第52号「財産の無償譲渡について」、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(東 靖弘君) 御説明いたします。

今回提出いたしました議案第51号及び議案第52号は、これまで指定管理者制度により管理運営を行ってまいりました広域交流活性化センターあすぱる大崎及びあすぱる物産館について、今後は民間事業者による両施設のさらなる有効活用が必要との判断から、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、財産を無償で譲渡することについて議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○企画調整課長(中野伸一君) それでは、御説明いたします。

今回、財産の無償譲渡をお願いいたしますのは、広域交流活性化センターあすぱる大崎及びあすぱる物産館でございます。

まず、議案第51号につきまして御説明いたします。

平成10年に設置され、これまで株式会社あすぱる大崎を指定管理者として運営されてまいりました広域交流活性化センターあすぱる大崎建物の無償譲渡についてでございます。所在地は、大崎町神領2419番地、種別は建物、構造は鉄筋コンクリート3階建て、一部4階部分も含めまして、延べ床面積4,037.472平方メートルでございます。また、80平方メートルの車庫もございます。

譲渡の相手方は、三重県四日市市西新地203番地の阿部商事有限会社、代表取締役阿部重治氏でございます。

今回の譲渡に当たり、対象施設のうち、温泉施設及び売店施設の運営は継続しつ つ、ほかの施設を有効活用することにより、当該施設の設置目的である観光産業の 振興、住民福祉の向上に資することという条件を付しております。

譲渡の理由は、当該施設を民間に譲渡することにより、施設の有効的かつ安定的 な運営に資するためでございます。

続きまして、議案第52号につきまして御説明いたします。

平成12年に設置され、これまで株式会社あすぱる大崎を指定管理者として運営されてまいりましたあすぱる物産館の無償譲渡についてでございます。所在地は、大崎町神領2419番地、種別は建物、構造は木造平屋建て、延べ床面積70.39平方メートルでございます。

譲渡の相手方は、三重県四日市市西新地203番地の阿部商事有限会社、代表取 締役阿部重治氏でございます。

今回の譲渡に当たり、あすぱる大崎と連携した活用を行うことにより、あすぱる 物産館の設置目的である農林水産物の販売、紹介及び取引のあっせん並びに消費者 との情報交換を行いながら、施設の有効活用及び町の活性化に資すること、ただ し、同一の用途に供するための建物を建築する場合はこの限りではないという条件 を付しております。

譲渡の理由は、当該施設を民間に譲渡することにより、施設の有効的かつ安定的 な運営に資するためでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

- ○議長(宮本昭一君) これより質疑に入ります。まず、議案第51号「財産の無償譲渡」について、質疑はありませんか。
- ○8番(中山美幸君) 今の説明の中で、所在地が三重県四日市市ということでございましたが、これについてお伺いしますが、法人住民税並びに地方法人税ですかね、 との絡みはどうなりますか。
- ○議長(宮本昭一君) 暫時休憩します。

- ○議長(宮本昭一君) 再開いたします。
- **〇町長(東 靖弘君)** 失礼いたしました。今の御指摘につきまして協議をしたところ でしたけれども、税務課長のほうで若干説明をさせていただきますのでよろしくお 願いします。

○税務課長(本松健一郎君) それでは、説明をさせていただきます。

一応、阿部商事さんの場合なんですが、ご存じのとおり、税理士のほうを通じて 法人登記がなされてから法人住民税のほうが予定額として幾ら発生するかという考 え方になってまいりますので、まずは登記がどういう形で、法人として町のほうに 申告されるか、そこを見極めないと、今の状況ではちょっと何とも言えないところ でございます。

- ○8番(中山美幸君) 無償譲渡をされる場合にですね、やはり、そこらへんは真剣に 議論していただいて選定しないと、在り方検討委員会では譲渡という形で結論は出 ていたんですが、やはり、町民に対して、大崎町に対して何らかの利益が出てこな いとまずいと私は考えているんですね。譲渡の相手方を見たときに、四日市市なん ですよ、現在の登記が。阿部商事は、現在、三重県の四日市市に登記がされている はずですね。そうした場合に税金との絡みはどうなのかということを私はお伺いし ているわけですよ。わかりませんということじゃ、私はちょっといけないのかな と。もし、最悪といいますか、提案どおり認めるとするならばですね、本町で法人 登記をさらにしていただいて、それについて無償譲渡するというような形をとって いただきたいなというようなふうに私は考えています。そうでないと、今までいろ んなお金をつぎ込んできていますけども、その部分について何らかの形で、やはり 住民にですね帰ってくるような方策を施行していただきたいというふうに申し上げ たいんですが、いかがですか。
- ○企画調整課長(中野伸一君) 私のほうから御説明いたします。

大変失礼いたしました。ただいま、阿部商事さんの履歴事項全部証明書を確認しましたところ、大崎町永吉で支店登記がなされておりました。そこの部分の把握が 先ほど答弁の中でできませんでしたので、申し訳ないと思っております。

以上でございます。

- ○8番(中山美幸君) そうした場合に、支店登記がなされていれば、その支店の所在地、例えば大崎町永吉で支店がされておれば、税法上は、先ほど申しました税の問題、法人税の問題については解決するということでございますか。大崎町に、その分が帰ってくるということでよろしいんですか。確認です。
- 〇町長(東 靖弘君) 大変失礼いたしました。

ただいま、法人登記のことについての御質問でありますが、答弁もちょっと十分でない答弁になっておりますことから、また、特別委員会までの間で阿部商事に確認いたしまして、具体的な結果等については報告をさせていただきたいと思いますので、一応その分については御了解いただければと思います。

**〇8番(中山美幸君)** 今、町長が申されましたようにですね阿部商事に確認するとい

うことでございますが、阿部商事に確認するよりですね、税法上で支店登記がなされた場合はその支店の所在地に法人税が入るのかどうか、そこの確認を税務担当並びに、これは国税とも地方税とも関係がございます、両方あると思いますので、両方で確認をお願いして、特別委員会でその旨を正確に報告をお願いできますでしょうか。

- **〇町長(東 靖弘君)** そういうふうにさせていただきます。
- ○議長(宮本昭一君) ほかに質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第52号「財産の無償譲渡」について質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第51号及び議案第52号は、あすぱる大崎 等の町有財産の取扱いに関する審査特別委員会を設置し、これに付託して審査した いと思いますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 異議なしと認めます。

よって、議案第51号及び議案第52号は、あすぱる大崎等の町有財産の取扱い に関する審査特別委員会設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項及び第4項の規定により、議長を除く11名の諸君を指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました11名の諸君を選任することに決定しました。

これより、特別委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。委員会 条令第8条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長は特別委員会に おいて互選することになっております。さらに、同条例第9条第1項の規定によ り、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会招集日時及び場所を 定めて、その互選を行わせることになっておりますので、これより特別委員会の委 員長及び副委員長の互選を議員控え室でしていただきます。

これより、暫時休憩いたします。

------休憩 午後0時11分 再開 午後0時13分

○議長(宮本昭一君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長の氏名を報告いたします。委員長に、11番、諸木悦朗君、副委員長に、5番、神﨑文男君が選任されました。

重ねてお諮りいたします。

議案第51号及び議案第52号の審査に際し、証書類は審査の対象とならないとされておりますが、審査の過程において書類の提出や証人等の出頭証言を求める必要がある場合を考慮して、地方自治法第98条の検査権並びに同法第100条の調査権を委託して付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、あすぱる大崎等の町有財産の取扱に関する審査特別委員会に対し、地方 自治法第98条の検査権並び同法第100条の調査権を委託して付託することに決 定いたしました。

\_\_\_\_\_

### 日程第22 議案第53号 町有財産の無償貸付について

○議長(宮本昭一君) 日程第22、議案第53号「町有財産の無償貸付について」を 議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(東 靖弘君) 御説明いたします。

本案は、無償譲渡を行う予定であります広域交流活性化センターあすぱる大崎と あすぱる物産館が所在する土地について、施設の安定的な運用に資するため、地方 自治法第96条第1項第6号の規定により、町有財産の無償貸付について議決を求 めるものであります。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○企画調整課長(中野伸一君) それでは、説明いたします。

本議案でございますが、広域交流活性化センターあすぱる大崎とあすぱる物産館

が所在する土地につきまして、当該土地を無償貸付することについての議会の審議 並びに議決をお願いするものでございます。

まず、建物の所在地、地目及び地積でございますが、議案にお示ししております 4つの土地でございます。1つ目は、大崎町大字神領字蓼池2301番地1の一部、地目は宅地、地積は592.86平方メートルとなっております。2つ目は、大崎町大字神領字高尾2391番地1の全部、地目は宅地、地積は3,109.13平方メートルとなっております。3つ目は、大崎町大字神領字高尾2419番地の一部、地目は宅地、地積は1万67.37平方メートルとなっております。4つ目は、大崎町大字神領字高尾5067番地の1の一部、地目は公衆用道路、現況は宅地、地積は228.46平方メートルとなっております。合計で1万3,997.82平方メートルでございます。

次に、貸付の相手方でございますが、三重県四日市市西新地203番地の阿部商 事有限会社、代表取締役阿部重治氏でございまして、貸付期間は令和3年4月1日 から令和13年3月31日までの10年間としております。

貸付の条件といたしましては、当該土地に所在する大崎町が無償譲渡する建物の 指定用途に従って施設を運営するために使用しなければならないとしております。

貸付の理由は、当該土地を無償貸付することにより、施設の安定的な運営に資するためとしております。

先ほど説明いたしました議案第51号及び52号の無償譲渡に関連しての無償貸付議案となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

- ○議長(宮本昭一君) これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。
- ○8番(中山美幸君) 前段で提案されました2つの議案に関係するということでございますので、引き続き、要望といいますか提出書類の提出を求めておきますが、この4点に関する地籍図の提出を求めます。
- ○企画調整課長(中野伸一君) 準備いたします。
- ○議長(宮本昭一君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第53号は、先ほど設置しましたあすぱる大 崎等の町有財産の取扱に関する審査特別委員会に付託したいと思います。このこと に御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は、あすぱる大崎等の町有財産の取扱いに関する審査 特別委員会に付託することに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。

議案第53号の審査に際し、証書類は審査の対象にならないとされておりますが、審査の過程において書類の提出や証人等の出頭証言を求める必要がある場合を 考慮して、地方自治法第98条の検査権並びに同法第100条の調査権を委託して 付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、あすぱる大崎等の町有財産の取扱いに関する審査特別委員会に対し、地 方自治法第98条の検査権並び同法第100条の調査権を委託して付託することに 決定いたしました。

----

日程第23 議案第54号 広域交流活性化センターあすぱる大崎の設置及び管理に 関する条例及びあすぱる物産館の設置及び管理に関する 条例を廃止する条例の制定について

○議長(宮本昭一君) 日程第23、議案第54号「広域交流活性化センターあすぱる 大崎の設置及び管理に関する条例及びあすぱる物産館の設置及び管理に関する条例 を廃止する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(東 靖弘君) 御説明いたします。

本案は、今回、議案第51号及び議案第52号で審議をお願いしております公益 交流活性化センターあすぱる大崎とあすぱる物産館の建物の無償譲渡に伴い、両施 設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を制定するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○企画調整課長(中野伸一君) 説明いたします。

議案の内容につきましては、ただいま町長の提案理由にあったとおりでございまして、広域交流活性化センターあすぱる大崎とあすぱる物産館の建物の無償譲渡に伴い、関連する条例を廃止する条例を制定するものでございまして、附則といたしまして、令和3年4月1日からこの条例を施行するとなっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○議長(宮本昭一君)** これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第54号は、あすぱる大崎等の町有財産の取扱いに関する審査特別委員会に付託したいと思います。このことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第54号は、あすぱる大崎等の町有財産の取扱いに関する審査特別 委員会に付託することに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。

議案第54号の審査に際し、証書類は審査の対象にならないとされておりますが、審査の過程において書類の提出や証人等の出頭証言を求める必要がある場合を 考慮して、地方自治法第98条の検査権並びに同法第100条の調査権を委託して 付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 異議なしと認めます。

よって、あすぱる大崎等の町有財産の取扱いに関する審査特別委員会に対し、地 方自治法第98条の検査権並び同法第100条の調査権を委託して付託することに 決定いたしました。

日程第24 陳情第5号 「育ちにくさをもつこども」及び「障がい児」とその家族

----

が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書

○議長(宮本昭一君) 日程第24、陳情第5号「育ちにくさをもつこども」及び「障がい児」とその家族が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書」を議題といたします。陳情第5号は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたので報告いたします。

\_\_\_\_\_

○議長(宮本昭一君) 以上をもって、本日の日程の全部を終了いたしますが、12月9日の会議は、一般質問者が7人のために午前9時に繰り上げて開くことにします。本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

\_\_\_\_\_

散会 午後0時23分

第2号12月9日(水)

## 令和2年第4回大崎町議会定例会会議録(第2号)

令和2年12月9日 午前 9時05分開会 於 会 議 議 場

#### 1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名(9番,10番)

日程第2 一般質問

日程第3 議案第55号 大崎町立小中学校電子黒板等の購入契約の締結につい

7

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1番	平	田	慎	_	7	<b>†</b> =	F 1	原	信	雄
2番	富	重	幸	博	8 都	ŧ F	þ	Щ	美	幸
3番	児	玉	孝	德	9 都	÷	Ŀ	原	正	_
4番	稲	留	光	晴	1 1 1 1	<b>†</b>	者	木	悦	朗
5番	神	﨑	文	男	1 2 都	÷ 15	計	本	昭	_
6番	中	倉	広	文						

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

10番 小 野 光 夫

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	東	靖弘	農林振興課長	中	村	富士夫
副町長	千 歳	史 郎	耕 地 課 長	竹	本	忠 行
教 育 長	藤井	光 興	建設課長	時	見	和 久
会計管理者	西高	和 義	農委事務局長	Ш	畑	定 浩
総務課長	上 橋	孝 幸	水道課長	髙	田	利 郎
企画調整課長	中 野	伸一	教委管理課長	上	野	明 仁
住民環境課長	小 野	厚 生	社会教育課長	今	吉	孝 志
保健福祉課長	相星	永 悟	税 務 課 長	本	松	健一郎

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長本髙秀俊

次長兼調査係長宮 本 修 一次長兼議事係長垣 内 吉 郎庶務係主幹西 ゆかり

#### 開議 午前9時05分

\_\_\_\_\_

○議長(宮本昭一君) これより、本日の会を開き、直ちに会議いたします。

\_\_\_\_\_

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(宮本昭一君) 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番、上原正一君、及び 10番、小野光夫君を指名いたします。

----

## 日程第2 一般質問

- ○議長(宮本昭一君) 日程第2「一般質問」を行います。
  - 一般質問は、通告順に許可いたします。まず、2番、富重幸博君の質問を許可いたします。
- **〇2番(富重幸博君)** おはようございます。私は、通告書表題に示しますように、町 民の暮らしと命を守る取組の強化を図るという観点から、自分として兼ねて懸念し ていることなどを踏まえ、質問を進めてまいりたいと思います。

令和2年7月豪雨については、これまでに町広報紙や議会だより等で一部掲載されたところでありますので、詳しい内容については割愛いたします。

そこで、さきの7月豪雨から5カ月目に入り、改めて災害復旧工事の進捗状況を踏まえ、災害に強いまちづくりということに関して、町長としてどのような認識を持っておられるかお伺いし、1回目の質問といたします。

**〇町長(東 靖弘君)** 災害に強いまちづくりについて、町長の認識をという御質問で ございます。

災害は、時と場所を選ばないといわれるように、地震や台風、大雨、津波などの 災害はいつ、どこで発生するかわかりません。お尋ねの、災害に強いまちづくりに ついてですが、一般的に災害に強いまちとは、住宅の耐震化や不燃化が進み、町の 基盤である道路を救急車や消防車がいつでも活動できるように整備し、地域の人々 が活動するための公園や広場が整備され、防火水槽や消火栓などの防災設備が整備 されているようなまちづくりだと思いますが、それだけでは万全だとは思いませ ん。

全国各地の災害被災地をふり返ってみますと、被災者を壊れた住宅などから救助 したのは、消防や警察などの行政機関だけではなく、地域の人々も重要な役割を果 たしていたと思います。被災後の生活でも支え合い、助け合ったのは、地域の人々 でありました。 災害に強いまちづくりとは、町の施設や環境が安全で快適に整備されていること と同時に、地域の人々が助け合えるような関係が構築されていることが不可欠だと 思っております。

以上でございます。

○2番(富重幸博君) さきの九州豪雨に関して、日本気象協会が解析雨量を調べたところ、7月3日から11日にかけて、線状降水帯が13回発生していたとの分析結果でございます。これは、2018年の西日本豪雨の15回に匹敵するというものであります。

町民の暮らしと命を守るという観点から、町長として、この気候変動と線状降水 帯発生の頻発化について、どのように認識されているかお示しください。

- **〇町長(東 靖弘君)** 地球温暖化などの気候変動の影響によって、今後、自然災害が 頻発化・激甚化することが危惧されますので、河床の浚渫や堤防の強化、あるいは 排水対策、土砂災害対策を、国・県と一体となって計画的に進めていくことが必要 であると認識しております。
- ○2番(富重幸博君) 私も、そのように認識しております。

それで、質問の2番目に入ってまいります。災害の復旧と予防対策については、 国・県等との密接な連携が不可欠でありますが、特に災害防止対策という観点から の取組及び協力体制はどのようになっているかお示しください。

**〇町長(東 靖弘君)** 国・県等との取組及び協力体制は万全か、との御質問でございます。公共土木災害及び農林水産業災害とも、所管する県の担当課との協力のもと、災害発生当初から情報の共有、現地調査確認など実施しております。

また、本年度のような大規模災害につきましては、広範囲に災害が及んだことから、早期の災害復旧を効率よく実施できるよう、国土交通省及び農林水産省から査定官及び関係職員が、被災時まもなく現場視察を実施し、復旧工法など災害査定に向けての助言やアドバイスをいただいたところでございます。また、県からは災害担当職員の派遣があり、査定関係書類、図面等の確認作業などの協力をいただいております。

今後も、今回の災害の教訓を活かし、国・県・町相互協力のもと、1日も早い災害復旧と災害防止対策に取り組んでいきたいと考えております。

○2番(富重幸博君) 今回の7月豪雨のような未曽有の災害に遭遇した際、激甚災害に指定されたとしても、財政的な負担が大きいことから復旧作業が優先してしまうことは致し方ない面もあります。災害現場を見て、何らかの事業を実施していたら、被害の軽減が図られたというような被災箇所もあったのではないかと思いますが、町長としてはどのようにお考えですが。

- ○町長(東 靖弘君) 日頃から、担当課及び関係機関との連携によって防災マップの作成やシラス対策事業、急傾斜地崩壊対策など災害対策につきましては、事業計画に基づき実施しております。しかしながら、今回のような線状降水帯による局地的な大雨の予測は非常に困難であったため、今回被災した地域を含め、災害が予想される箇所の見直しは必要であると考えております。
- ○2番(富重幸博君) 特に本町の場合、複数の河川があり、地域によっては市町の境界が複雑に入り組み、いずれの河川もそれぞれの住民生活に密接でありながら、鹿児島県の管理となっている場合がございます。これら県管理の河川に対して、関係市町との連携を含めた要望などの取組は十分行われているかについて、町長の認識をお示しください。
- 〇町長(東 靖弘君) 県管理の河川、持留川、田原川、菱田川の3河川につきましては、毎年、振興局との行政懇話会や曽於地区土木事業連絡会議と曽於市、志布志市、2市1町で構成された曽於地区土木協会において要望活動を行っておりますことから、取組に関しては十分行われていると考えております。
- **〇2番(富重幸博君)** 次に、災害に強いまちづくりメニューとしてお伺いします。今後を踏まえて、国・県等との連携を強化し、災害に強いまちづくりを進める施策として、具体的にどのような事業の導入が現段階で考えてられるか、町長としてのお考えをお示しください。
- ○町長(東 靖弘君) 災害を防止するための施策として、どのような事業を考えているかとの御質問でございますが、今後も、畑地のシラス対策事業、それから急傾斜地の危険区域対策や山地の治山事業、そしてまた、河川の寄り州除去、並びに堤防の点検、あるいは嵩上げなど、引き続き、事業計画に基づき実施したいと考えております。
- **〇2番(富重幸博君)** その中で、現段階で、さきの豪雨を踏まえた結果でございますが、具体的な事業化に向けて検討を進めているものがあればお示しください。
- ○町長(東 靖弘君) 現段階で事業化に向けての検討を進めているものがあれば、との御質問でございますが、東中沖地区のシラス対策事業につきましては、令和3年度の事業採択を予定しております。また、三文字地域及びその周辺と大崎中学校周辺の排水対策事業につきましても一部完了しているところではございますが、今後、随時進めていきたいと考えております。
- **〇2番(富重幸博君)** ただいまお話のありました東中沖シラス、3箇所の調整池がございます。これに関して、地元のほうでは、それがまた二次災害とか、そういうのを心配されているケースもございますので、地元との調整を十分気をつけて、この東中沖シラスは進めていただきたいと要望しておきます。

次の質問に入ります。防災対策としての大崎町地域強靱化計画でございます。現在、国により打ち出されております国土強靱化計画を踏まえたマスタープランとして、大崎町地域強靱化計画を策定中であるとお聞きしておりますが、現時点での策定状況を踏まえ、基本的な考え方と、策定及び公表の時期等についてお示しください。

○町長(東 靖弘君) 国民生活や経済に甚大な影響を及ぼすおそれのある大規模災害などに備え、平成25年12月に、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法が制定されました。

このことを踏まえ、本町では、現在進めている防災・減災対策の取組を主軸に、 本町の強靱化に関する施策を総合的・計画的に推進するための指針として、大崎町 地域強靱化計画を現在策定中であり、本年度中には公表できる見込みであります。

- **〇2番(富重幸博君)** この大崎町強靱化計画については、町内の地域ごとに導入すべき防災対策及び具体的な事業名等が記載されていくことになるのか、そこあたりはいかがか、説明を求めます。
- **〇町長(東 靖弘君)** ただいまの御質問につきましては、担当課長のほうで答弁をさせていただきます。
- ○総務課長(上橋孝幸君) お答えいたします。

地域強靱化計画の概要ですけれども、国や県の計画に準じ、基本目標や基本的な方針、それから災害の想定に基づく計画の推進方針などを定める予定でございます。その計画の中で、全町的な防災・減災につながるソフト・ハード両面の対策も盛り込む予定でございますが、地域ごとの防災対策や地域ごとに取り組む事業など、詳細な取組まで掲載することは、現段階では想定はしていないところでございます。

**〇2番(富重幸博君)** ただいまの説明では、マクロ的な、そういう指針となる形かな というふうに理解いたしました。

また、これについてはですね実際にそれに基づいて事業を起こしていくとなると、財政的な裏付けとなる過疎地域指定の根拠となる特別措置法が、2021年3月末で期限切れを迎えることから、国においては見直しが進められているということでございます。貴重な財源でございますので、本町は引き続き、この地域指定が受けられる見込みなのか、それについて説明を求めます。

- **〇町長(東 靖弘君)** ただいまの御質問につきましても、担当課長のほうで答弁させてください。
- ○総務課長(上橋孝幸君) お答えいたします。

現段階では、新しい過疎法の制定がされるのか、されないのか、また、制定され

た場合の過疎地域の指定要件など不透明でございますのでお答えしにくいところではございますけれども、一部の政党内で議論されている要件で判断いたしますと、 本町は過疎地域に指定されるのではないかと考えているところでございます。

**〇2番(富重幸博君)** 過疎地域指定の可能性は、引き続きあるということでございます。

次の質問に入ります。5番目の、国・県等への河川治水工事の要望加速についてでございますが、これまで触れました7月豪雨においては、特に持留川の水位上昇による排水不良などから、三文字地区の浸水被害の発生をはじめ、田原川の橋梁崩落、菱田川では氾濫危険水位を超えたことによる広範な関係住民の避難がありました。今回の質問に当たっては、後ほど具体的に、これらの河川ごとに関係する住民の暮らしと命を守る観点からの質問を進めてまいります。

そこで、県管理河川の治水対策について、町長として、住民の不安解消を図るために、今後、国・県等への具体的な要望について、どのようにお考えかお示しください。

- ○町長(東 靖弘君) 近年、線状降水帯による局地的な大雨が発生していることを考えますと、国・県への要望は、今後も引き続き、また、前向きに実施していかなければならないと考えております。
- **〇2番(富重幸博君)** そこで、国・県とは、これまでに年何回ぐらいとか、そういうベースですが、災害防止の観点から協議を行っておられるか。要望書なり提出した後は、なかなか、再度の協議の場が設けられなかったりする恐れがありませんか。
- **〇町長(東 靖弘君)** 国・県とは、町の単体や協議会を通じて、年四、五回は協議を 行っておりますが、要望案件が実施するまでは、同じ案件を何年も要望し続けるよ うにしているところであります。

また、先ほども、要望事項について年四、五回行っているとお答えしたところでありますが、そのほか、県庁部局にも行きますので、そのたびに災害対策とか、あるいは土木に関する事業につきましては、本町の案件を随時説明してお願いもしているところであります。

○2番(富重幸博君) さきの7月豪雨では、農免道路として整備されたグリーンロードの一部で、道路からの路面排水が激流になって家屋の床下浸水が発生いたしました。東九州自動車道路についても、豪雨の影響を受けて、令和3年3月末の完了予定から夏の時期まで、工事が延長されると聞いております。

その後、実際に供用開始を迎えたとき、今回のような線状降水帯に起因する豪雨発生に遭遇すれば、高速道路を通じての河川へ農水流入も相当な量となり、関係河川の水位上昇と氾濫への影響は、農免道路の比ではないと私は危惧しております。

そこで、これまで、国による高速道路河川協議の段階では、特に問題になるようなことはなかったのかについて説明を求めます。

- ○町長(東 靖弘君) 設計協議につきましては平成17年頃に行われており、国においても流域計算などを行い、放流先である河川に影響を及ぼさないよう設計がなされているものと考えており、特に問題となるようなことはなかったと思われます。
- O2番(富重幸博君) 昨年に続く地球温暖化による河川水位上昇の危険度から見た場合、国・県等との高速道路の河川協議の段階で、関係する3河川については水位上昇を抑える調整池の必要性もあったのではないかと私は思います。

実際のところ、令和3年の事業完了に向かっている最中で工事が延長になったという経過もございます。調整池の必要があったのではないかという懸念に対して、 町長としてはいかがお考えですか。

- **〇町長(東 靖弘君)** 現在、3河川への放流形態を見る限り、調整池等の設置は見受けられないことから、設計時点での必要性はなかったのではないかと思っております。
- **〇2番(富重幸博君)** ここで、土地改良事業等で排水路等の断面設計を行うための雨水の流出率について、どのような基準で設計がなされているか、道路の場合も含めて、担当課長の説明を求めます。
- ○耕地課長(竹本忠行君) 排水施設設計における雨水の流出率につきましては、水田と畑が35%、山林が63%、宅地が75%でございまして、道路設計につきましては83%でございます。
- **〇2番(富重幸博君)** ここで、配付資料がございますので、配ってよろしいか許可を 求めます。
- ○議長(宮本昭一君) はい。それでは許可します。

(資料配付)

**〇2番(富重幸博君)** ここで、配付資料1の説明に入ります。農免農道として整備されたグリーンロードの場合、道路両側の側溝から、おおむね既存の排水路を利用し、最終的に関係河川に排水されております。

高速道路の場合は、そもそも車輌の速度や設計基準が違うことから、直線的で規模の大きい切り土や盛り土が行われています。このため、写真に見られるように、路面排水のための側溝や法面の中間地点での側溝及び法面外側の管理用道路側溝など、断面の大きいところでは、最低でも道路の両サイドで6本の排水路が施工されています。

そこで、質問に入ります。高速道路の場合は、豪雨時に、道路敷地全体が流出率 100%に近い巨大な放水路となって、町内3河川に道路の路面や法面や管理道路 からの雨水が流入することになります。高速道路が完成し、供用開始後、これが河 川水位の上昇に影響するのではないかと思います。設計段階では問題なかったとい うことでございますが、町長としてはいかがお考えですか。

- ○町長(東 靖弘君) 計画時点におきましては、放流先である河川の水位上昇での氾濫等につきましては影響はないとのことでありましたが、近年の気象変動に伴う大雨を考えると、何らかの影響はあるのではないかと思われますので、国土交通省に対して、今後の経過観察をお願いしてまいりたいと思います。
- **〇2番(富重幸博君)** それは、本当、大事なことだと思います。これが、来年夏まで 工事が延長になったことを機会として、何か、やはりそういうことを訴えてほしい と思っております。

次に、豪雨時の高速道路からの河川水位、今回答をいただきました。そこで、今後は、河川への雨水流入の負荷を軽減していくためにも、先ほど町長おっしゃいましたようにシラス対策事業とかですね、その場合の調整池の設置を必ずセットする必要があると私は思っております。過去にこの事業を実施したところにおいても、やはり、調整池を含めた見直しが必要と思いますが、町長としてはいかがお考えですか。

- **〇町長(東 靖弘君**) 議員のおっしゃるとおり、調整池等の設置は必要であると考えますことから、今後、県関係機関への要望を行っていきたいと考えます。
- **〇2番(富重幸博君)** 次に、持留川の寄り州の土砂除去工事の状況と、今後の県への 要望は万全かどうかについてお尋ねしてまいります。

寄り州などの土砂撤去工事が進められておりますが、県として、この工事の全体量をどの程度と想定し、進捗状況についてはどのようになっているのか、また、合わせて、町として、県と情報の共有を図りながら実態の把握に努めておられるかについて説明を求めます。

- ○町長(東 靖弘君) 持留川の寄り州除去につきましては、毎年要望を行っておりまして、本年度は下流側、弁付橋から迫下橋間、崎園橋から七社橋間、岡別府橋から持留橋の区間について工事が実施されており、来年度においても要望を行っている状況でございます。
- ○2番(富重幸博君) それで、三文字地区の浸水被害を考慮すると、県に対して、町としても町民の安心・安全な環境づくりのためにもですね、あらゆる機会を通じて多様な働きかけが必要と思いますが、町長としてどのように認識しておられますか。
- ○町長(東 靖弘君) 三文字地区の浸水につきましては、持留川の水位上昇により内水氾濫が起き、床上・床下浸水被害が起きたと考えられますことから、河川管理者

の県、国道管理者の国など、多方面からの方策が必要であると考えられるため、行 政懇話会や協会要望時に、対策等について常に情報交換を行っており、早期の解決 が必要であると認識しております。

- O2番(富重幸博君) 永吉原は、過去に崎園地区シラス対策事業実施の際に、持留川 への排水の流入を緩和するために調整池を設けております。今後の線状降水帯の多 発に備え、調整池設置を前提としたシラス対策事業の導入の検討が必要と思われま す。町長としての考えを、再度お示しください。
- ○町長(東 靖弘君) 永吉原につきましては、持留川の河川氾濫対策として、農村地域防災・減災事業での農業用排水路整備に合わせて、流末である河川へ流入する水を調整し、河川への負荷を軽減するための調整池を整備するという事業計画を検討中であります。

昨年度と今回の梅雨前線豪雨の影響により、町内各地で甚大な被害が発生している状況を考慮し、喫緊の課題として、その対策を県と協議を行っていく予定であります。

- O2番(富重幸博君) 既にシラス対策事業を導入している地区が、実際に永吉原台 地、それから持留川及び田原川にも高速道路の影響など関連してまいります、シラス対策事業が必要です。中部台地においても、同様な計画の有無についてお示しく ださい。
- ○町長(東 靖弘君) 永吉原台地については、崎園地区の南に隣接する上永吉地区について、調整池設置を前提としたシラス対策事業を検討中であります。その後は、持留川上流に向かって、順次、地区ごとに整備計画を立てていく予定でございます。

中部台地につきましては、現在のところ、同様のシラス対策事業導入についての計画はないところでございます。

- ○2番(富重幸博君) 是非、中部台地においても進めていただきたいと想います。
  - さて、三文字地区の浸水を緩和するには、塩入川の河川改修も必要なことと思いますが、なかなか工事が進んでいない、実態が見えていない、そういう状況かと思います。町長として、隣接する東串良町と連携しての要望などを県に行っておられるのか、また、進捗状況についてはどのように把握しておられるのか。塩入川が、もし、完了に近づくにつれて、三文字の浸水被害はなくなると思います、それほどの大きな塩入川が持留川にドッキングするわけですから、そういうところについて、どのようにお考えか説明を求めます。
- **〇町長(東 靖弘君)** 塩入川は、三文字地区の浸水はもとより、周辺水田の冠水被害 を軽減するためには必要な河川であると認識しておりますことから、東串良町と連

名で、県のほうへ事業の早期完工に向けた要望書を提出するなど、連携で活動して おります。

進捗状況については、振興局との行政懇話会等でも状況等をお聞きしておりますが、予算の確保や用地取得に苦慮しており、工事進捗は進んでいない状況であります。塩入川につきましては、下流は東串良町の田んぼへの用水ということもありまして、まず、東串良町側の橋の整備とか、あるいは堤防の整備とかをずっと続けてきてもらっておりますが、予算面で、国の予算をなかなか確保できないということがあって、進捗が相当遅れているという状況でございます。

それで、常に、東串良町長と連携をとって、地域懇話会等においては、その要望 を重ねてきておりますので、今後も続けていきたいと思います。

**〇2番(富重幸博君)** 是非、地元県議、国会議員の協力をいただきながらですね予算 確保に努めていただきたいと思います。

昨今のように、豪雨災害が毎年発生していく状況を考えますと、持留川の場合は ディーゼルエンジンを利用した強制排水施設の整備も有効なのではと思います。こ のようなことから、大崎町地域強靱化計画立案の際は、この考え方も御検討いただ き、できれば盛り込んでいただきますよう要望し、次の質問に入ります。

次に、7番目の、菱田地域における防災対策としての河川治水対策についての町長の考えを伺ってまいります。令和元年に被災した菱田川右岸の災害復旧工事ですね、菱田川については、これまでも同僚議員がいろいろ質問をされております。しかしながら、昨年の堤防の一部崩壊以来、抜本的な改修工事が進んでいないように見受けられます。地元住民の声としては、今年も集中豪雨で避難を余儀なくされたことから、いつまで避難を続けなければならんのか、などの苦情や、今後、毎年の大雨の脅威を考えると、堤防嵩上げの要望が出ております。

そこで、まず、河川堤防の災害復旧工事の今後の見通しについて、現段階で県からの情報をどのように把握しておられるか、経過を含め説明と見通しについて、町長の認識をお示しください。

- ○町長(東 靖弘君) 菱田川堤防の災害復旧工事につきましては、これまで2回入札を行いましたが、応札がなく不調となっております。そこで、来年、年が明けてですけど、1月もしくは2月に再度入札を行うと伺っており、県に対しましては、早期着工に向け、強く要望してまいりたいと考えております。
- ○2番(富重幸博君) この菱田川の被災場所はですね、志布志市になるんです。入札 も志布志市の業者の方々が大体メインになってしまったのかなという危惧もしてお りますが、一部、大崎町の業者さんが入っておると思いますが、できるだけ、その 際、大崎の業者さん、やる気のある方、そういう方々も、自分たちもその仕事がで

きるんだという声を聞いております、直接ですね、そういうのも要望していただき たいと思います。

さて、菱田川の源流は、霧島市荒磯岳で、牧ノ原のシラス台地に端を発し、延長55.4キロ、流域面積399.4平方キロメートル、曽於街道の有明大橋に見られるように、シラス台地を洗掘しながら蛇行を繰り返し、曽於市、志布志市、大崎町に至るもので、二級河川とはいえ、その規模は県内では川内川に次ぐ河川となっております。

ここで、田尾橋水位局のデータ資料②を御覧ください。県の水位局は、この流域で3箇所に設置され、我々に関係する南部のほうは、河口から1キロ上流の志布志市の田尾橋付近に設置されておりますが、氾濫注意水位が5.6メートル、避難発表判断の目安となる避難判断水位が7メートル、氾濫危険水位は、これより10センチ違いの7.1メートルとなっております。つまり、この10センチの水位変化で避難判断を行うことになりますが、この水位局は高速道路の北側に設置してあり、この位置に関しては後で申し上げますが、この表の下段に、7月6日の観測データをまとめておりますが、午前8時から9時にかけて危険水位を超え、9時には堤防の越流危険を示す7メートル50センチを記録しております。

資料3をごらんください。これは、志布志湾の潮位表ですね。ちょうど7月5日が満月、大潮の時期になっておりました。干満の差が2メートルあります。午前6時過ぎの時点で2メートルということになったわけですが、菱田川は汽水域という特徴がございます。河口から田尾橋付近まで、河川水がさざ波のように上がってきます。そういう形で海水の遡上が確認されます。当日は、この影響を受けやすい状況にあったと推察されます。

このことから、菱田地域の低地においては、床下浸水が発止する一歩手前の状態に近づいていたことになります。菱田川は平時は流れが緩やかなことから、寄り州などの規模もかなり大きくなっております。このことから、豪雨時など、寄り州の影響により河川断面が不足する場所では河川堤防決壊の危険度が増すことになり、また、志布志市との境界が入り組んでいることから、住民の暮らしと命を守るためには、お互い連携協調して県への要請活動をしっかり行っていく必要があります。この現状を、町長としてどのように認識しておられるかお示しください。

- ○町長(東 靖弘君) 菱田川は志布志市との境界が入り組んでいることから、住民の暮らしを守るためにお互い連携協調して、との御質問でございます。菱田川の流域は、上流から、曽於市、志布志市と広範囲に及んでいますが、隣接する志布志市とは、特に連携協調は必要であると認識しております。
- **〇2番(富重幸博君)** 是非、そのような形で進めていただきたいと思います。

次に入りますが、高速道路の影響について、先ほど触れました。上流で、曽於市と志布志市があることにも触れました。そこで、上流側の志布志市で災害を見ますと、道路、農地などの土砂崩れが560箇所以上ということで広報に載っておりました。曽於市は、議会を通じて調べたところ、全体で781箇所でございました。この2の市における被災箇所のうち、どの程度が菱田川への土砂や風倒木等の流入に影響したか、今後、またするかは全く予断を許しませんが、土砂流入及び堆積対策が下流部においては重要な課題となってくることは間違いありません。

そこで、河川の寄り州撤去を急ぎ、合わせて速やかな浚渫工事の実施が必要ではないかと思いますが、町長としては、このあたりの影響についてはどのように考えるかをお尋ねいたします。

- **〇町長(東 靖弘君)** 河川の寄り州撤去は、水位の上昇低下、堤防決壊等に大きな影響を及ぼしますので必要であると考えております。
- **〇2番(富重幸博君)** 大崎町の被災状況について、担当課のほうで説明をよろしくお願いします。
- **〇建設課長(時見和久君**) 建設課関係分の災害件数につきましては、機械借り上げによる応急工事が44件、小災害復旧工事が10件、国庫補助災害工事が20件でございます。
- **〇耕地課長(竹本忠行君)** 耕地課関係の災害件数につきましては、機械借り上げによる応急工事131件、小災害復旧工事が4件、国庫補助災害工事が53件でございます。
- ○2番(富重幸博君) 先ほど、曽於市で781箇所、志布志市で560箇所、大崎で626箇所ということになります。大崎の二、三倍の被災を受けているわけです。 そこが、どの程度ですね菱田川に影響するかわかりませんが、やはり河川の寄り州撤去等急ぐ必要があるかと、私は思っております。

今回の質問については、提案型でと思って資料を準備した関係で、資料の4、 5、6、7を続けて説明してまいります。

資料4でございます。菱田川被災箇所の海抜でございます。菱田川の現況と改修と題して試案をまとめてみましたので、資料4の上のほうをごらんください。これは、右岸の被災箇所と橋桁との関係をまとめたもので、橋から18.5メートルの崩壊部分の起点になります堤防の海抜は5メートル35センチで、橋の上、つまり道路面の海抜は6メートル20センチ。これからは92センチ、比較すると表のとおり低くなっております。しかしながら、橋の道路部分から橋桁までの厚さが1メートル64センチありますので、堤防そのものは橋桁より72センチ高いだけということになります。つまり、橋桁の高さにも、全く堤防と比較して余裕がないこと

になります。

そこで、右上の図に示しますように、河川側を間知ブロックで護岸工事を行い、 その後、道路の舗装化と、それから、西側の法面を盛り上げて、1つの策ですね、 L型で一応絵を描いておりますが、そういう工事はできないかとの提案でございま す。

この資料の下段、Aの写真はですね菱田橋から誘致企業の排水の末端の樋門付近までの約200メートルについて、このような工事を施工できないかというもので、これは、後で図面で出てまいりますが、そして、この際、この堤防から地応寺集落の端までですね土塁、堤防を築いてしまえば、樋門の上流部での堤防決壊や、それにも備えることができますとともに、菱田市街地における洪水避難が軽減されるのではと思うからであります。

説明資料の5ですが、これは県営シラス対策事業菱田地区がですね事業断念したときの記録でございます。これは、もう、樋門の断面が不足していることから、菱田地区シラスが断念した次第でございます。42ヘクタールについて、排水路のない畑が菱田地区にあるわけですね。その写しです、お目通しください。

それから、資料6ですね、既設樋門Aとして、A3版の大きな図面のほうですね、既設樋門がしてあります。これで、この部分の改修をお願いしたいということでございます。

それから、古川の河川改修と樋門の設置でございます。ここは、通常の梅雨時でもですね菱田川からの逆流現象が起きている箇所でもあり、地元では古川と呼んでいますが、河川の改修と樋門の設置が必要であります。

先ほどの図面で見ていただきたいと思いますが、この全体総括表の⑧の中でも、この古川についてですね、樋門の設置と、それから堤防の河川の改修を提案をしております、堤防の嵩上げもひっくるんでですね。ですから、そのようなことで、地元の県議、それから国会議員を通じて、この古川について河川の改修と樋門の設置、これは高速道路の排水もこの中に流されておりますので、今、高速の工事延長がですね延びたというところをうまく捉えて、国会議員のほうにも、町長としてですね要望をしていただきたい。国交省の高速道路関連事業の直轄事業としてスピード感を持って、できる可能性がなきにしもあらずということで、要望をですねまず、していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**〇町長(東 靖弘君)** ただいま御質問のありました件につきましては、今回の質問に際しまして、菱田の水田地帯、菱田川の河川、そういったところを現地調査もしてまいりました。

富重議員の御質問の意向もよく理解できますし、そしてまた、菱田川の左岸のほ

うには誘致企業等がたくさんあることから、両岸の堤防という護岸を工事をするということは非常に必要なことでありますし、お尋ねの古川の件につきましても、必要であります。高速自動車道の工事状況等も見てまいりましたので、御質問にありますように、地元県議の力、そしてまた国会議員の森山先生がいらっしゃいますので、強く要望をしてまいりたいと思います。

**〇2番(富重幸博君)** 時間の関係については、この古川については、とにかくですね 地元の方々も相当心配しておられます。

あと、天園集落から堤防まで、それから在郷集落から天園、地応寺からもそうですが、やはり、農道の整備も何とか考えていかなければ、緊急車両や消防車やら大型ダンプ、土嚢の運搬とかできないんですよね。そこあたりもひっくるめて、これは検討していただきたいということで要望をしておきます。

今回は、相手方が県管理河川ということでですね、なかなか思うように、直接、町長のほうにいっても、実際は町長のほうから県・国のほうに要望していただくということで、ちょっと難しいところがありましたが、もう1つは、今の被災箇所のところにですね、これも要望です、第4番目の水位局を菱田川右岸の被災箇所に設けてほしいんですよ。今、田尾橋のところで氾濫しています。それを、田尾橋の水位局は高速道路以南に移してもらって、もう1本、菱田川右岸に水位局。そうすることによって、災害避難の情報とか、菱田橋の橋桁の高さの問題とか、諸々の問題がスピード感を持って、情報として捉えて、住民の皆さん方に伝えることができます。そういう努力をしていただきたいと思います。

私たちは、今、そこにある危機に対して、日頃は誰しも気づかされることは少ないのですが、いつでも、いきなり、思いもよらない被災に遭遇したとき、自然界の猛威に対し、私たちは日頃の対応をもっと何とかしておけばよかった、準備しておればよかったと、後になって後悔の念とともに、災害の残した、住民の暮らしと命に関する大きな爪痕と、復旧への長い道のりに、今さらながらですね痛みを思い知らされることがあります。そのようなことを踏まえて、町長としてもですね、是非、この質問の趣旨をお酌み取りいただき、最大限の努力を持って取り組んでいただきますよう要望申し上げ、私の質問を終わります。

- ○議長(宮本昭一君) 次に、4番、稲留光晴君の質問を許可いたします。
- **〇4番(稲留光晴君)** 皆さん、おはようございます。日本共産党の稲留です。通告書に基づき、関連する質問をいたします。

コロナ感染症も終息が見えない中で、本町では多大な予算を必要とした豪雨災害が発生いたしました。サツマイモにも、人間へのコロナ感染症とも思われるサツマイモ基腐病が広がっております。サツマイモ基腐病対策では、本町では、11月2

4日と25日の両日、国からの支援策について、申請の説明会も行われたところであります。申請締め切り日は、12月2日でしたけれども、町のほうでは参加者へのアンケートも配布をし、被害状況が明らかになっているのではと考えます。

それでは、現時点での実態はどうかを問いまして、最初の質問といたします。

**〇町長(東 靖弘君)** 被害状況の実態の説明を求めるという御質問でございます。

サツマイモ基腐れ病は、平成30年秋に、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県内で、乾腐病菌や蔓枯れ病に加えて、サツマイモ基腐れ病の発生が初めて確認されております。

令和元年には、大隅半島でも、鹿屋市や志布志市の一部地域の多くのほ場で発生 が確認されており、大崎町でも一部ほ場で確認されたところでございます。

令和2年産の被害状況につきましては、8月中旬以降に大隅半島全域で被害発生が多くなっており、被害の発生程度は、地域やほ場で格差があったようでございます。本町では、特に8月以降に被害が拡大しておりますが、被害発生状況といたしましては、6割のほ場で基腐病が確認され、うち、3割のほ場で3割以上の被害が確認されているようでございます。

対策といたしまして、本町では、これまでに町のホームページの防除対策チラシ の掲載や、農家へチラシの配布、広報おおさきへの掲載など周知に努めているとこ ろでございます。

以上でございます。

- **〇4番(稲留光晴君)** 今、町長からお答えをいただきました。サツマイモを作付されている世帯数は何戸あるのか、お尋ねをしたいと思います。
- **〇町長(東 靖弘君)** 担当課長の答弁とさせていただきます。
- **〇農林振興課長(中村富士夫君)** 正確には把握しておりませんけれども、一応我々のほうで、デンプン工場とか、あるいは農協とかそういったところからの情報収集によりますと、約180件程度ということで確認しております。
- ○4番(稲留光晴君) 180件ということでしたが、作付面積ですよね、先ほど町長からありましたけども、何ヘクタールの何割が基腐病なのか。基腐病がほとんどなかったという戸数はないと思いますけど、面積の何割がこの病気に罹ったか、おわかりであれば答えていただきたいと思います。
- ○農林振興課長(中村富士夫君) 作付面積は約500ヘクタールということで、一応 こちらの方では確認しております。そのうちの、これは県のほうの調査で、先ほど 町長が申しましたように、4割では被害が見られなかったと、一部は被害があった かもしれないんですけれども、統計上、被害が見られなかったというデータでいた だいております。6割ですので、約300町歩については被害が発生したというほ

場があると確認しております。

## ○4番(稲留光晴君) ありがとうございました。

私は、生産農家の方にちょっとお話を聞きました。 4名の方からいろいろ話を伺ったんですが、ある農家はですね、4~クタール作付をしているが、今まで予防策で言われてきたことはすべてやってきた。特に焼酎用の黄金がひどい。ロータリーの回数が増えて燃料代が嵩んだ。収入減が200万円ぐらいになる、経費も100万ぐらい、とおっしゃった方ですね。あと2人目が、空いている土地があるので、来年はここに植え付けをしようと考えている、と。3人目、サツマイモにもコロナが発生した。対処方法もなく、どうしたらよいか、と。借地料が払えない。最後の人は、来年は1~クタール借地を返そうと考えている。それで、皆さんからお話を聞いているんですが、やはり、問題点として、畑は借地をされている方が多く、地番など地主さんに聞きに行く時間と手間がかかり、把握できないため申請に間に合わない。

国の支援策の上限としては、来年度も作付けをして、加工業者と契約が求められております。令和2年産において、被害率が3割以上のほ場については、1反当たり2万円、一部でも被害が発生、被害率3割未満のほ場については、1反当たり1万円の支援になっています。また、他作物への転換支援は、1反当たり3万円となっております。この支援策で、来年度も引き続きサツマイモの植え付けが持続できるのかということなんですね。先ほど話をしました、200万円ぐらい収入が減っているということですが。

それでは、本町の独自追加支援策、所得補償といいますか、本町でも、その辺の こともですね、やはり来年度も離農する方々がないような施策、こういう支援策が 必要でないかと考えますが、町長のほうはどうお考えでしょうか。

**〇町長(東 靖弘君)** 所得補償が必要であると考えるがどうか、との御質問でございます。

サツマイモ基腐病につきましては、国の事業で基腐病が発生した地域全体への支援策といたしまして、ほ場の残渣処理や苗及び苗床の消毒などへの補助や、被害が著しいほ場への支援として、土壌消毒、堆肥の散布、他作物への転換等の取組の補助、甘藷継続栽培支援、被害率が3割以上のほ場について、10アール当たり2万円などがありますので、担当課で説明会を開催し、申請受付を実施し、33戸の農家の方が申請されたところでございます。

また、町単独での支援につきましては、国の支援策や今後の病害対策等を踏ま え、検討をしていきたいと考えております。

〇4番(稲留光晴君) 今、町長おっしゃいましたが、33戸申請をされたということ

でありますが、甘藷農家さんが180件で、本町ではこの180件の方の何割か被害に遭われたんでしょうが、参加された方の全員ではないわけですね、その申請をされた方は。間に合わないとか、そこ辺のことをちょっと説明をお聞かせいただけたらと思います。

○農林振興課長(中村富士夫君) 先ほど、説明会を開催したということでありましたけれども、説明会には全部で61名の方が出席をしております。そこの中で、今回、申請をされた方は33戸ということで、今回の申請の方々につきましては、総体面積で行きますと170町歩、33戸の農家でございました。ですので、まだ、全員の方が申請をされているというわけではございません。今回の申請につきましては、12月8日までに農政局のほうに書類を提出ということになっておりましたので、どうしても、県の説明会があった後に、それから農家の方に通知を出して、期間が短かったということで、農家の皆さん方につきましては非常に御迷惑をおかけしたということで、出席された方については一応そういったことでお詫びも申し上げて、申請を受け付けたところでございます。

今回、申請ができなかったという方については、さとうきび増産基金事業のほうで、また対応があろうかと思います。これは確実でございませんけれども、1月末ぐらいにあるんじゃないかということで、今お聞きしておりますので、そのときには、また通知を出して、申請をしていただくような形でお願いをしたいというふうに考えております。

○4番(稲留光晴君) 当然ですね33戸、570町歩で、先ほど申しました3割以上が1反当たり2万円ですよね。それで、果たして、こういった、皆さん、収入減がある中で、これでやっていけるのかと。私はやっていけないと思いますね。この話を聞いて、今まで年間200万も減収したということは考えてもみなかったというふうにおっしゃっているわけですから、町長も先ほど言われましたけど、国の支援は支援として、1反部、2万、3万円で、本当にできるのかというふうに私は考えます。

それと、あと、1月末までに、また申請をしてもらって、支援金がですね申請してからどのくらいで入るのかということもあろうかと思いますが、その辺はいかがですか。

○農林振興課長(中村富士夫君) 申請をして、どれぐらいで、というところについてははっきりした回答は申し上げられませんけれども、12月申請でございますので、少なくとも、我々としては2月末というようなことでは考えておりますけど、これはあくまでも我々の考えでございまして、国のほうから、いつ支払いがあるということは、まだ明確な回答は得ておりません。

- ○4番(稲留光晴君) そうしますと、12月末までに申請された方は、今、課長がおっしゃったように2月までということで、はっきりしないと。そうしましたら1月末ぐらいに、また申請をされた方は、3月、4月とかということになりますけども。借地をされている方はほとんど、本年度中に借地代を払われるんですよねと私は考えますが。やはり収入ダウンで、先ほど言いました借地料も払えないという方がおられるわけですけれども、その辺でですね、町長おっしゃったように、この支援で本当に十分なのかというようなことを、再度、町長にお尋ねをします。
- ○町長(東 靖弘君) 今回のサツマイモ基腐病につきましては、昨年度からそういった状況が続いておりまして、当然、植え付けたものが収入にならないということであります。収入が非常に低くなってくるということで、経営は非常に逼迫される状況にあると考えております。

サツマイモの全体のデンプン用とは、あるいは青果用とか、10アール当たりの収入を考えてみたときに、やはり諸経費も相当かかってまいりますので、収入というのは非常に少なくなってくるだろうということがありますので、御質問がありました、借地料もなかなか支払えない状況にあるという状態に陥ってしまうということがあることは考えられます。

先ほど説明いたしましたように、国がそういった支援策を講じておりますので、 また、さらにそういった支援があるのかどうか、そこらもちゃんと見極めながら、 町としての在り方を考えていきたいと思います。

- ○4番(稲留光晴君) そこ辺では町の財政というのもですね、全壊の災害等で出費をしております。ですから、そこ辺でははっきりしないと。この件に関して、県や国からですね2万円以降の支援策というのは全く出ていないと、そういう計画もないとか、町長のお考えでは、今のところ、これだけしか出ていないということでしょうか。
- **〇町長(東 靖弘君)** 私も、新聞等で見て情報を得るわけでありますけれども、知る 限りでは現状のままだと思っております。
- ○4番(稲留光晴君) 国のほうもですね、またコロナ対策とか災害復旧等も、引き続き予算を確保しているというふうな、新聞紙上には乗っておりましたけども、今現在、サツマイモ作付農家に関しての一番のネックである問題ですので、そこ辺では町としても、何らかのやっぱり支援策と、少しでもですね支援策を考えていただいて、離農する農家が1件でも少ないような、そういう施策を考えていただくということで、最後に、町長のお考えを示していただきたいと思います。
- **〇町長(東 靖弘君)** なかなか、サツマイモ基腐れ病の原因が究明されていないという、今、農業研修機構等では、その研究がなされている段階であると聞いておりま

す。その結果がどうであるかとことは聞いておりませんが、やはり基腐病において、サツマイモの一大産地が非常に影響を受けてくると、このままでいいのかということもあったりいたします。やはり、まわりにはデンプン用があったり、焼酎用があったり、青果用があったりというところで、鹿児島県は全国的に一大産地になっております。

そこで、そういった原因究明を、今一生懸命されておりますので、そういった対処法というのか、そういったのも必ず見出されてくるだろうと思います。また、そうなったら、国はそういったことへの支援とか改めてやっていくんじゃないかなと思いますが、産地を守っていくためには総合的に近隣の市町村等とも連携しながら産地育成をやるべきだと思っておりますし、実際、そのプロジェクトチームにおいても、それぞれの実証圃をつくって研究していくということも、この地域でも進んでおりますので、そういったことも加えながら判断してまいりたいと思います。

○4番(稲留光晴君) なかなか難しい段階といいますか、町長の返答もそういった実験結果をみて判断というふうなことだと思います。

私たちも、引き続きですね皆さんからのいろんな要望を聞いておりますけども、 先ほども申しましたように、申請の問題とか、地主さんへのスムーズな申請方法と かですね、そういったことも行政としてはスムーズに調べられるような、そういう 体制づくりというのもですねお願いをしたいと思います。

それでは、2番目の質問に入ります。災害時でも安全な高台への避難用道路、私は避難用道路と書きましたが、相談があった方は、避難用道路だというお考えでしたので避難用道路と。一般的に、生活道路という言い方でもいいんですが、生活道路の恒久対策を求めることについてです。

本町内において、毎年のように生活道路が寸断される、避難用道路ですね。こういった対策すべきところがあるのかをお尋ねをいたします。

○町長(東 靖弘君) 避難用道路として、本町内に対策すべきところがあるか、とのお尋ねであります。大崎町地域防災計画に、緊急輸送道路及び避難道路について記載があります。緊急輸送道路としまして、東九州自動車道の本町供用区間及び国道の3路線、緊急輸送道路以外で災害時に指定避難場所等へ安全に避難するためにあらかじめ指定した避難道路としまして、県道4路線と町内の1級町道13路線を指定しておりますが、現段階では避難に支障を来している路線はございません。

しかしながら、近年の激甚化・頻発化している自然災害の際に、過去にも被災の あった箇所で災害が繰り返し起こっていることを考えますと、原形復旧にとどまら ず、改良復旧も念頭においた、災害の再発防止に向けた取組を進めていくべきであ ると考えております。

- **〇4番(稲留光晴君)** 今、いくべきであると考えております、とおっしゃいましたが、対策をしていくということですよね。
- ○町長(東 靖弘君) 再発防止に向けた取組を進めていくべきであるということで答 えておりますので、そのような解釈でいいと思います。
- ○4番(稲留光晴君) 恒久的な対策を求める箇所の、私は2番目に、持留消防詰所と旧持留中学校の間の町道、下からずっと、県道65号線からS字で高台に上る道路と。これは生活道路となっているところなんですが。顔を見るたびに、毎年のように、改善をしてくれないかと。豪雨災害がない前も、確か崩れたわけですね。自宅は下にあって、仕事場は上にあるという厳しい現状を訴えられていらっしゃるわけですね、やっぱり一刻も早く恒常的な対策をとってほしいと。もう、本当に、毎日のようにそういう、生活がかかっている、牛の世話をしに行くということで、生活道路、反面、高台への避難道路と、本人さんがそうおっしゃっています。今申しましたこの箇所ですけれども、対策の要望をしますけれども、近々対策を講じてもらえるかどうか、お尋ねをします。
- ○町長(東 靖弘君) 御指摘の箇所は、平成29年度の豪雨により被災を受けた箇所でございます。復旧に際し、用地や伐木等について地権者の了解が得られなかったことから、法面の成形など最低限の応急措置を施しました。今回の7月豪雨によって、その周辺が再度防災を受けておりますが、ここに限らず、町内至るところで同じような被害を受けておりますことから、法面保護等の何らかの対策を行っていきたいと考えております。
- **〇4番(稲留光晴君)** いつ頃から、その対策を実行されていただけるのかという、明確な時期的なお考えがありますでしょうか。
- **〇町長(東 靖弘君)** 場所は、私もよくわかっておりますけれども、やはり法面が崩れてしてきて、子どもたちの登下校とか、牛の管理をされておられる方々の農作業上の問題とかいうことで危険性を感じておられることは、よく理解できております。

ただ、我々としては、災害が発生したら、やはり関連するまわりの雑木とか立木とか伐採して、ちゃんと整備する必要がありますので、そういったことから、担当者においても、ちょっと幅を広くして奥行きまで法面を保護していきたいということで用地のお願いにいって、それでなかなか同意していただけなかったということから、一応災害が発生しないような簡単な応急措置を施してきたという状況でございます。したがいまして、まず第一歩は、そこの地権者の方に再度お願いをする、御相談をすることから始めていかなければならないと思っております

〇4番(稲留光晴君) 私も、建設課長に、その辺の話は聞きました。地権者の方もよ

く存じ上げてはおりますけども、本当に困っている方がいらっしゃると、同じ集落 の方なんですね、やっぱりそこ辺を再度説明をしていただいて、地権者の同意をし てもらってですね早急にしていただければと思います。

それでは、3番目の、防災無線に対する要望と対策についてでございますが、防 災無線放送規則の説明を求めます。

- ○町長(東 靖弘君) 大崎町防災行政無線通信施設の管理運用等に関する規則の内容については、電波法令に定めるほか、必要な事項を定めております。具体的には、通信の原則として、通信は防災行政事務及び広報以外の用に使用してはならないことや、緊急通信や一般通信といった通信の種類に関すること、また、一斉放送や戸別放送といった無線の種類に関すること、定時放送の回数の制限や無線機器の管理に関することなどの運用規定を定めております。
- ○4番(稲留光晴君) 広報以外には使ってはならないということですね。住民の皆さんから、防災無線に関してはいろいろ要望改善等もお聞きしておりまして、その都度、私も、前々総務課長のほうに足を運んで、いろいろ話をしておりました。

今まで、住民からの防災無線への苦情、こうしてほしい改善などあったと思いま すが、集約されていると思いますが、項目をお示しください。

○町長(東 靖弘君) 防災行政無線に対する住民からの要望及び改善等についてでございますが、問い合わせの多くは、基地局から流れる放送が聞き取りづらいという事案で、屋外スピーカーが近くにある方は音量が大きく、離れている方は遠くに聞こえてくるという状況でございます。

また、聞き取りづらい原因として、屋外スピーカーどうしのハウリングもあるかと思いますが、近くにある基地局間の放送をずらしたり、屋外スピーカーの方向を少しずらすなどの対応をとっているところでございます。放送につきましても、言葉の言い回しに間隔を空け、より聞きやすく放送するよう心がけているところでございます。

また、戸別受信機の不具合等に関するお問い合わせもありますが、対応としましては、担当職員が自宅まで出向いて、不具合等を改善する場合と、委託業者が出向いて、調査改善をする場合があります。

今後、さらなる防災行政無線による行政サービスの充実を図るため、戸別受信機の取扱い等について問い合わせの多い項目については、広報紙の活用や、集落担当職員を通じ、自治公民館の総会等で再度周知していきたいと考えております。

○4番(稲留光晴君) 町長からの答弁をいただきましたが、屋外で聞き取りにくい、 私は三文字に住んでおりますが、国道のですね、非常に建物等がありまして聞き取 りにくい、聞こえないという状況なんですね。それで、あと、そういうのは再度、 戸別受信機で録音されていますから、録音で聞いてくださいというようなことをおっしゃるわけですが、特に高齢者の方は、どのボタンを押していいのかわからない、戸別受信機の機械になかなかお弱いといいますか、そういう方が多いんですよね。自己責任的なそういう発言も、私も総務課から、今の総務課長さんじゃないですが、いただきました。やはり自己責任じゃなくて、高齢者であっても聞き取りやすいような、戸別受信機もそうですが、録音機能がありますから、このボタンを押せば聞けますよと、そういうふうにおっしゃるわけですが、こういうことに対してどう思われますか、町長は。

- ○町長(東 靖弘君) 防災行政無線での屋外での放送は聞き取りづらいとか聞き取りにくいとか、あるいは聞き漏らしたとか、そしてまた、再度戸別受信機で聞くことが難しいとかいう方々がいらっしゃるということで、それは多分そうだと思います。ですから、私たちとしても、やはり広報の在り方という中で、集落の総会とか、あるいはそれに近いような形で広報をする、あるいは「広報おおさき」とかといったもので広報する、お知らせする、そういったことも心がけてやってきておりますので、一気に改善することは、放送が聞こえづらいとかというものを改善に向けては努力をしておりますけれども、それぞれあると思いますので、お知らせするということについてはしっかりと対応していきたいと思います。
- **〇4番(稲留光晴君**) 3番目の、住みやすいまちづくりに役立つ防災無線の役割は何か、についてお尋ねします。
- ○町長(東 靖弘君) 防災行政無線の役割は、非常時における通信や災害情報はもとより、町の広報として町内の各種イベントや健康診断、農政情報などの行政全般に対する情報発信を、地域住民に迅速かつ的確に行うことと認識しております。
- ○4番(稲留光晴君) それでは、最後の質問に入ります。

国保税、国保料、介護保険料税についてでございます。関連することについて質問いたします。国保税、国保料の今後の法改正の計画はどうなっているかについてですが、令和5年度までに、国保計算方式が、現在の4方式から3方式へ変更されます。その件について、お尋ねします。

- **〇町長(東 靖弘君)** ただいまの質問につきましては、担当課長の答弁とさせていた だきます。
- ○保健福祉課長(相星永悟君) お答えいたします。

ただいま議員から御指摘のように、令和5年度からは、鹿児島県下はすべて3方式に統一するという決まりがありますので、現在、まだ、本町は4方式でございますけども、本年度はまだ着手しておりませんので、令和3年度、遅くとも4年度中には3方式に改めて、5年度からはその税率のもと、運用していくということにな

ろうかと思います。

- ○4番(稲留光晴君) そういうふうに、5年度までにとなっているんですが、遅くても来年度から、当然準備をされている。現状でも、そういう話というのは、私はあると思うんですよね。当然、3方式にするということは資産割をなくす。資産割で出た税収分を、ほかの3つの、所得割、平等割、均等割に割り振るわけですよね。そうしますと、結局、個人的に、私は大崎町に資産がありませんので資産割は合算されておりませんから、その分を、今度は所得割、均等割、平等割に持っていかれますと、さらに国保料が上がるという懸念は、個人的に私はしております。どの部分に割り振るかという、その辺というのは話はされているんですか。
- ○町長(東 靖弘君) 現段階で、ただいま担当課長が説明しましたように、3方式に やっていくので、令和4年度までにはやらないといけないなというところで、担当 課長とはそういう確認をしているところでございます。あと、質問にありましたよ うな内容につきましては、答えられる部分は担当課長のほうで答えてまいります。
- ○保健福祉課長(相星永悟君) 今、議員御指摘のように、資産割を外すということは、現在資産割がかかっているということは、固定資産税との二重課税じゃないかということも懸念されていることでもありますので、それを外して3方式にやるということでございます。

資産割をもちろん外しますと、所得割、均等割、平等割、県が求めます事業費納付金の額に満たるほどの税収を確保しないことには納付ができませんので、ほかには保険基盤安定繰入金とか調整交付金を充てますけれども、主なものが、やはり保険税でございますので、そこは納付額に不足がないように計算をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○4番(稲留光晴君) 当然、国保は県が管轄といいますか、集めるほうは町が集めて 県に納めるというようなことで、要望額はすべて納めないといけないということ で、今、4方式の税収から3方式の税収、結局、所得割にするのか、3つに振り分 けられるんですけどね。また、現在のですね令和2年度、来年度の申告のときには 個人所得課税が見直されますので、国保料がまた上がるわけですね。

こういった中で、4方式から3方式と。大都市は3方式でいいのだけども、農村部、こういったところはやはり4方式だというふうにいわれているんですよね。これは県の一括ということで決まっておりますから致し方ないと思いますけれども、やはり、こういった国保料のですねやっぱり負担というのは、おのずと国の地方税法改正とか、ましてや、こういう改正で増えていくわけですよね。そういったことですので、やはり、これ以上の負担をしてほしくないというふうに思います。私

は、この計画についてどうなっているかというふうにお尋ねしましたけども、そこ 辺では負担を・・、いかがですかと町長にはお尋ねしませんけども、負担が少ない ほどいいわけですから、そこ辺では要望として聞いていただければと思います。

それでは、2番目の、介護保険料ですね。3年ごとに見直しが行われますが、令和3年度は8期の見直し時期になっているわけですね。見直しといっても、毎回、毎回値上げになっているわけですね、の中で、第一段階だけは大体月額、第7期では400円ぐらい上がっていると。それが、第9段階では1,360円になっているわけですね。コロナのこういう状況の感染症で、当然収入が減っていると、暮らしが大変だというときにですね、やっぱり値上げというのはすべきではないと私は考えるんですね、個人的にも。8期の見直しで、当然値上げは懸念されますが、町長、私が申しましたように、こういう時期で値上げを続けていいのかということですが、いかがですか。

○町長(東 靖弘君) 介護保険事業計画につきましては、市町村が介護保険法に基づき、3年を1期とする計画を定めることとなっております。本年度は、令和3年度から5年度までの計画になります。第8期介護保険事業計画を策定することとなっており、保険料につきましては、この期間における介護給付費を見込みまして、策定委員会で協議の上、設定していくこととなっております。

第8期介護保険事業計画におきましても、現在、策定委員会で審議中でありますので、保険料増額するかは確定しておりませんが、被保険者数、要支援・要介護認定者数、介護サービスの見込量等を考慮すると、保険料は増加傾向と推計されております。

以上でございます。

- ○4番(稲留光晴君) 増加傾向にあるということです。今の状況を見ればというふうにおっしゃいましたが、やはり、住民の皆さんからは国保が高い、介護保険料が高いと、保険料を払っているけど介護が受けられないという現状も、今、出てきていると思います、介護保険料だけ払って介護が受けられないということが出てきておりますので、その辺では、私としても値上げをやめてほしいと思います。個人的に町長は、どんどん値上げをしていいんだと思われませんよね。町長ももう後期高齢者に入りまして、普通の一般の方に戻られましたら、やはりそういうこともしみじみ考えられますが、そういったお話をお聞きになっていらっしゃるかどうか、最後に質問をいたします。
- ○町長(東 靖弘君) 介護保険の制度は2010年に始まっておりまして、歩きながら制度を充実していくということでスタートしております。本来、超高齢社会に入ってきて、要介護者が増えてくるということでこういった制度がスタートしている

わけで、それぞれ負担割合も決まっております。お尋ねのように、やはり国民年金とかいうところからの天引きとかそういったこともなされるわけでありますので、 負担する側というのはなかなかきつい面もあろうかと思っております。

そういう思いを持っておりますけれども、これは国の制度でありますので、それ を簡単に変えていくということはできない状況で、稲留議員さんが質問されるよう な状況は理解をしております。

- ○4番(稲留光晴君) 町長に個人的な見解でしたが、やはり国から来たものは致し方ないと。私もそういうのはあるんですけどね、やはりちょっと考えてほしいということで、12月の私の一般質問をこれで終わります。
- **○議長(宮本昭一君)** ここで暫時休憩を行います。10時55分まで、暫時休憩いたします。

----- 休憩 午前10時42分 再開 午前10時53分

○議長(宮本昭一君) 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、6番、中倉広文君の質問を許可いたします。

**〇6番(中倉広文君)** 私は、今回、3件の項目について質問をいたします。

まず、1件目の、多様化する行政課題への対応についてお聞きします。今日、自 治体にはそれぞれ様々な課題があり、また、その課題に対するニーズは、時代とと もに刻々と変化をしてきています。結果として、これまでの解決策が最善の方法と は限らない事案も出てきているのではと考えるところです。そのような場合、多く の先進事例を参考にすることや、また、個々の職員、関係者等が持つ知見・見識が とても重要な課題解決の糸口になり得るのでは思います。

現在における本町の各課ごとの雰囲気というのは、断片的にしかわかりかねませんが、様々な課題を解決する際、職員各々が持つ考え方を職場内で提案しやすい環境にあるのか、また、そのような指導がなされているのかについてお聞きします。

○町長(東 靖弘君) 職員が提案しやすい環境づくりがなされているかとの御質問でございます。職員提案に関する事項については、自発的に町政全般の改善に携わることを奨励するもので、職員の業務に対する意欲と意識の向上、ひいては更なる住民サービスの向上を目的とした、大崎町職員提案制度に関する規程を設けております。

これまで、この規程による提案は多くはありませんが、若手職員を対象に、町が抱える問題や課題解決に向けた研究、行財政改革に向けた検討、業務改善などの研

修を行い、柔軟な発想や職員相互の理解など、意識改革の向上を図っております。 また、必要な研修については、先進地研修視察等を行う研修旅費も予算措置しているところであります。研修の成果については、課長会等において提案する機会を設けており、職員の資質向上と合わせ、業務改善や行政サービスの向上につながる

○6番(中倉広文君) 今、現状についてお聞きをしました。私たちが日常で経験する、私は農業をやっておりますけど、課題解決に至る契機というのは、同種同業者だけじゃなくして異業種間の意見交換であったりとか、それから、全く違う場面、シチュエーションの中で、ああ、そういうこともできるんだな、というヒントをいただくことがありますね。

取組を行っているところでございます。

本町の職員において、いろいろ定期的な異動によって各課を異動されるわけですけれども、それぞれの部署でいろんな知識とかノウハウなんかが蓄積されているとは思うんですが、同じ課内だけの協議ではなくして、課の障壁を取り払った意見交換の場があるのか。いろんな課と連携してですねそういった協議の場があるのかということについて、ちょっとお伺いいたします。

- ○町長(東 靖弘君) 課を超えた意見交換の場があるかとのことでありますが、まず、1つには、毎月行っております課長会がございます。各課で抱える課題の共有とあわせ、課題解決に向けた意見交換の場として活用しております。その他、現在、自治公民館の在り方について、職員を募り検討を行っておりますが、このような本町が抱える重点課題や政策については、あらゆる方向からの見解や意見を集約し、検討すべきものと思いますので、関係部署だけで解決できない事案については、その都度、課の障壁を取り払った意見交換ができる場を設けているところでございます。
- **〇6番(中倉広文君)** 実際やっているということで、中身についてはなかなか私もわかりかねる部分もありますけれども。

かつての行財政改革の折に、本町においても役場職員の定数といいますか、大幅 に削減をされた経緯がございました。現在、そういった人員の中で、様々な工夫を 各課でされながら、恐らくぎりぎりのところで住民サービスに当たられているんじ やないかなというふうに思うところです。

そうした中、業務によっては、一時的とは申しましても、極度に忙しい時期も出てくるように見受けておりますし、そういった業務になかなか人員の手だてもできていないのかなというような場面も見受けたところでございますが、現在、特定の職員に過度の負担を強いられていないのか、そういった状況は見受けられないのか、町長はどのように考えているか、ちょっとお聞かせください。

○町長(東 靖弘君) 特定の職員に過度な負担がなされていないかとのことでありますが、昨今の業務においては、新しい取組や多種多様化により業務の増加や煩雑化となってきております。そのような中、特に異動により環境が変わる職員、また新規採用において初めて社会人として仕事に携わる職員など、不安等を抱えながら仕事をしている状況にあります。

今後、そういった職員の精神的な解消につながるよう、職場内でコミュニケーションづくりや職員によるサポート体制づくりを構築できればと考えております。

○6番(中倉広文君) 具体的な中身にはなかなか触れていないとは思いますが、それぞれの職員の皆さんがやりがいを持って職務に当たる、これは大事なことなんですが、町としては、やはりそれに対してそれなりの、もちろん配慮もしないといけないんですけど、一定のインセンティブじゃないですけど、そういった対価といいますか、それを自分で確認できる、そういった方策も必要かなというふうに思います。

現在、行政課題が多岐多様化しているというふうに言われましたが、個々の職員には、これら難しい課題を解決していく能力、同時に高い業績を上げること、これが従来以上に求められている状況でございます。

このような高い能力を持った職員を育成するために、国は地方公共団体に人事評価の導入を促進しているとのことでございます。人事評価については、御承知のことと思いますが、評価の観点として、能力評価、行政評価、こういった両面から評価して、これらを人事管理の基礎とすることを規定しております。また、こういった評価を、本人へ開示する仕組みというのを想定しているということでありまして、これまで実施されてきました勤務評定の問題点、こういったものを見直し、改正されたところです。

加えて、この人事評価の基本的な仕組みでは、評価者に対する研修、先ほども町長から研修の話がありましたが、それと、被評価者による自主申告をもとにした評価者との面談、こういったのを実際、現在でも行われているとは思いますが、こういった面談をして、目標設定やフィードバックを実施するとあります。PDCAでいうチェックアクションの部分に相当するかと思いますが。

先ほども触れましたが、評価結果を被評価者に開示し、面談の上、指導・助言がなされる流れが示されていますが、本町において、現在、どのような人事評価、本町の人事評価について、その方法と、その評価をどのように活用するかについてお聞かせください。

**〇町長(東 靖弘君)** 職員の人事評価ということでございますが、年2回、半期ごと に実施いたしております。 評価の方法につきましては、課長が主に評価者となっており、業績及び能力評価について、本人の自己評価に基づき、面談・助言を行っております。また、評価の活用については、現在のところ、給与には反映していない状況でありますが、個々の普段の考えや健康状況など、意見交換の場も兼ねて実施しているところでございます。

- ○6番(中倉広文君) 今、職員については課長が評価するということでございましたが、課内の職員を管理職が評価するという、当然のことかと思いますが、管理職の評価はどなたが、現在なさっているのか、そのことについてお伺いします。
- **〇町長(東 靖弘君)** 管理職の人事評価につきましては、副町長が評価者となっていることから副町長のほうでしていただいているところであります。
- **〇6番(中倉広文君)** 当然の答弁だと思いますが、副町長の評価は、恐らく町長がされているとは思いますけれども、そういった流れかなというふうに思いますが。

普通の一般企業であっても、そういった流れができていると思いますが、そういった中で、日々顔を身近で会わせて一緒に仕事をしている中、そういった中の能力とか業績とかそういった評価をするというのは、なかなか難しい部分もあるのかなというふうに思います。直にすんなりと評価できる管理職、もちろんそうすべきなんでしょうけれども、なかなか、温情じゃないですけれども、普段は頑張っちょっぱっねと、そういう面もあるんだけどね、というような部分もあって、なかなか評価に対して難しい部分もあろうかなというふうに思いますが、そういった場合に、例えばの話ですけど、住民アンケート、あるいはパブリックコメントというような手法もいろいろありますけれども、外部による人事評価の導入、これは実際やっているところもあるかと思いますけども、こういったことも、場合によっては検討されてもいいのかなというふうに、私、個人的には思うんですが、町長の所見を伺います。

- ○町長(東 靖弘君) 外部による人事評価の導入については、職種や普段の勤務状況や健康状況の把握など、様々な要素が加味されることから、現在のところは考えておりませんが、また、先ほど御質問でありましたようなパブリックコメントとか、いろんな実施しているところがありましたら、先進地につきましてはまた勉強させていただきたいと思います。
- **〇6番(中倉広文君)** また、その点については御検討をいただいて、使える部分については活用していただきたいと思います。

さらに、個々の職員の能力が十分活かされているかについてお聞きしますが、採用された職員の皆さん、それぞれ高い学力、そして適用力、さらに高潔な人格を持って採用されたと思っております。個々の職員には、それぞれさらに、それ以上に

また秀でた能力を持っている方もたくさんいらっしゃいますが、そういった職員個人がなかなか言うに言い出せない、うちに秘めている思い、こういった部分はもっと頑張れるんだけどな、というような部分、そういった部分をすくい上げるのが、またトップといいますか、そういった仕事であろうかなというふうに思いますが、そういった職員が持つ能力、こういったものを十分活かされるような配置、あるいは業務内容になっているのか、職員がやりがいを持って職務に当たれるような配慮がなされているのかについてお聞きします。

○町長(東 靖弘君) 職員の配置につきましては、適材適所や専門性を活かした職員 配置に心がけておりますが、職員の採用、退職あるいは各課の構成やバランスな ど、様々な要素も考慮する必要がございますので、職員の資質向上や行政サービス の向上を図るために、総合的な判断のもと、行っているところでございます。

ただ、行政の場合には、それぞれ多種多様の業務を担っておりますので、新規で 役場に採用された職員等については、例えば税務課から経験していくこととか、い ろんなところを回しながら経験を積んでいく、そしてまた能力を磨いていくという ことで、今のところ、そういったことを優先しながら、複数の課を回って、その上 で一定のところで過去の経験をもととして、その職員の能力が発揮できるという地 盤づくりにもなりますので、そういったことも加味しながら、これからもやってい きたいと思っております。

○6番(中倉広文君) 一番最新の人事評価を採用している自治体では、やってよかったというプラスの面が多かったというような話を聞いております。上司との面談、今先ほど、町長答弁がありましたが、年に2回は行っているというようなことがありましたけれども、そこでやっぱりコミュニケーションをとれる、そういった中で職場環境がよくなったというような話もありましたので、この制度については、またさらに、よりよい活用を要望していきます。

次に、役所あるいは職員には、住民サービスに係るクレーム等も寄せられてきていると思いますが、このようなクレーム等、住民からの意見に対して、特定の課だけではなく、可能な部分で、かつ職務に支障のない場合については、部局全体で情報を共有し、意見を出し合うことで、よりよい住民の対応が図られるのではと思いますが、そのような場合の対応指針として、苦情対応マニュアル、あるいは危機管理マニュアル等について、あるのかお聞きします。

○町長(東 靖弘君) 苦情や危機管理に対したマニュアルはあるか、とのことでございますが、一般的なクレーマー対応要領を策定しております。また、自治研修センターでの研修や役場内におけるクレーマー研修なども実施しております。さらに、普段の業務においては、昨年度から警察○Bで危機対策監として勤務いただいてい

る会計年度任用職員の方が、これまでの職務経験や知識を活かし、職員への相談や助言・指導、窓口や現場における対応、情報提供など様々な対応業務に当たっていただいているところでございます。

○6番(中倉広文君) 実際、実証しているということで確認いたしました。

行革によっての人員削減、先ほど申しましたが、かつ、近年、複雑多岐化する行政課題、また、先ほど、同僚の質問にもありましたが、甚大化する災害、また、今般の予測もできない感染症対策、いろんなこういったまさかの事態に備えるために、これまでの体制では即座に対応できない事案が多いと思います。

既存の住民サービスは、維持をしながら、さらにまた、新たな困難な課題に当たらなければならない場合を考えますと、現在の体制では、予算と、それに伴う権限というのは各課に張りついておりますので、これまでの各課連携による対応ではなかなかスピーディに対応できないこともあろうかなというふうに考えるところです。

そこで、提案ですが、北海道の東川町、本町も交流をとっているところでございますが、東川町の事例では、課設置条例で町長の権限に属する事務を分掌させるため、本町と同様に各課を設けてはいますけれども、さらに町長が必要と認めたときは、前条の規定にかかわらず臨時的に機構を設けることができると謳ってあります。昨今の多岐多様化する行政課題に対応するために、本町でも町長の裁量で臨時的にこのような組織をつくれる体制、こういったものをとっておく必要もあるんじゃないかなというふうに考えます。もちろん、こういったものを導入すれば、様々な課題というのも同時に出てきますけれども、このことについて、町長の所見を伺います。

○町長(東 靖弘君) 重点課題は、課を超えたプロジェクトチームで対応すべきではないかという御質問でございます。御質問のとおり、人口減少、空き家対策、地域活力の低下など、本町においても、行政課題の多様化が進んでいると認識しております。このような状況も踏まえ、緊急性等を鑑みて、特に重要と思われる課題に関しては、関係課で協議し対応してきたところであります。

例といたしまして、コロナ対策における特別定額給付金交付において、複数の課 を横断するような職員の配置を行い、交付事務に対応したケースもございます。ま た、現在策定作業を進めております第3次大崎町総合計画においては、複数の部署 が連携して効果的にプロジェクトを進めることで、課題解決に当たるための指針を 定めることとしております。

しかしながら、近年の行政課題の多様化に対し、これまでの対応のみではカバー しきれない状況も発生していることが想定されますが、御質問の対策となります と、設置が条例事項となりますので、その都度議会にお諮りすることになると考え ております。

課設置条例を町長専決事項としたらどうかということでございますが、北海道東川町が年度ごとの重要課題に対し、町長専決事項として課を設置し、対応しており、効果が上がっていると思われます。課の総数を堅持する必要とするという方針のもと、専決事項となれば、多様化する課題に対して機動的な対応が期待されるところでございますが、議会との調整が必要でございますので、何らかの機会に提案させていただくなど、検討させていただきたいと思っております。

○6番(中倉広文君) 今も各課の連携で実施している事例がありましたが、より効率的、またスピード感を持ってやらないといけない課題というのはありますし、そういった住民サービスを行うためには必要な主要だと思いますので、是非とも、また町長部局のほうで御検討をいただいて、提案を議会のほうに挙げていただければなと。これは、最終的には住民のため、目的は住民福祉のためですので、そこをやっぱり念頭において、また提案をいただければと思います。

それから、そうするためには、先ほどもちょっと触れようと思ったんですが、もうちょっと職員数、そして配置等についても配慮すべきじゃないかな、もうちょっと職員数もある程度確保しておかないと、そういった場合に備えて、職員の人員の異動であったりとか融通が利きにくい部分もあるので、このことについては、先ほど言いました、特定部署の一時的な過度な負担という部分も解消につながるのかなというふうに思います。特に住民に身近な業務、そういった部分については日頃からもう少し人材を増やしておくべきじゃないかなというふうに、これは職員の皆さんからなかなか言いにくい部分でしょうけれども、私が見た感じ、そういうふうに考えるところですから、町長の所見を伺います。

**〇町長(東 靖弘君)** 業務の遂行に当たりまして、職員数を増やす必要があるのではないかとのことでございますが、これまで行財政改革の一環として、専門性の高い分野については積極的に民間への委託や委譲により、職員の定員管理と業務の効率化を進めてまいりました。

このようなことから、本町の職員数は、以前と比較すると若干減少しておりますが、本年度は、今後の職員数の確保や年齢層のバランス、職務上の必要性を見据え、来年度に向けた新規採用職員の予定者を、これまでより増やすなど、考慮した次第であります。

近年、職員の業務が煩雑化・高度化する中で、業務の効率化を図るためにも、職員の採用と合わせ、外部人材もうまく活用しながら職員の定員適正化に努めてまいりたいと考えております。

**〇6番(中倉広文君)** 是非とも、よりよい業務ができますように御検討お願いします。

次に、2項目めの、マイナンバーカードを今後どのように活用していくのかについて質問していきます。

先日のことでしたが、マイナンバーカードの普及促進に関連しまして、総務省から、まだカードを取得していないおよそ8,000万人を対象に、パソコンやスマートフォン等で手軽にカード申請ができる申請書の発送、こういったものを11月28日から発送を始めたというふうに示されておりました。マイナンバーカードについては、全国的になかなか関心が寄せられておらず、現在、カードの普及率、全国で、私が持っているのは11月25日時点ですが、22.8%ということです。政府は、令和4年度末までに、ほぼすべての国民に行き渡るようにする目標を掲げているところです。

今回発送される申請書には、先ほどありましたように、パソコンやスマートフォン等で手軽に申請できる方法等が入っておりますが、総務大臣はそのカードの機能をスマートフォンに搭載して利便性を高める方法についても、現在、検討する方針を明らかにしておりまして、スマートフォンへの搭載が令和4年度中に実現できるように取り組んでいきたいと述べられた経緯がございます。

このような状況の中、本町ではマイナンバーカードの取得については、これまでホームページや広報紙等で案内をしているところで確認をしておりますが、全国ほとんどの自治体と同様に、いまだ関心が低いのが現状です。

そこで、この問題点を明確にするために、現在奨励されているマイナンバーカードの所得について、まず、その導入の目的、先般いろいろお聞きはしたところですが、その導入の目的と、それから周知について、これまで、どのような方法で行われてきたかについて、再度お聞きします。

○町長(東 靖弘君) マイナンバーカードの導入の目的は何か、との御質問でございます。国は、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実下の3つの柱を実現するため、導入されたものであります。

また、その周知につきましては、広報紙への掲載、窓口での掲示や説明、ふれあいフェスタでの周知活動など行っております。なお、取得を希望する来庁者へは、 取得のための申請のサポート、所得後のマイナポイントの登録や健康保険証として の利用登録の説明などを行っているところでございます。

○6番(中倉広文君) このカード作成の目的と、これまでの通知方法について、今間 きましたが、先ほども示しましたが、現在、全国の普及率が二十数パーセントとい うことで、どこの自治体も、必要性については恐らく周知はされていると思います けれども、なかなか普及に至っていないというのが現状かと思います。本町においても同様だと思いますが、担当課のほうでも先般概略お聞きしたところなんですが、直近の本町の現在の普及率について、わかっていたら示してください。

- **〇町長(東 靖弘君)** 本町の普及率につきましては、11月30日現在の交付者は 2,268人で、交付率17.53%となっております。
- ○6番(中倉広文君) 予想どおりといいますか、なかなか普及に至っていない、全国を下回っているというような状況ですが。住民サイドからの意見としては、一体そのカードを持って何に使えるのか、持っていて便利なことがあるのかなというようなことで、これまで周知はされていたんですけれども、マイナンバーが必要な場合には、現在、マイナンバーの通知カードと以前お配りされたと思うんですが、通知カードで事足りていた感があるので、なかなか実感が湧いていない、カード作成に躊躇している方が多いのではないかなというふうに思います。

その通知カードは、本年5月をもって廃止ということでよろしかったですかね。 今後は、個人番号が記された通知書の送付ということになるということですが、こ の通知書では証明する書類とか身分証明書として使うことができないというふうに なっているので、そういった中でカードの普及促進がなされているわけなんです が、本町において、現在、先ほど、町長がちょっといろいろ触れましたけど、一 番、住民が身近に感じるサービスについて、現在どのようなサービスに利用できる のか、もう一回お示しください。

- ○町長(東 靖弘君) 本町でのサービスの現状につきましては、写真付の身分証としての役割があることから、運転免許証のかわりとして、各種申請時の本人確認の身分証として、国民年金では、町外の方の未支給請求に対し、マイナンバーカードの提示により住民票の添付が不要となるなどの利用状況となっております。
- ○6番(中倉広文君) 今、二、三点示していただきましたが、一般的に示されているマイナンバーカードの主な使い道とメリット、まず、今、町長からありました身分証明書になること、それから各種手続のオンライン申請、これは行政関係にとどまらず、民間事業者とのオンライン取り引きの際にも拡充されるとのことですが、また、よく言われますのがコンビニエンスストアなどでの対応、こういった対応の店舗で住民票、印鑑証明書など公的な証明書も取得できます。これらは、役場の窓口が閉まっている時間帯であっても、あるいは土日・祝日であってもサービスが受けられるので、住民としてはとても関心度が高いのかなというふうに思います。

コンビニ交付を調べますと、12月5日現在で、全国で767自治体で今、利用できるというふうに確認をしたところです。鹿児島県では11の自治体で、今、実施されておるようです。近隣では鹿屋市、それから肝付町などが利用できるようで

すが、本町はこのサービスについては、まだ取り組んでいない状況だと思いますが、こういった住民の関心度の高いサービスについて実施していくべきだと思いますが、現在、この取組についての検討、これはどのようになっているのか。それから、何か課題があるのか、課題がもしあったら教えていただきたいと思います。

○町長(東 靖弘君) コンビニ交付の検討はどのようになっているか、課題はあるのか、という御質問でございます。まず、コンビニ交付システムを導入するメリットとしまして、市町村の窓口まで行かなくても、全国のコンビニエンスストア等で住民票の写しや印鑑登録証明書、各種税証明書が、いつでも取得できることが挙げられます。また、役場窓口の負担軽減にもつながり、住民、行政双方にメリットがあると考えております。

課題としまして、システム導入経費、運用経費が発生し、財政的な負担が生じることと、コンビニ交付サービスを受けるにはマイナンバーカードを取得していることが前提になりますので、本町におけるマイナンバーカードの取得率の低さが挙げられると思います。

**〇6番(中倉広文君)** 今、確認をしたところです。マイナポイントについては、先ほ ど町長からありましたが、ポイント付与がされるということは、恐らく皆さん承知 のことかと思いますが、カードの取得によっていろんなメリットのことを、全国の 先例といいますか、いろいろ調べてみたところですが、保健福祉課の関係、先ほど も町長からあったと思いますが、子育て期の支援とか、これは母子手帳の機能を有 して、自宅にいながら母子健康情報サービスの利用申請、自宅にいながらパソコン やスマホを通じて利用申請ができる、あるいは役所からそういった連絡を受け取れ るというような利便性もあるというふうに聞いておりますし、それから、場所によ っては災害時の避難所の入所対象の受付、そういったところで使ったりとか、そう いった部分で活用しているところもあります。あるいは、図書館カードとの連携で すね、カードによって図書カードのかわりができるというような地域もあるようで ございますし、自治体ポイントに交換することができる自治体もあるようでござい ます。また、年齢によっては、年齢制限でいろいろサービスをやっている事業もあ りますけれども、そういった部分についてはこのカードで本人確認が即時にできる ので利点があるということで、近くの都城市なんかは温泉施設などでこのカードを 提示をすると、施設が発行するポイントが2倍になるというふうに触れ込みで活用 されているようでございます。

住民の関心度の高いサービスへの連携とか活用、こういったものが随時示されていけば、カードの普及率、取得率というのは格段に向上すると思いますが、ほかの 自治体の先進事例、いろいろ担当課では確認されていると思いますが、本町独自の 新たな利活用について検討がなされているのかどうかについてお聞きします。

**〇町長(東 靖弘君)** 本町においては、マイナンバーカードの新たな利活用方法の1 つとして、本年9月から、国の事業を活用したマイナポイント事業というものを実施しております。

これは、現金を扱わないで済むキャッシュレス決済の普及促進のため、マイナンバーカードと連携し、買い物に使えるポイントを付与するという事業であります。 来年3月までの実施予定であり、各集落総会などの案内やサポートなどを行っている状況でございます。また、今年度のコロナ対策予算において商品券の発行事業などを行いましたが、その過程において、印刷及び発送の事務量を考慮いたしますと、マイナンバーカードの利活用が便利ではないかという検討も行いました。しかしながら、全国及び県全体でも低い交付率となっておりまして、マイナンバーカードの利用は見送った次第でございます。

現状は、身分証明書として利用の促進を図りつつ、今後、健康保険証、インターネット投票での活用など、国の制度と合わせて、利用の促進についての検討を行ってまいりたいと考えております。

- **〇6番(中倉広文君)** 今、町長から、健康保険証との連携について答弁がありましたが、このことについて、本町では、現在どのような検討・取組をされているか、もしわかっていたら示していただきたいと思います。
- **〇町長(東 靖弘君)** ただいまの御質問につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。
- ○保健福祉課長(相星永悟君) お答えいたします。

マイナンバーカードが健康保険証として利用できる制度につきましては、運用が来年の3月からとなっております。具体的な日時は今のところ示されておりませんが、それに際しましての準備作業といたしまして、三者、住民御本人にしていただくこと、それから医療機関にしていただくこと、それから我々行政がやることがあろうかと思いますけども、まず、住民御本人につきましては、マイナンバーカードの取得が大前提でございます。

次に、保険証として利用するための申し込みを、マイナポータルへアクセスし、 種々の更新をしていただいた後、そのことが健康保険証利用の契約に同意したこと になります。

次の、医療機関におきましては、マイナポータルサイトにおいてアカウントを取得していただきます。このことが、保険証利用の意思表示になろうかと思います。

続きまして、顔認証つきのカードリーダーの設置が必要となりますけども、国から無償提供されるというふうに聞いております。医療機関の規模にもよりますけど

も、台数に差があるようでございます。

次に、電子カルテ機器との接続が必要なため、そのシステムの改修が必要になりますけども、これにつきましても国からの補助があるというふうに聞いております。それから、行政、我々がやることでございますが、昨年度から今年にかけまして、国保情報集約システムの改修作業を進めております。

次に、制度の周知につきましては、7月の保険証の更新時にリーフレットを同封 しておりますのと、年が明けて2月の広報で、また周知を図りたいと思っておりま すので、この制度が行き渡るように、マイナンバーカードの普及の一翼を担えれば と考えております。

以上でございます。

○6番(中倉広文君) 検討されているということで、今、準備段階ということで確認をいたしました。実際、サービスの実施段階に至るまでは、いろんな、まだ課題が出てくるかと思いますが、国としてはいろんなことに活用ができるように、この事業を進めております。将来的には運転免許証とも連動するということになっており、先ほども言いましたが、携帯電話、スマートフォンの中にカードの機能を入れることも検討されているようでございます。

本町でもカードの取得によってできること、可能な独自のサービスを、さらにたたき台に上げて、先進事例も含めて、早急にまた検討をされまして、結局は住民の皆さんへのさらなるサービス向上、ここにつながろうかと思いますので、こういったものをしっかり事業化できるよう要望いたします。

その際には、現在でも実施されておりますが、先ほど町長からも答弁がございましたが、申請時のサポート、これが本当に大事なことかと思いますので、そういった仕組みづくりも含めまして、住民に寄り添った対応をなされるよう、よろしくお願いをいたします。

次に、3項目めの、多文化共生の取組について、どのようになされているかお聞きします。

この多文化共生、これまでなかなか聞き慣れない言葉でしたが、意味を調べますと、多文化共生、こういった社会は、国籍や民族の異なる人々がお互いの違いを認め、対等な関係を築こうとしながら生きていける社会、こういうふうに定義づけられておりました。近年、日本の外国人定住者の数は、年々増加をしております。同時に、日本人の人口は減少の一途であり、今後の我が国の維持向上及び活性化は、日本人と外国人が共生しながら行っていくことが求められております。

しかしながら、現状の日本は、外国人住民に関してコミュニケーション不足とか、あるいは地域での孤立、ルールの伝達不足など、そういった問題を抱えている

といわれております。本町在住の外国人も、近年増えてきているところですが、その方々が居住されている地域において、どのような生活をされているのか。特に、地域における住民同士との交流、あるいは各種団体との交流について、町長のほうで把握されていましたら、示していただきたいと思います。

○町長(東 靖弘君) 新型コロナウイルス感染症を起因とした出入国制限により影響を受けている部分も多いと思われますが、本町においては、地域産業の貴重な担い手としての外国人技能実習生を中心に、外国人数は年々増加しております。11月末で328人、住民全体に占める割合は2.57%となっており、これからもしばらくは増加傾向が続くものと考えております。

このような状況の中、御質問にありました交流状況については、正確な回数等については把握しておりませんが、行政主導のものとしては、文化交流としての成人式への参加や、旧鹿児島相互信用金庫店舗を活用した交流事業等が行われております。このほか、商工会主催によります、住民と外国人技能実習生の交流事業、また、和装教室主宰によります着物の着付け体験が実施されたと伺っており、多様な主体による交流事業が始まっていると認識しております。

**〇6番(中倉広文君)** 今、いろんなところに参加している、イベント等への参加と、 いろいろお聞きしたところでございますが、行政主導は成人式等ということでお聞 きをしているところでございます。

本町が取組として行っているのは成人式のみということでよろしいですか、そういった認識でよろしいですか、再度確認させてください。

- **〇町長(東 靖弘君)** 成人式へ、昨年から出席をしていただいていることと、昨年だったでしょうか、社会教育課のほうで外国人との交流事業をやっていただいております。
- **〇6番(中倉広文君)** 確認しました。

全国的にも多文化共生というのは、各自治体、いろんな課題を抱えていると思いますし、また、住民サイドといいますか各所からいろんなふうに、こういったものについて取り組んだらどうかというような提案もあろうかと思いますが、こういった施策を進めるに当たって、まず、本町が多文化共生について抱えている課題はどういったものがあるのかということについて、主なもので構いませんが、示していただければと思います。

○町長(東 靖弘君) 多文化共生についての課題が何かとの御質問でございますが、 総務省によりますと、多文化共生とは、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文 化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら地域社会の構成員としてと もに生きていくこと、と定義されております。外国人の増加に伴い、買い物等での 接触や婚姻等の機会も増えていくものと思われます。

そのような中、本町においても、外国人技能実習生に対する情報提供はもとより、本町住民への多文化共生の理解度向上及び交流など、行わなければならないことは山積していると認識しております。

御質問の、多文化共生という新たな課題につきましては、本町においても、まだ 状況把握の段階でございます。

○6番(中倉広文君) 現状、まだ把握をしているということでございます。

いろいろ町長もお聞きをしていると思いますけれども、各所からですね要望等についていろいろ聞いているとは思いますが、私が聞いた話、住民の方々からの話なんですけれども、まず、リサイクルについて困惑している部分があるというふうにお聞きしました。細かすぎて解らない、それだけじゃないんですけれども、わからないということもあるんですが、外国語表記の分別パンフレット等が配付されていれば解りやすいんだがな、というような話も聞いたところなんですが。この取組については、現在どのようになっているのか教えていただきたいと思います。

- ○町長(東 靖弘君) 外国語表記が必要なごみステーションの箇所には配慮されているか、との御質問でございます。11月末現在、ごみステーションには表記はされておりませんが、受け入れ企業からの依頼を受け、転入外国人に、日時を設定して環境学習を行っており、その際、英語とベトナム語による分別ポスターを配布し、周知しているところであります。また、使用済み紙オムツ回収ボックス1箇所に、ベトナム人によるごみの投入があったことから、そのボックスにはベトナム語による注意表記をしたところでございます。
- ○6番(中倉広文君) 今、ステーションの配慮ということでお聞きしたところなんですが、外国人の方への個人に対してのパンフレットの配布というのは、実際行ってないのか、そのところを確認させてください。
- **〇町長(東 靖弘君)** ただいまの御質問につきましては、担当課長のほうで答弁させていただきます。
- **○住民環境課長(小野厚生君)** ただいまの御質問ですが、先ほど町長から御説明がありましたが、受け入れ企業の研修時にパンフレットを配布して周知をしているところでございます。

個人的には、今のところ配付はしておりませんが、必要なときには個人にお渡し しているところでございます。

以上です。

**○6番(中倉広文君)** 事業者との研修時に配付ということで確認をしました。また、 必要な方には随時配付するということで、もし、私がまたお伺いしたときには、そ ういったふうにお繋ぎしたいと思います。

事例について、もう1件。町長が先ほど言いましたが、誤って指定の容器とは違うごみを投入してしまったというような事例がありました。私もいろいろ関係していたものですから、環境係のほうにお願いをして、そういった措置をとっていただいた経緯がございました。なかなかごみの分別というのは、日本人でも、慣れるまでに多くの時間を必要としますので、こういった生活習慣への支援といいますか、こういったものについては外国人の方の分別の認識が一定のレベルになるまでは、こういった外国語表記の配慮も必要だと思います。また、一方では、外国人住民の多国籍化によって、すべての外国人の母国語に対応したことは困難な場面も出て来ようかと思います。そういった場合には、事務的な言葉ではなくてわかりやすい日本語、事務的ではなくてわかりやすい日本語に変換して表記するといった配慮も必要なのかなというふうに思っております。

まだ、この多文化共生については課題もたくさんあろうかと思いますし、質問事項もあるんですが、こういった我々が得た貴重な機会といいますか、外国人の方を身近に感じ得る貴重な機会というのを絶好のチャンスとしまして、これからも地域づくりを目指して行かれることを要望しまして、私の質問を終わります。

○議長(宮本昭一君) ここで昼食のため暫時休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

----- 休憩 午前11時46分 再開 午後 1時00分

**〇議長(宮本昭一君)** 再開いたします。

小野議員より、都合により退席するとの申し出がありました。

会議録署名議員が1人となりましたので、11番、諸木悦朗君を追加指名いたします。

次に、1番、平田慎一君の質問を許可いたします。

○1番(平田慎一君) 役場玄関横にて、北朝鮮による拉致被害者に関する写真パネル展が展示されております。私も、十数年前から、本活動に微力ながら参加しておりますが、現在、日本政府は北朝鮮に拉致されている被害者として17名を認定しています。さらに、北朝鮮による拉致の可能性が排除できない者として883名、2018年10月現在に関して、国内外からの情報収集や捜査・調査を続けています。

ご存じの方もいらっしゃると思いますが、本町の園田一さん、敏子さん夫婦が含

まれています。昭和46年、1971年、私が生まれる1年前ですが、12月30日、自宅から宮崎空港へ向かう途中失踪されたとみられています。昨年、鹿屋市で園田さん御家族出席のもと、救う会の現地調査及び報告会がありました。何でもいいから情報がほしい、とおっしゃっていたのが印象に残っています。誰一人取り残さない、同じ日本人として、大崎町民として、すべての拉致被害者の帰国を目指す運動・活動に御尽力いただきたいと思います。また、本町においても、引き続き、町民への広報、情報提供に御尽力いただきたいと、よろしくお願い申し上げます。

それでは、さきに通告しておりました内容に沿って、全集中で質問してまいります。

最初に、教育行政の現状と課題についてですが、町長の施政方針にもあります学 力向上、特別支援教室の推進の部分にフォーカスして質問してまいります。

はじめに、教育委員会教育長が地方教育行政の責任者の立場から、本町教育委員 会の学力施策をどのように捉え、実施しているのかについてお答えください。

○教育長(藤井光興君) 学力について、教育長はどう考えるかということですね。9年前に教育長になりまして、その当時、大崎町の学力はとても停滞しておりました。そのときに思いましたのは、教育委員として2年6カ月いましたので、そのときに学校訪問をしながら私が感じたことは、先生方は一生懸命やっているのに、なぜ大崎の学力は低いのかということを感じました。

感じたのは、家庭の学習力だなと、問題は。であれば、やっぱり家庭の教育になると考えたときに、まず、そこが第1点に引っかかったところでした。どうしても親の方々の考えを変えなきゃということで、町長に、広報おおさきのページを2ページ、教育委員会がほしいということでお願いしまして、2ページもらいました。できるだけ学校の教育の現場の状況を伝えて、親に考えてもらおうと思って出したところでしたけれども、今やっているのは、2ページのうち1ページは、教育委員会が毎年やった施策の内容と、それからその感想やら写真やら、それから、下のほうに、親に考えてもらおうと思って、「教えの庭、学びの窓」というコーナーをつくっておりますけど、そこには町内の校長先生やらいろいろな方々から書いていただいて、親に考えてもらおうというところで、あのコーナーを持ったところでした。

既に63回やっていますので、63人の方々に書いてもらいましたけど、あのあたりから、親としてどうすればいいか考えてほしいなと思って、今進めているところです、親についてはですね。

その他いろいろありますが、学力向上させようと思ってこれまでやったことにつきましては、今言いました、教育委員会のそのコーナーを設けたようなことと、そ

れから、最初に、おおらか、さわやか、きわやかな子ども10箇条を配布し、また、親10箇条についても配布しました。これについては見ていらっしゃると思います。

それから、家庭学習の手引を、小学校編と中学校編とつくって、毎年、学期初め に配っております。B4版ぐらいのを配っております。

それから、家庭学習強調週間、中学校の期末テスト等に合わせて、年3回、家庭 学習強調週間を設けておりますけれども、その中で1週間は小・中学生に時間を決 めて勉強してもらおうという週間。

それから、教職員の学力向上プロジェクト、今日もやりますけど、各学校から教 務主任が出てきていただいて、各学校が学力向上についてやっていることをお互い 発表してもらって、意見交換。

それから、小・中学校の連携授業ということで、全職員100名ぐらいいるんですけども、学期に一遍、小学校と中学校、中学校は毎年ですけど、小学校はローテーションで回っていますが、先生方に回ってもらって、その学校の授業を見ていただいて授業研究をして学力向上について語ってもらうということをやっています。

それから、夏休みの学力向上セミナー、毎年、5日間だけですけど、中学校3年 生を対象に、英語と数学について講座をやっています。

それから、付属小・中学校に、毎年、先生方を3人、3日間派遣しています。付属小・中学校で授業のやり方について勉強をしてもらおうと思って、そういう研修をやっております。

あと、いろんな指導力向上等についてはいっぱいありますが、センターもやっていますけど、大崎でやっているのはそんなことかなと思います。

考えるのは、先ほども言いましたとおり、まだ、大崎の保護者については学習について理解がまだほしいと思っています。ご存じのとおり、全国学力の結果では、秋田とか福井とか石川とか福島とか、あのあたりは高いんですけど、例えば秋田を例にしますと、秋田は授業参観の参加者が120%といわれています、保護者やおじいちゃん、おばあちゃんまで来ると。大崎町の今の現状を見ますと、家庭教育週間等に回ったりしますと、残念ながら20%いかないと思いますよ、本当少ないぐらい。強調週間と1週間ありますが、それを回ってみても、全校回りますけれども、回ってみても、来ている方が少ない。放送で流したり、学校も一生懸命PRしているんですけど、親が来ていらっしゃいません。ただ、学校でやる行事、学習発表会とか行事には参加が多いんですけど、私は授業を見てもらいたいんですけれども、自分の学級だけじゃなくてすべての学級の授業を見てもらって、それだけでも、先生方には励ましになるんですよ。そういう意味では、是非授業を見てもらっ

ていただければなと思っているところです。

そんなことを考えていますが、まだまだ親の意識が低いなということを考えていますけど、これを今後どうするか、また町P連とも考えながらやっていかないとと思いますけど、少しずつでもいいから家庭の教育力を高めたいと思っているところです。

以上です。

**〇1番(平田慎一君)** ありがとうございます。教育週間のほうはですね先般行われましたけども、私も参加させていただきました。来ていらっしゃる方、ほとんど民間の方はいらっしゃらなかった。

でも、一つ言えたのが、菱田小学校に関しては、家庭参観を一緒にその日にされているような感じで、親御さんが結構来られて、それはちょっとよかったのかというふうに単純に思っておりました。

あと、確かに家庭の学習力、この調査というのでものすごく差が出てくるという のはいわれておりますけども。

次に、児童・生徒の学力調査の推移はどうなっているかについてを御質問しますが。国が教育の成果を把握し、教育の質を保証する仕組みは必要であるとして、2005年12月に全国学力学習状況調査の実施を決定しました。これは小泉総理のときで、中山文部大臣が担当大臣だったと思いますけど、全国学力学習調査は、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握するとともに、教育に継続的な検証改善サイクル、PDCAサイクル、これは民間でもいわれます計画、実行、評価、改善というサイクルですね、を確立することによって子どもの学習改善と教育施策の改善に資することを目的とし、以後、学力政策は地方教育行政機関の重要な政策課題として注目されるようになっておりますが、本町の学力調査の推移はどうなっているか。全国学力調査と県の学力調査との比較も含めて、お話しください。

## **〇教育長(藤井光興君)** お答えします。

まず、鹿児島県が行っている鹿児島学習定着度調査の結果をもとに推移を説明いたします。

鹿児島学習定着度調査は、毎年1月に、小学校5年生を対象として、国語、社会、算数、理科の4教科で調査をしております。中学校につきましては、1・2年生を対象として、小学校の4教科に英語を加えた5教科で調査が行われます。令和元年度と、その5年前の平成26年度で比較してみたいと思います。県平均点を超えた教科が幾らあるかということで報告いたしますが、小学5年生は、いずれの年も、4教科すべてで県の平均点を上回っております、昨年度も。ちなみに、3つの教科では、県の平均点との差を広げている状況、大崎は上がっている状況でござい

ます。中学校1年生については、平成26年度が、5教科中、2教科、昨年度は5 教科すべてで県の平均を上回っております。中学校2年生については、平成26年 度が、5教科中1教科だったのが、昨年度は5教科中、3教科が県の平均を上回る 結果となっております。

次に、文科省が行っています全国学力学習状況調査の結果の推移について、説明します。この調査は、毎年4月に、小学校6年生、中学校3年生を対象に、国語と算数、数学を実施しております。また、理科と英語は、3年に1回の調査を行います。小学校については、県の平均点を1点近く超える状態が続いております。中学校については、開校当時の平成26年度は、国語と数学ともにいずれも県の平均点からマイナス10点という低い状態でした。それが徐々に改善されまして、今年度は、まだすべての学校のデータは入っておりませんけど、現在の状況では2教科とも、県の平均点に若干劣る程度となっているようです。

ただ、しかし、今言いましたとおり、県の平均には大崎町の平均は届くようになったんですが、全国の平均には、鹿児島県も大崎町も至っていないというのが現状です。

以上です。

**〇1番(平田慎一君)** ありがとうございます。そのとおりでして、本町自体は、やっぱり教育長が代わってから大分学力、成績というのは上がってきているというのは、データでよく見ればよく判ります。

大崎町というのは、もともとは運動系はものすごく優秀で特待生とか含めてあったんですが、学力という部分では、他の町村と比べるとちょっと若干劣る部分もあったんですが、ここ数年で、大崎町の現状としては伸びてきているのかなと。

1つ危惧するのは、大崎町は伸びているんですけれども、県の全国平均が落ちているというのと、大隅半島の平均が落ちているという、ここですよね。ここがちょっと気になる部分ではあるのかなというふうには感じております。

学力向上への取組が、さらに必要なのではないかというふうに私も思うんですけれども、学びたくても学ぶ場所がない、塾に通うこともできない、そういう子どもたちも多いと思います、現状として。そんな中で、放課後学習の機会を定期的に設けるなどですね、子どもたちに寄り添った学習の機会、場所の提供が必要であると思うんですけれども、教育長、いかが思われますか。

○教育長(藤井光興君) その問題につきましては、おっしゃるとおり、姶良とか鹿児島とか、大隅半島でいったら鹿屋と志布志に学習塾があります。大崎町は、教育委員会からいうのはちょっと言えないんですけど、そんな場所があればいいなとは思っております。やっぱり業者のほうがまだあれだろうと。ただ、あればいいなとい

うのは聞いております。家庭学習ができないわけで、塾みたいなところがあれば、 そこに行って学べるのかなと。

それから、各市町でやっているところもありますが、大崎がやっているのは夏休 みの5日間で、あと、全学年、そういうところがあればいいんでしょうけど、教え る方が、まずいないんですね。退職職員も少ないし、退職校長さんも知らないし、 どうしてもそういう講師となる方がいらっしゃらない状況であります。おっしゃる とおり、放課後、そういう場所があればありがたいなとは思っております。 以上でございます。

**〇1番(平田慎一君)** 教育長としまして言いにくい部分もあると思います。あとで、 その部分は町長にも御質問しますので、町長が多分予算をつけてくれるかもしれま せんので、よろしくお願いします。

1つだけいい部分はですね、本日の南日本新聞に載っていました、国際教員到達度評価学会、私はこれは初めて見たんですが、IEAという世界のやつですね、学力調査、これは理数系だけであったですけども、これで小4と中2に当たる学生を対象とした、これ多分世界基準で、日本みたいに6年生、3年生じゃありませんから、そういう部分を含めての意味合いだと思いますが、世界レベルで5位以内に入っているという。理科離れが進んでいると、ちょっと前に言われていましたけど、この部分が上がってきているのが、1つはいい部分なのかなというふうに思っております。

続きまして、これは9月議会で質問した、家庭の経済格差が教育格差につながっていくことの貧困の問題、総体的貧困率について質問しましたが、答弁で、まだ確認していないということだったんですが、これを確認されたかをお聞きします。

○教育長(藤井光興君) 厚生労働省の調査によりますと、おっしゃるとおり、日本の子どもたちの貧困率は13.5%、7人に1人となっています。

総体的貧困ということでありましたけど、私も学校の校長にも聞きましたけど、例えば親の病気のために介助をしなければならないとか、食を切り詰めるために、母親が十分食事をとれないとか、それから、家計を支えるために子どもが毎日アルバイトに行くと、そういう状況の子どもはおりません。貧困という言葉を使っていいのか、生活が苦しい家庭とか、福祉のほうで準要保護とか要保護とかありますが、そのあたりで人数は一応把握しましたが、私が捉えている学校関係の準要保護・要保護の数字については、全体で78人、全体の約8.7%いるようです。そのあたりについては、何に幾ら出ているとかということは議員のほうは知っていらっしゃるでしょうが、貧困についてはちょっと私は捉えておりません。そういう状況です。

○1番(平田慎一君) 貧困という部分でいわれる定義というのは、やっぱり国際的にいわれている部分の意味合いがあって、ちょっと広さが広がる。絶対的貧困率というのと総体的貧困率という割合はちょっと違うわけですから、その意味合いは多分違う部分で教育長言われていると思うんですけれども。

全国学力学習状況調査の追加分析報告書というのが出ております、国のほうから ですね。この中に、家庭の社会経済的背景、これはSESというんですけど、この 詳細は言いませんが、小学6年生と中学3年生の学力の関係を分析した結果が掲載 されています。これはホームページ上に毎年載っております。家庭状況等が児童・ 生徒の学力等とどのように関係しているのかを分析したものですが、具体的にどの ような要因が児童・生徒の学力等を関係が強いのか。家庭における諸要因のうち、 どの項目が学力等と深い関係にあるのか、また、それらの関係は、家庭の経済状況 等を統制しても優位な関係は残るのか。学力格差、いわゆる家庭の社会経済的背景 による学力差はどのように変動しているのか。経済面で困難を抱えながらも、それ を克服している家庭は、どのような特徴があるのかについて、大まかに検討してい る報告書になります、この報告書はですね。子どもの貧困による現状、原因、未来 への不安がある中で、私たちができることは何なのかと考えたときに、1つは、子 どもたちが安心して過ごせる居場所をつくってやることである。貧困家庭の子ども は、学校から家に帰っても、親が仕事でおらず、おそくまで1人で過ごさなくては いけないケースがあります。そんな子どもたちのために、安心して過ごせる居場所 をつくってあげるということが重要で、実際に行われている事例としては、放課後 児童クラブや児童館等といった児童福祉施設が考えられます。

2つ目に、温かい食事。温かい食事は、心身の発育に大変重要です。貧困家庭の子どもは、親が夜遅くまで働き、朝早く仕事に出かけるということが多いため、御飯を満足に食べることができない、栄養バランスのとれた食事ができない現状にあります。そんな子どもたちに救いの手をさしのべているのが、子ども食堂です。これは近隣にもあります。昨今、大崎町の大丸地区にできております。そのような活動への支援の取組も必要であるんじゃないかなと。

3つ目に、学習のサポートです。貧困家庭の子どもは、家に帰っても、勉強を教えてくれる親がいないため、学習を定着させることが困難です。また、朝食をとっていないケースもあるため、授業に集中できない子どもが多いというのも現状だと思います。そんな子どもたちを対象とした学習サポートの事例として、放課後子ども教室というものがあります。安全・安心な子どもの活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ、文化芸術活動の機会を提供することを目的とした取組ですが、これは全国の小学校を中心に1万6,000箇所以上で、現在実施さ

れています。

今、概略を御説明しましたが、放課後児童クラブは、共働き家庭など留守家庭の10歳未満の子どもに対して、放課後の児童に適切な遊びや生活の場を与えて、健全な育成を図ることができる。そして、子ども食堂は栄養バランスのとれた食事など、子どもたちに救いの手を伸ばし、さしのべています。放課後子ども教室など安全・安心な子どもの活動拠点を設け、学習やスポーツ、文化芸術活動等の機会を提供しています。本町でも、そのような取組を行ったり、支援していく必要があると思うんですが、町長と教育長のお考えをお示しください。

**〇町長(東 靖弘君)** 学ぶ機会が非常に少ない、学ぶ機会が必要だと、そういった御 質問であります。御指摘されていることは仰せのとおりだと思っております。

ちょっと説明が変わりますけれども、ことし、職員の採用試験をやりました。大学を卒業した受験生が、大学にいながら地域の子どもたちを集めて学習塾を無料で開いているという説明をしてくれました。やはり、先ほどの教育長の話の中で、そういう教える人材が少ないということがありましたけれども、その青年の話を聞いて、大学があったりとかいろんな機関があるところは、そういう意識の高い人でそういうこともやっているんだなということを、そのときに感心しながら聞いておりましたけれども。やはり、この地域でも、おっしゃるとおり子どもたちが学校の授業以外でも学ぶ機会があるということは、本当に必要なことだと考えております。

鹿屋市とか、あるいは鹿児島市となってきますと、小学生も2つ3つの塾を抱えながら動いておりますけど、当地域ではそんなにたくさんの勉強する場も少ないということがあります。やはり、何らかの、先ほど学生の話もしましたけれども、地域のそういう人材を探しながらといいましょうか、あるいはそういった環境をつくっていくことは、学習力の向上あるいはコミュニケーションの向上とかいった面でも相当役に立つことだと考えております。そういったことを考えたときに、何らかの対策は、教育委員会と話をしながら考えていくべきかなと思っております。

大崎町で子ども食堂が開催をされました。新聞も出ているんですが、週1回とか月2回とか、そんな感じになっておりますので、やはり子どもたちが十分な環境とは言えない状況でありますので、そういったところをいかに支援していくのか、そういったことは考える必要があるのかなと思います。

また、放課後児童クラブ等については、それぞれの保育園等でやられたりとかしてきておりまして、子どもたちが学校を終えたあと児童クラブに通いながら、お互いにコミュニケーションであったり、学ぶ場であったりという形は、今日までとってきておりますので、やはり学ぶ機会を向上させるということは、行政にしても教育の部局にしても連携して考えていくべきだろうと思っております。

- ○教育長(藤井光興君) 振興局に、大隅暮らしサポートセンターとあります。あそこは2年ぐらい前から募集して、土曜日に、月2回ぐらい公民館を使ってやっておりますが、参加者は少ない状況です。今度、地域学校協働活動が始まりますが、地域学校協働活動につきましては、学校を核とした地域づくりを進めますし、コミュニティスクールのほうは地域とともにある学校づくりを進めているわけですけど、そのあたりと、だんだん、だんだん動きが円滑になっていくと、それを支援する体制ができる可能性はあるなとは思っているところですけど、おっしゃるとおり保護者の方々で余裕のある方々が、読み聞かせに来てもらったりとかそういう活動はしていらっしゃるところもあります。それについては、今後の課題だなと思っているところです。
- ○1番(平田慎一君) ありがとうございます。町長におかれましても、教育長におかれましても、建設的な、いい方向でですね。町長におかれましては、学ぶ機会を与えたいというお気持ちがあるということだけでもよかったのかなと。それを形に、教育長が、また、多分していただけるというふうに思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

次に、特別支援教育の推進状況はどうなっているかですが、特別支援教育とは、障がいのある乳幼児、児童・生徒の自立や社会参画に向けた主体的な取組を支援するという観点に立ち、幼児、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を、改善または克服するために適切な指導及び必要な支援を行うものです。平成19年4月から特別支援教育が学校教育法に位置づけられ、これは第72条から82条に書いてありますが、すべての学校において、障がいのある幼児、児童・生徒の支援をさらに充実していくこととなりました。障がいの概念の変化や多様化など、特別支援教育をめぐる社会や環境の変化に伴い、特別支援教育を必要とする子どもたちの数は増加の一途をたどっていますが、本町の特別支援を必要とする子どもたちはどのくらいいますか。また、特別支援教育とは、単に障がい児をどう捉えるかという、どう学ばせるかということだけではなく、障がいを1つの個性として持った子、つまり、特別なニーズを持つ子どもがどう、年齢とともに成長発達していくか、そのすべてにわたり、本人の主体性を尊重しつつ、できる援助の形とは何かを考えていこうとする取組です。本町の特別支援教育の推進状況と合わせてお聞きいたします。

〇教育長(藤井光興君) 特別支援教育の推進状況ということでお答えします。

現在、大崎町の状況についてですが、令和2年度の特別支援学級の数ですけど、 小・中学校合わせて知的障害学級が9学級、自閉・情緒障害学級が6学級、肢体不 自由学級が1学級、合計16学級あります。人数にして、小学生が42名、中学校 が21名で、合計63名が在籍しております。

平成29年度ですけど、小学生が11名、中学生が11名、合計22名でした。ですから、3年間で約3倍となったところです。障がい児の学級が増えていまして、その状況でありますので、鹿児島県下、教職員が足りない状況が続いております。

子どもたちの実態が変わったというよりは、学校や保護者の特別支援への理解が進んだのかなと捉えておるところです。その子どもにとって適切な学習環境を第一に考え、学校と保護者が共通認識が図られるようになってきたと考えております。また、社会的にも、共生社会の形成に向けてインクルシーブ教育システムの構築が推進されていることも、この背景にあると考えております。

学校の体制について説明いたします。現在、町教委採用の特別教育支援員は、合計10名いらっしゃいます。すべての小・中学校に配置しております。大崎小は3名、大崎中も3名、あとは全部1人ずつだったと思います。業務内容としては、対象となる児童・生徒の学校生活における困り感を少しでも軽減できるよう補助を行うことを中心に、各学校長の指示に基づいて業務を行っております。このことについて御理解いただき、さらに支援の人数は増やしていきたいということで検討しております。

また、配慮が必要な児童・生徒については、保護者の協力を得ながら作成する個別の支援計画や、学校間の連携を図るための意向支援シートなどによって、個人の困り感や適切な対応について、学校職員の共通理解を図っているところです。 以上です。

## ○1番(平田慎一君) ありがとうございます。

大崎町の今の発達障がいの子どもたちの現状というのはですね、近隣市町と比べても、人口割で考えても人数が多いです。多分、これは教育長もご存じだと思うんですけども。曽於郡、大隅内では肝付町も、結構割合的には多いんですけども、次に大崎町が断然的に数が多い。現状として、もしかしたら近隣の方々が大崎のほうに来ていらっしゃるという部分も確かにあるのかもしれませんが、ここは私も確認しておりませんので何とも言えませんが、そういう形で増えてきているというのが現状であると。

発達障がいをはじめ、障がいのある子どもは、教育委員会や保健福祉課といった 自治体の関係部局や学校、障害児童通所支援事業所等といった複数の機関とかかわ っていることが多いです。特に教育と福祉の連携については、学校と児童発達支援 事業所、放課後等デイサービス事業所等との相互理解の促進や、保護者も含めた情 報共有の必要性が指摘されています。 こうした課題を踏まえ、本町の教育委員会や福祉部局が双方の垣根を排除し、主導して、支援が必要な子どもたちやその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参画に至るまで、地域で切れ目なく支援が受けられる体制を整備することが重要であると考えます。発達障がいをはじめ、障がいのある子どもたちへの支援に当たっては、行政分野を超えた切れ目ない連携が不可欠であり、一層の連携が求められますが、町長の御認識をお示しください。

**〇町長(東 靖弘君)** 発達障がいに関する御質問であります。近隣の自体より、大崎町、肝付町が多いという中で、教育長としては保護者の方々の理解度が進んできているということもあるんじゃないかという説明がなされたところであります。

おっしゃいますように、福祉行政との連携ということがいわれております。こちらは多分にやっていることがあると思いますので、その点については担当課長の説明とさせていただきたいと思っておりますが、やはり、そういった学びやすい環境をつくる、あるいは育ちやすい環境をつくっていく、それを支援していくということは、学校に通う意義からも多分必要なことであると思っておりますので、十分な回答としてはできませんが、取り組んでいる状況とか、また不足している部分のところにつきましては、教育委員会、あるいは保健福祉課の担当とも十分連携をとりながら対応させていただきたいと思います。

○1番(平田慎一君) ありがとうございます。是非ですねそのように対応していただきたい。また、福祉課におかれましては、少ない保健師さんの数で外回りをずっとされていらっしゃいます。その部分のフォローもですね、教育委員会等を含めてされていかれればいいのかなというふうには感じているところでございます。

発達障がいは脳の不具合から生じるとされておりまして、完全に治療できるものではなく、療育、これは医療の療に育てるですけども、療育によって、子どもの特性に合った発達支援を行うことが必要であるとされています。子どもの発達障がいは、1歳6カ月健診または3歳児健診時に気づくことがありますが、療育の中でも、幼少期から小学校の低学年ぐらいまでに行う療育のことを早期療育といい、最近は、特にゼロ歳児から小学校入学前の乳幼児期から早期療養を受けることで、その後の成長や自立にもつながりやすいと発達障害医学の分野ではいわれています。乳幼児期から早期療育の最大のメリットは、子どもの脳が成長する幼少期に、その子の特性に合った発達支援が行われることであり、子どもの脳は乳幼児期から小学校低学年ぐらいまでが最も成長します。その時期に合わせて、子どもの特性に応じた支援ができるのが早期療育の一番のメリットであるといわれています。特に、作業療法士、言語聴覚士、理学療法士等の専門職による身体の調和や感覚統合療法、言語聴覚療法等の様々な手法により脳によい刺激を与えることで、その後の発達や

自立にもスムーズにつながると期待されています。

発達支援の施策において重要なことは、早期発見、早期支援であり、本町においても、乳幼児健診からの各セクションにおける連携の在り方が一番大事な視点ではないかと思います。また、早期発見、早期療育、早期支援に向けた人的支援、財政支援も必要であり、子どもに関わる各分野での専門的研修の実施も必要である。今後、更なる施策の充実が求められると考えられるが、町長の御認識をお示しください。

**〇町長(東 靖弘君)** そういった子どもたちが、必要な教育と療育という面から指導を受けながら一歩ずつ成長していく過程を支援していくということは、極めて大切なことでありますので、そのことは十分考えていかなければならないと思っております。

また、これまでも、いろんな段階で議会等にもそういう陳情がなされたりしますけれども、言葉の教室とかそういったことも育ち盛りの子どもたち、学ぶべきときに学ばないといけないという観点から、そういったところも支援をいたしたりしておりますので、そういったことも十分に合わせながら考えていきたいと思います。

○1番(平田慎一君) ありがとうございます。是非ですねいい方向で、皆さんに、サイレントマジョリティという言葉がよくありますが、ものを言えない人たち、ものが言えない子どもたち、こういう子どもたちに手をさしのべていくことも、我々は責任世代として必要であるというふうに考えます。

次に、これもまた、内容がちょっとかぶる部分ではございますが、育ちにくさを 持つ子ども及び障がい児支援の現状はどうなっているかですが、先ほどちょっと、 町長の答弁の中に若干入っておりましたが、毎年のように、大崎町療育親の会から 陳情が出ております。このことを、本町執行部としてどのように捉えているのか を、まず、お聞きいたします。

**〇町長(東 靖弘君)** 先般の議会におきましても、育ちにくさを持つ子ども及び障がい児支援についての陳情が出されておりまして、議会の中で審議されて、そのことは採択されております。また、今回だけでなく、過去においてもそれが採択されている状況であります。

それを議会では採択した、執行部では全然その対応は取っていないということは おかしいことでありますので、やはりこのことについては十分、我々としても勉強 しながら対応していくということが非常に必要なことであると認識しております。

○1番(平田慎一君) ありがとうございます。私も調べたんですけど、4年前から、この陳情はされているようです。議会の文書を見るとですね、採択された陳情についても、請願同様、必要に応じて関係の執行機関に送付し、その処理の経過と結果

について報告を受けるなどして議会全体で関心を持ち、その処理状況を確認し、必要な措置を講じ、住民に対する政治的責任を果たすことが必要である。これは議会の文書ですけれども、そういうふうに載っております。4年間放置されているような状況をやっぱり見るとですね、質問したくなってくるのかなと思いました。

発達障がい児、障がい者の家族の支援について質問していくんですけれども、これは陳情内容について質問していきます。実際に発達障がい児のお子さんを持つ家庭の方々から相談を受けてお話を聞く中で、私たちのことを理解してもらえることが一番の支援です、と言いわれます。その一方、中には、自分の子どもが発達障がいであるといったことを認めたくないという人もいるとのことです。

小・中学校の15人に1人、直近では10人に1人にその可能性があると国がいっていますが、発達障がいでありますが、関心がなかったり、認めなくない人は情報が伝わりにくいもので、早期発見から遠ざかってしまうというのではないかと感じるとのことです。

そのような中で陳情内容をお聞きすると、障がい児や保護者への周辺の偏見解消への取組の必要性、これは障害者差別解消法も既に施行されておりますので、その理解への取組も必要であるということ。そして、児童発達支援センター、これは未就学児の療養施設です、放課後デイサービス、これは学齢期の発達支援施設、一時預かり事業、ファミリーサポートセンター事業の設置や事業実施を求めております。これは、大隅地域内だけで、本町だけ施設が1箇所もございません。また、認定こども園、保育園、学校に対して療育への専門性を高める研修の充実や巡回支援専門員整備事業の開始を求めております。これは、近隣市町では本町と一部東串良町に設置されています。

また、小一問題の予防のために、就学前に教育機関と小学校とで情報共有を図り、一貫性のある取組を行ってほしいとなっております。このことに対して町長のお考えをお示しください。

○町長(東 靖弘君) 療育を要する子どもたちの早期発見については、先ほどありましたように、1歳6カ月健診とかいろんなところで対応しながら、そういった子どもたちがいたときに療育ができるような環境へ導いていくということは、保健福祉課、あるいは保健所の皆さん方がやっているところであります。

先ほど、大崎町で1つも組織がないとの御指摘でありました。これは全く事実で、そしてまた、陳情に対して対応してきていないことということも事実であります。

そういった関係から、本町においては、令和3年度から、少しずつでもできると ころからやっていこうということを担当課長とも話をしているところであります。 それを、どういう方策でというところをまだ答弁できませんけれども、一応その認識を持って、少しずつでも進めていきたいと思います。

○1番(平田慎一君) ありがとうございます。是非ですねそういう方向で進めていっていただきたい。特に、やっぱり、志布志まで皆さんお子さんを連れて移動されている。もし、まだできないんだったら、最低送迎でもですねさせていただければ、ほかのお子さん方をまだ抱えていますので、その子たちの学校に連れて行くことも、やっぱりそういう学童の生徒がいると難しいという部分もございますので、その辺の部分もですね加味して考えていただければというふうに、施策として反映していただければというふうに思います。

もう1つですね、特別支援学校についてなんですけど、特別支援学校というのは、大隅では鹿屋と牧ノ原の養護学校と2校ございますが、大崎町だったら鹿屋のほうが近いんですけども、志布志市とかですね、牧ノ原まで行かなくてはならないという方たちですね、ちょっと話を聞いているときに言われたんですけども。大崎町の現状はどうなっているか、わかりますか。志布志の方は牧ノ原に行かないといけないらしいんですよ、鹿屋市のほうが近いんだけど。

○教育長(藤井光興君) 牧ノ原養護と鹿屋養護についての現状については、しっかりした数字は抑えておりませんけど、おっしゃるとおり、志布志から牧ノ原へ行っています。大崎から牧ノ原へ行っている、今まで例はなかったと思います、鹿屋に何人か行っている状況ですが。

おっしゃるとおり、障がいの程度によって、例えば病弱であれば加治木養護と決まっていまして、肢体にとっては鹿児島養護となっていますけど、大崎からは鹿屋養護に行っています。牧ノ原は、私の記憶の中ではなかったと思います。

○1番(平田慎一君) ありがとうございます。大崎では、今、そういうのは鹿屋に行かれているということで、志布志のほうが多分牧ノ原なのでしょうね。できれば、御家族がそうやって選べる状況もつくっていくことが一番いいのかなというふうには、私は話をお聞きしたときにはそう思いました。

最後にですね、ちょっと医療的ケア児に対する支援についてお聞きします。医療的ケア児、余り聞き慣れない言葉だと思うんですけども、実際に、生まれてくる子どもの数は年々減ってきています。でも、それにもかかわらず、医療的ケア児の数は増えています。

これは、病気や障がいで、以前は生まれたときに救えなかった命が、新生児医療、NICU等の進歩で救えるようになり、医療機器を使用することで日常生活が送れるようになってきております。医療的ケア児の割合も、これから年々、多分増大していくことが予想されます。その支援も早急に、多角的に展開していかなけれ

ばならないと考えますが、町長の御認識のほどお示しください。

○議長(宮本昭一君) 暫時休憩します。

----- 休憩 午後1時46分 再開 午後1時48分

- ○議長(宮本昭一君) 再開いたします。
- **〇町長(東 靖弘君)** 大変失礼いたしました。医療的ケアの子どもが増加してきているということでの御質問でございました。認識が足りておりませんで、まことに申し訳ないです。

大崎町内でそういった子どもたちがどれぐらいいるかということについては把握しておりません。そしてまた、その対処の仕方ということも、把握していないためにやっていないところであります。生まれてきて、そして危機的な状況にあって医療を施しながら、福祉的なケアの中で、医療でなくて福祉というケアの部分で発達段階において補装具を交付していくこととか、そういったことは対応しておりますが、医療の分については、誠に申し訳ありません、わかりませんでした。

○1番(平田慎一君) ありがとうございます。確かにですね、高度医療をする場所が、この近辺でいうと都城ぐらいしかないですよね、あと国分、ここら辺ですかね。近辺にないので、余りイメージがつかないかもしれませんが、結構入っていらっしゃる、使われていらっしゃる方もいらっしゃると思います。だから、情報収集も含めてですね、今後、こういうお子さんたちが出てくる可能性というのはありますので、是非御認識していただきたいなというふうに思って、お願いしておきます。

続きまして、農業振興についてでございます。サツマイモ基腐病への現状認識と対策はどうなっているか、これは同僚議員もお話しましたが、また、切り口を変えて質問させていただきます。

国内では沖縄県、鹿児島県、宮崎県、福岡県及び熊本県、九州各地で発生が確認しています。本県によると、2020年度、本年度は県内各地で同病の被害が、前年を上回って発生し、県内の栽培面積の半分以上に当たる5,885ヘクタールで被害が出たとされています。特に黄金千貫など、焼酎やデンプンの原料生産が盛んな南薩は7割、大隅は5割で、あと熊毛が4割で被害が広がっている状況です。本町においても正確な数字がまだ出ていないと思いますが、焼酎用、デンプン用、青果用と幅広い品種に広がっております。

甘藷は、本県の基幹産業であり、焼酎だけでなく、加工用、お菓子や食品など、

その裾野は広い、関連する産業が多いです。このままの状態では産地の崩壊もしか ねないほどの危機的状況だと思います。

そんな中で、先般、国からの緊急支援制度が創設され、いち早く本町は、JAそお鹿児島農協とともに説明会の開催を行いました。出席した農家さんも多かったですが、本事業の一時締め切りが12月2日までと、期限が逼迫する中で、事業主体に記載を丸投げするのではなく、役所で対応していただいたことは非常によかったと思います。1つだけ指摘させていただければ、農林振興課だけでなく、農業に関連する各課とも連携し、こういう緊急のときには力を合わせて取り組んでいただきたいと思います。

また、県ではプロジェクトチームの発足がされ、病害対策も行っておりますが、 その状況はどうなっているのかについてお聞きいたします。

○町長(東 靖弘君) サツマイモ基腐病への現況認識と対策は、という御質問でございます。平成30年度から発生しました基腐病ですが、大隅全地域を含め、本町でも昨年度、本年度と、被害割合が年々拡大しており、サツマイモ作につきましては危機的状況であると認識しております。

また、現況把握につきましては、昨年度、特に被害が発生したほ場の確認や、アンケート調査を行い、特に焼酎用黄金千貫、青果用のムラサキイモなどに被害が発生していると認識しております。

大隅地域全体の対策といたしましては、今年の10月27日に大隅地域サツマイモ基腐病対策プロジェクトチームが設置され、農業者、デンプン工場、酒造メーカー、JA、九州沖縄農業研究センターとの連携を図りながら、輪作の実証、サツマイモ残渣の腐熱促進剤の実証、消毒剤の実証などを行い、病原菌の根絶に向け対策を講じていくこととなっております。

本町といたしましては、プロジェクトチームの実証圃等の結果を踏まえまして、 防除対策など、いち早く生産者の皆様へ周知していきたいと考えております。現在 の対策といたしましては、国の事業で基腐れ病が発生した地域全体への支援策とい たしまして、ほ場の残渣処理や苗及び苗床の消毒などへの補助や、被害が著しいほ 場への支援として、土壌消毒、堆肥の散布、農作物への転換等への取組への補助、 甘藷継続栽培支援、被害率が3割以上のほ場について、10アール2万円などがあ りますので、担当課で説明会を開催し、申請受付を実施し、33戸の農家の方が申 請されたところでございます。

また、町単独での支援につきましては、国の支援策や今後の病害対策等を踏まえ 検討させていただきたいと考えております。

○1番(平田慎一君) 国の対策は早いんですけれども、私が1つ危惧するのは、県の

対策の遅さです。先般、県議会のほうで質問されて、また動き出すのかもしれませんが、本年度、プロジェクトチームの中に、大崎町からも福井澱粉さんが参加されております。

途中経過を若干お聞きしたんですけども、Zボールドとかを使った消毒剤を使ったほうがいいとかですね、苗床を消毒したほうがいいと、全部試したんですけども、ことごとく失敗しております。もうお手上げ状態ということです。今言われているのが、空気感染しているんじゃないかと、農家さんから。安納芋が台風の後に広がったと、多分テレビを見られた方はご存じだと思うんですけど、あれから広がっていると。空気感染で気にしている場合が、本当にですね産地の崩壊の可能性が高いというふうに、私もサツマイモ農家ですけども、認識しております。これはもう、種芋を変えるか、品種を変えるか、ほ場を変えるか。だから、作物を変えるか、それぐらい考えないと、農業生産はやっていけないんじゃないかなというふうに考えております。

その中で、1つ提案があるのは、農地の交換という、これはたまにいわれていますけど、という方法があるんですよ。同じ農地で連作しているわけですから、例えば牛農家さん、牧草しかつくっておりません、この農家さんと露地農家さん、そういうのを、5年間とか10年間ぐらいのスパンで農地を換える、交換する。それに合わせて、もう1つですね、農地中間管理機構や農業委員会が、今、農地集積、面的集約等を進めております、これは国の施策でもありますので。そうすることで、1反とか5畝とか何畝とか小さいほ場を、2反、3反、5反とまとめることが可能です。これは実際ですね、個々でもうされているところがあります、少ないですが。そういう部分を含めてですね参考に、行政としても積極的に参画することを望みます。

利用権設定等の問題もありますので、横の連携を密にしてですね取り組んでいかれることが必要であるんじゃないかなというふうに思いますが、町長、いかがでしょうか。

## ○農林振興課長(中村富士夫君) お答えいたします。

プロジェクトチームについては、10月27日に立ち上がったんですけれども、 プロジェクトチームの中で実施部隊という形の方々がいらっしゃいます。その中 で、令和3年作に向けまして、いろいろと、今、平田議員さんがおっしゃいますよ うに、飼料作物をつくっているほ場と交換するというような実証圃も設けてござい ます。8つの実証圃を、いろいろな対策を考えて一応実施するということで、今、 県のプロジェクトチームのほうでは進めているというような状況でございますの で、確かに一番効果的なのは農地を交換して、今までつくっていないほ場を5年間 作付するとか、そういったものが一番効果的じゃないのかなという気がするんですけれども、まだ、これが100%ということは限りませんので、今、いい御指摘をいただきましたので、今後、また農業委員会、農地中間管理機構とか、あるいは基盤法の形の中での農地の貸し借りがありますので、そこら付近のところをこちらのほうもクリアしながら実施していきたいというようなことは考えております。

○1番(平田慎一君) ありがとうございます。是非ですね農家さんの意見も聞きながら、効率的・効果的なですね、実証実験でも構いませんのでやっていくことをお勧めしたいと思います。

続きまして、特定家畜伝染病についての現況の認識でございますが、11月上旬に香川県で確認され、西日本を中心に6県、19件まで広がっています。また、宮崎県の都城市を含む複数の養鶏場で、既に鳥インフルエンザが確認されており、鹿児島県でも4年ぶりに高病原性鳥インフルエンザが検出され、ヨーロッパやアジアでも感染例が確認され、世界的に流行が増大しています。獣医学の専門家からも、例年に比べ感染リスクが高いとの報告も出ています。

感染拡大を防ぐためには初動対応が被害の最小化につながります。香川県での相次ぐ発生は、業者が死亡羽数の増加を県に通報するのが遅れたことが要因の1つと指摘されています。本町においても、関係各署や養鶏業者との連携を密にし、防護体制の構築に努めていただきたいと思うが、町長の認識と本町の取組についてお答えください。

○町長(東 靖弘君) □蹄疫やCSF、豚熱、高病原性鳥インフルエンザなどは、アジア地域など世界各地で発生が確認されておりますが、現在、日本国内で発生している家畜伝染病の現況については、2018年9月に岐阜県岐阜市でCSFが26年ぶりに発生し、2020年9月までに59事例が確認され、約17万頭が殺処分されております。また、11月4日に香川県で高病原性鳥インフルエンザが発生し、その後も、福岡県、兵庫県、宮崎県、奈良県、広島県など、6県、19事例が確認されており、約236万羽が殺処分されており、本町におきましても、養豚やブロイラーなど多くの農業がございますので大変心配しているところでございます。

防疫対策といたしましては、県や町で実施しております家畜伝染病防疫対策事業 を活用し、車両消毒装置や消毒機材の導入、防鳥ネットの張りかえを、今後も継続 して推進してきたいと考えております。

家畜防疫対策の周知としましては、これまで同様に、消毒の徹底や防疫に対する 知識を広報紙等に掲載し、また、逐次に関係のある情報につきましては、直接文書 で通知を行っています。 畜産振興協議会におきましても、毎年、消石灰等の配布を実施し、防疫対策を図っております。

また、町の職員につきましても、今年11月に曽於家畜保健衛生所より講師を招き、家畜伝染病発生時における職員の役割や認識を高めていただくような研修会を 開催したところでございます。

**〇1番(平田慎一君)** ありがとうございます。農林振興課の入り口のところに、もう 対策本部が早速できておりまして対応されているなというふうに思いました。

12月4日の南日本新聞、ウイズコロナ、県内社長に聞く、これにジャパンファームの増田社長の記事が掲載されておりました。鳥インフルだけでなく、豚熱も含め、野生動物の侵入防止など、地域全体で防除体制を構築することが重要で、産官学の強い連携が求められている、といわれております。

ウイルスは人、モノの移動によっても拡散します。養鶏にかかわっていない人も 野鳥に近づかない、触れたら速やかに手を洗うことも大事で、個人で鳥やニワトリ を飼っていらっしゃる方々にも異変があった場合の対処方法も含め、広報すること も必要であると思いますが、いかがですか。

- **〇町長(東 靖弘君)** ただいまの御質問につきましては、消石灰などの配布など既に もう実施してきておりますので、担当課長のほうで答弁させていただきます。
- ○農林振興課長(中村富士夫君) 確かに、鳥インフルエンザにつきましては、飼育している方々だけではなくて、町民の意識というのも非常に大切でございますので、 先般ですか、防災行政無線におきましては、野鳥とかそういったものが死んでいるときには、家畜保健所または大崎町役場へ届けてくださいということで広報をいたしました。

今後、個々の取扱については広報紙にも掲載をさせていただいて周知を図ってい きたいということで考えております。

○1番(平田慎一君) 是非ですね、早目の情報提供を、特に個人で飼っていらっしゃる方々も結構いらっしゃると思いますので、把握はできていないと思います、その部分はですねなかなか、数羽程度だったらですね。だから、その辺は見落としのないようにですね情報提供のほうをお願いしたいと思います。

続きまして、果物の重要害虫、ミカンコミバエ、これも9月25日の南大隅で発生しておりますが、特に柑橘類、ミカン、本町でいえばハウスミカンとかですねデコポンとかがあります。桃、びわ、トマト、マンゴー等に非常に病害虫として認定されているものであって、緊急防除を要する可能性もあるといわれているものでございますが、それについての本町の取組状況をお示しください。

**〇町長(東 靖弘君)** ミカンコミバエにつきましては、9月25日に南大隅町で採取

した果実2種類から幼虫の寄生が確認され、県内での発生は2015年の奄美や屋 久島以来と承知しております。

ミカンコミバエは、ポンカン、タンカン、スモモ、マンゴー、パッションフルー ツなどの果実類全般、トマト、ピーマン等の果菜類全般に寄生し、幼虫が果実に寄 生すると腐敗、落下し、ひどい場合には収穫皆無となるようでございます。

本町もマンゴーなどの果実生産が盛んなことから、ミカンコミバエの発生を危惧 しており、現時点では幸いには発生の報告は受けておりませんが、今後も関係機関 と一体となって侵入防止に努めてまいりたいと思います。

○1番(平田慎一君) 対応のほうをですね何とかよろしくお願いいたします。

次に、コロナ禍における国の農業政策に問題はないかという部分でございますが、この部分はですね持続化給付金の返納の問題が近隣市町で今起こっているというふうに伺っております。要は、持続化給付金を貰ったんだけど、それは返納しようというふうな話になっているようですが、これについてですねどのような状況になっているのか。また、本町でも起こっているのか、起こり得る可能性があるのかをお願いいたします。

○町長(東 靖弘君) コロナ禍における国の農業政策に問題はないかという御質問でございます。コロナ禍における農業関係の国の政策といたしましては、持続化給付金、高収益作物次期作支援交付金、優良肉用牛子牛生産推進緊急対策事業、経営継続補助金などがあります。このうち、農林振興課が窓口となって申請を受け付けているものが、高収益作物次期作支援交付金でございます。

これまで、37件の申請を受け付けております。また、持続化給付金につきましては、農林振興課、企画調整課でサポートを実施し、多数の方々の申請サポートを行ったところでございます。この中で、既に給付金が支給された方で、国からの返還通知等があった方は、今のところ把握していないところでございます。

また、高収益作物次期作支援交付金につきましては、当初の要綱の運用が見直しになり、交付金が減額になったり、交付されなくなる生産者が出てくるなど御迷惑をおかけいたしました。町といたしましては、今後も、生産者にとりまして有効で活用しやすい政策を実施していただけるよう要望していきたいと考えております。

**〇1番(平田慎一君)** ありがとうございます。変更があった場合はですね、また、今 の状況のように素早い情報提供のほうをお願いいたします。

またですね、野菜価格が過去5年で最安の状態です。主要野菜14品目の、11月28日の日の平均価格、これは全国大手7卸のデータを集計したものですが、1キロ90円と、過去5年間最安値。大根や白菜は平年比5割安で低迷し、新型コロナウイルス禍による販促の制限、業務需要の減退で例年以上に厳しい状況です。ま

た、本年のソバの価格低迷、昨年の半分になっているというふうに伺っておりますが、これについても何らかの手だても考えて、町としてですね、いかなければならないのではないかと思いますが、町長の御認識をお願いします。

○町長(東 靖弘君) 農業新聞等で確認しておりますと、非常に、今、発言されましたように野菜類等が相当安くなってきていると、大根1本、キロでしょうか50円とか、白菜が70円とかそういう形で出ておりましたので、非常に状況としてはいい方向には向いていないし、非常に安値が続いているということで経営上の問題とか出てまいります。それは、やっぱりコロナ禍における消費の減退とかからも来ている要因であるかなと思っております。

また、ソバは、新聞等を拝見いたしますと、中国から上質なソバが輸入されるという状況も掲載されておりました。我が国では、北海道産がソバとしては非常に良質なそばが産出されて、しかもキロ当たりの単価も高いということも出ておりました。

本町のソバでありますけれども、裏作でソバを作付いたしております。やはり、そういったときに取り引きが十分なされていくということは一番可能かなと思いますが、今までキロ100円だったソバが、本年度は非常に安くなる、50円あたりでなってくるとか、JAとの意見交換会の中ではそういったことも意見の中で聞いたりしております。作付に対する作物の評価が低くなってきているのか、あるいは需要との問題とかが出てきているのかと思っておりますが、やはり、農業を持続させていくというためには、何らかの手だてを国として持っていただく必要があるし、そういった要望をしていくことは必要であると認識しております。

**〇1番(平田慎一君)** ありがとうございます。よくご存じで、農家に是非寄り添っていただいて、いろんな話を聞いていただいて、できるところは拾っていただきたいなというふうに思っております。

時間もございませんが、最後に、来年度予算編成について御質問いたします。来 年度予算編成に当たっての歳入積算での町税収入予測はどうなっているかを、まず お聞きいたします。

○町長(東 靖弘君) 来年度の歳入予算に係る町税収入ですが、令和2年度当初予算及び新型コロナウイルス感染症等の影響を勘案し、法令改正に即し、町税の全体を今年度の当初予算の12億6,990万円の96.49%に当たる12億2,526万7,000円で見込んでおります。

まず、町民税関係ですが、個人町民税を3億6,573万2,000円、法人町民税については5,404万6,000円で積算し、町民税の全体額を4億1,997万8,000円とし、本年度の当初予算の85.61%となり、感染症等の影響を勘

案しております。固定資産税については、3年に1度の評価替えの年になることと、 鹿屋大崎ソーラーヒルズの本稼働に伴い、償却資産の増額が見込めることから、今年度当初予算6億5,425万3,000円に対して4.76%増の6億8,542万7,000円で見込んでおります。

次に、軽自動車税ですが、今年度の当初予算の5,855万4,000円の97.70%に当たる5,720万8,000円で見込んでおります。全体的に課税車両台数は減少傾向にありますが、税額の設定の高い経年車輌、新車新規登録から13年を経過の割合が高いことと、令和元年10月1日における軽自動車取得税県税の廃止を受けて環境性能割が新設され、新規の環境性能割分の収入が増えることで極端な落ち込みはないと考えております。

最後に、市町村たばこ税ですが、社会的な健康志向の高まりとたばこ代の値上がり等で、毎年売り渡し本数は1割程度減少している状況にあります。令和元年度の実績の売り渡し本数で行くと1,361万4,425本で、令和2年度の決算では1割減の1,225万本程度を見込んでおり、令和3年度では1,100万円程度が予想されます。その中で、税制改正に伴うたばこ税の引き上げが段階的に実施されることから、今年度の1本当たりの平均5.60円から5.70円に引き上げ、今年度の当初予算の6,674万円の94.18%に当たる6,285万7,000円で見込んでいるところでございます。

以上でございます。

**〇1番(平田慎一君)** ありがとうございます。ここの部分はですねまだちょっと具体 的に質問したかったんですが、時間の関係上、また次回詳しく御質問させていただ きます。

次に、コロナ対策による歳出増が想定されるが、来年度予算編成の考え方として、当初予算の編成時と比べ、社会状況や、それを受けての本町の経済状況は、その見通しも含めて、当然現在大きく変わっている状況にあると思います。予算編成においては想定外であった新型コロナウイルス感染症の流行により、本町の事業の執行や、今後の予算執行にどの程度の影響が見込まれるのか、また、来年度予算への影響についても合わせてお答えください。

○町長(東 靖弘君) 来年度の予算編成に当たりましては、定住促進事業などの持続可能なまちづくりを目指した施策に積極的に取り組んでいきたいとの思いがございますが、地方税等の一般財源の減額が予想されることから、コロナ対策費をはじめとする喫緊の課題に対応するための財源を確保するためにも、経常的な経費の抑制に努めた、メリハリのある予算編成が求められると考えております。

コロナ対策につきましては、感染拡大の状況を見極めながら、新たな日常の実現

に向けた予算を柔軟に執行できるよう、国や県の動向も見据え、予備費の充用や臨時補正等もお願いしながら必要な予算を執行していきたいと考えております。また、その財源としては、国の交付金のほか、財政調整基金を充当せざるを得ないと考えております。

○1番(平田慎一君) ありがとうございます。

実はですね、まだ言いたいことがたくさんあったんですけど、やっぱり無駄な部分、無駄な予算、払わなくてもいい予算等も、コロナによってですね払わなくていい予算等も入っているような書類を見ました。それについてはですね、また今度、町長のほうに御質問させていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

- ○議長(宮本昭一君) 次に、8番、中山美幸君の質問を許可いたします。
- ○8番(中山美幸君) さきの通告により、固定資産税について質問いたします。

固定資産税は、日本全国に所在する土地、家屋及び償却資産の価格に対して課税 される地方税で、使い道を特定せず、一般経費に充てる目的で賦課される地方税 で、普通税であります。別の見方をすれば、特定の財産に課税する財産税であろう かとも思われます。

地方税法によると、固定資産税の納税義務者は土地登記簿、家屋登記簿、償却資産登記簿に、1月1日現在登記されている者、または登記人が死亡している場合には、現に所有している者が納税義務者と定められているようです。また、固定資産税は安定的で、税収の変動が少なく、本町税収の中でも多くの割合を占め、地方税の基幹税であるといっても過言ではないと思われます。

そこで、基幹税でもある固定資産税の課税評価及び賦課について、原則3年に一度の評価替えを行うこととして、総務大臣が定めている固定資産評価基準に基づき、市町村長が価格を決定し、その価格をもとに課税標準額を算定し、固定資産課税台帳に登録されているようです。地方税でもある固定資産税は、自治体の状況に応じて柔軟に課税することができるが、これも憲法や地方税法の範囲でのことであります。

このようなことから、納税者である住民は、評価基準既税標準額が幾らであるのか、また、本町でも課税標準額に1.4%の税率を掛けたものが税額となっていることは、納税通知書に記載されると思うが、税額の記載された納税通知書により納付する時点で細部にわたって個人的に調査することの少ないのが多くの住民であろうと思われます。また、税額に疑義があっても、担当部署に問い合わせをする住民は少ないのではないかと思われます。

そこで、本町における固定資産税の具体的な評価方法について問い、1回目の質

問といたします。

○町長(東 靖弘君) 固定資産税の評価方法はどのように実施されているかとの御質問でございます。固定資産税の評価につきましては、地方税法の規程により、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行っております。

固定資産税は、固定資産の価格を決定し、それを課税標準として課税される税でありますが、土地及び家屋の評価額につきましては、毎年度評価の見直しを行うことが実務的に困難であることから、3年ごとに価格を見直す評価替えを行っております。この評価替えが行われる基準年度の後の第2年度、または3年度において、新たに固定資産税の課税対象となった土地及び家屋、次に、土地の地目変更や家屋の改築などによって基準年度の価格によることが適当でない土地及び家屋については、新たに現地の確認を行った上で評価を行い、価格を決定しております。

宅地評価につきましては、3年の評価替え年度ごとの標準宅地の鑑定や、地価の下落に対応した価格の修正等の業務を、公益社団法人鹿児島県不動産鑑定士協会所属の鑑定事務所に委託しております。家屋の評価につきましては、評価専門業者への委託や県との合同評価などにより行い、適正な評価がなされるよう努めているところであります。なお、償却資産の課税につきましては、土地及び家屋以外の事業用資産の取得価格を基礎として、取得後の経過年数に応じた価格の減少を考慮して評価しております。

以上でございます。

**〇8番(中山美幸君)** 今、町長から、課税の方法について説明がございました。これが、基本的な課税の方法であろうというふうに私も理解しております。

そこで、町長、さらにお伺いいたしますが、地方税法第1条に規定する方法での 手続きは行われていると思いますが、本町の税条例にもそれは記載してあると思い ますが、どういった方法で手続をなさっているかを問います。

- **〇町長(東 靖弘君)** ただいま、地方税法第1条の御質問でございました。ちょっと 資料も手元にありません。担当課長のほうで答弁させていただきます。
- ○税務課長(本松健一郎君) お答えいたします。

地方税法第1条につきましては、ちょっと私のほうも持ち合わせていないんですが、基本的な評価の仕方につきまして、私どもの基本的な考えを、町長の説明と重複する部分もありますが、御説明させていただきたいと思います。

土地の評価方法につきましては、ご存じのとおり、路線価方式と、あともう1つが標準地比準方式と二とおりございます。その中で、比準地宅地方式につきましては、ご存じのとおり、町内に85箇所選定をいたしまして、この基準値の宅地に基づいて、その奥行きとか間口とか形状によって課税を求めているところでございま

す。

路線価方式につきましては、市街地的形態を形成している場所に対して路線価方式を取っておりまして、本町におきましては野方の国道269号線沿い、あと2箇所ですが、もう1箇所が、役場を中心に国道220号線沿い、あと、もう1箇所が菱田の、今、ジャパンアスリートになっておりますが、ジャパンアスリートから下手の旧菱田駅周辺の住宅街が路線価の場所、3箇所ということで行っております。

ご存じのとおりに毎年1月1日が基準日でなっておりますので、来年1月1日で 課税をする者については、ことしの1月1日からことしの12月31日までに移動 のあった者、これにつきまして更正をして来年1月1日で賦課を掛けるという考え のもとで基本的な処理を行っているところでございます。

**〇8番(中山美幸君)** 今、詳しく説明をいただきましたが、その課税の方法については存じ上げておりますので、確認のためにお伺いしました。

じゃあ、合わせて聞きますが、固定資産税の納税額が決定した場合に、納税者に対してどのような通知、どのような方法で周知を図っているか。その方法も、地方税法の第1条に規定されると思っているんですが、どういった方法で通知をなさっていますか、町長。

○税務課長(本松健一郎君) 私のほうで説明をさせていただきます。

中山議員からの御質問で、どういう周知で住民のほうにお知らせをしているかということでございますが、一応、本町の固定資産税につきましては、最初の納期月が5月になります。5月の賦課前の4月1日から、今年度は5月末日が土日を挟んだ関係で、6月1日が5月の納期の最終日ということの位置づけで、約3カ月間縦覧期間中ということで、納税者の方々に御自分の固定資産について閲覧等をしていただいているところでございます。

今回、閲覧に来ていただきました方々につきましては32名ということで、こちらのほうで対応させていただいております。

以上でございます。

**○8番(中山美幸君)** どういった方法で通知をしているかということなんですよね、 納税額、そういったものを納税者に対して、住民に対して。私はそういうふうに申 し上げたと思いますが。

じゃあ、もっと簡単に聞きます。納税通知書の中に記載してある内容について問います。どういったものが記載してございますか。

○議長(宮本昭一君) 暫時休憩いたします。

-----休憩 午後2時26分 ----

- 〇議長(宮本昭一君) 再開します。
- ○税務課長(本松健一郎君) お答えいたします。

納税通知書につきましては、その土地の1筆、1筆、課税明細書ということで申 し上げておりますが、課税明細書を細かく記載がしてございまして、それを一緒に 同封をして、納税通知書と納付書と、あとは県外の方々の納税者もいらっしゃいま すので、郵便振替用紙、専門用紙も封入した上で通知を行っているところです。

中身のほうですが、こちらの課税明細書におきましては、その1筆、1筆の、まず地目、面積、続きまして、本年度の評価額、それに基づいて標準額、先ほど議員からもありましたとおり、それに対して1.4%を掛けて、それぞれの課税額を出しているというのが基本的な形でございます。

以上です。

- ○8番(中山美幸君) そうした場合にですよ、第1条が求めているのは、納期までの 税金を納付しなかった場合の措置、それから、不服がある場合における救済の方 法、こういったものについては、本町の通知書と同封はされないということです か。
- ○税務課長(本松健一郎君) お答えいたします。

先ほどの説明と繰り返しになりますが、一応、5月時点で5月の連休明けを見計らいまして、こちらから納税通知書、納付書等をお送りしております。その中に、御本人で課税明細書を確認をしていただきまして、その中でおかしいと不服がある場合につきましては、不服申し立てを行っていただいております。その不服申立期間につきましては、その事項についてこちらも記載がしておりまして、交付を受けた日の後、3カ月を経過するときまでということで、一応こちらのほうが、今年度で申し上げますと5月13日付で発送をかけまして、遅くとも5月15日には納税者の手元には到着しているものと考えております。それから3カ月ですので、8月15日をもって不服申し立てがなかった場合は、今年度はこれに対しては不服がなかったということで考えているところでございます。

以上でございます。

○8番(中山美幸君) 若干ですね定めているところと違うようですね。

納期までに納付しなかった場合の措置がどういうふうになるかということと、それから、不服がある場合にどういう救済の方法があるか、そういったことも含めて税条例では求めているんじゃないんですか、地方税法の中では求めていると思いますが、そこまでやっていらっしゃらないというような、私はニュアンスを受けまし

たけども。ただ、さっきの答弁では、8月15日までに不服申し立てがなければ成立したものと見なされるということでございますので、是非ですねもう一回、納税通知書と同時に発送すべきものの、これは点検をお願いするように、点検を確実にするように要望を申し上げておきます。

それから、この評価課額に対して、どの程度の問い合わせがあるかということなんですよ。先ほど32名の方々が閲覧や縦覧をされたということでありますが、このことが閲覧や縦覧制度があるということ、住民にどれだけ浸透していますか、お答えください。

○税務課長(本松健一郎君) 一応、こちらのほうといたしましては、縦覧等につきましては、先ほど申し上げた期間の中で対応させていただいておりますが、固定資産税につきましては、縦覧、閲覧について、長年こういう考え方のもとで課税を行っておりますので、特段、今年度に限って、そういう特別なお知らせをするとかそういうものは、現在はやっておりません。

ただ、広報紙等で、一応、新しい制度改正とかそういう特殊な広報を知らしめる ためには、それも含めて広報活動もする場合もありますが、毎年、それに対しては 特段やっていないところでございます。

あと、閲覧につきましては、一応、縦覧、閲覧でこの期間を設けておりますが、 閲覧は随時受付をしている状況でございます。その中で御相談がありましたら、す ぐ調査に入りまして、そこで修正が必要なもの、更正をかけないといけないもの、 まずは、先ほど御説明がありましたとおり、法務局の登記等の確認も必要でござい ますので、そちらの書類もそろえた上で現地調査をして、対応しているところでご ざいます。

以上でございます。

- **〇8番(中山美幸君)** 前の質問の中で、この評価や課税額に対してどの程度の問い合わせがあるかということも、同じ質問の中でやったと思いますが。どの程度があるんですか。
- ○税務課長(本松健一郎君) 問い合わせにつきましては、いろいろな状況の中で問い合わせを受け付けておりまして、固定資産に限っては納期限の確認とか、あとは、今、問題になっております登記名義人と納税者が異なっている場合、そういうものに対して、今、納税はどなたがしているのかとかいうことの問い合わせは数件ございます。

以上でございます。

**〇8番(中山美幸君)** 数件ございます、ということじゃなくてですよ、課長、これは 町長も知ってほしいんですが、先ほど申しました、住民が納めるお金なんですよ。 これは、ほかの所得税だとかそういったものと違って申告税とは違うんですね、賦課税なんですよ。行政のほうで、これだけ納めてくださいということを行政のほうから伝えていく税金なんですね。そこの違いがあるんですよ。これは住民に責任はないんですよ。私は、住民の責任というのはほとんどこの賦課税についてはないと思います。

そういったことを考えるとですね、数件ありますでは、これはまずいんじゃないかなというふうに思います。何件あって、どういうふうな措置をしたかということまでが、担当課としてはこれはちゃんと持っておくべきだと思います。それはもう結構です。ちゃんと把握されてないということでございますので、結構でございます。

地方税の351条の中で、大崎町町税条例としてはこの条例集の中の63条に規定する免税点に対するものがどの程度あるのか。さらに、住宅用地に対する課税標準の特例が適用された納付者はどの程度あるのか。まず、その点についてお答えいただけますか。

○税務課長(本松健一郎君) 御質問のありました住宅用地の特例について、全体のほうは、件数は今は把握しておりません。

合わせて、免税点についての件数につきましても、実際、免税点につきましては 課税がかからないという判断のものになりますので、私どものほうにつきまして は、課税をするものに対して件数等を抑えているものですから、免税点について は、今の段階では件数は抑えていないところでございます。

以上でございます。

○8番(中山美幸君) しかし、別な見方ができるんじゃないんですか。免税点が幾らあって、課税分が幾らあるかというのは把握してないと、私はおかしいと思います。免税点と課税点、じゃあ一緒の考えですかということを言われたらどうしますか。

だから、そこら辺もですねちゃんと条例の中で決まっているわけです。本町の条例集の63条を見てくださいよ、そういったことがぴしゃっと書いてあるんです。 書いてあるということは、把握してないとおかしいということでは私はないのかなというふうに思いますが、しっかりと把握をしてください。

それと、さらに、今、一緒に質問いたしましたが、住宅用地に対する課税標準の特例は、それを適用されたのがどの程度あるのか、その評価を加えたのがどの程度あるかということもお聞きしたと思いますが、それはどの程度あるんですか。

○議長(宮本昭一君) 暫時休憩します。

\_\_\_\_\_

## 休憩 午後2時37分 再開 午後2時40分 -----

○議長(宮本昭一君) 再開いたします。

○税務課長(本松健一郎君) 先ほどの御質問で、1つずつ申し上げていきます。

まず、小規模住宅特例の関係で申し上げますと、個人の件数が7,996件、法人が169件でございます。

先ほど、もう1点の免税点の件でございますが、非課税の分の面積で申し上げます。面積で申し上げますと、これは単価が平米単価になりますので約1,357万平米が非課税地の面積でございます。

以上でございます。

○8番(中山美幸君) ありがとうございます。今、小型住宅の個人が7,996件、 法人が169件というようなお答えをいただきました。ありがとうございます。非 常に詳しく数字が出てきました。

さらにお伺いします。じゃあ、一般住宅敷地面積200平米以上の場合、3分の1ということですよね、これは。それと、200平米については小型住宅で算定されて、残りの100平米以上については一般住宅のもので課税されるということになっているようですが、この部分がまず1点。

それと、併用住宅について、大崎町は商業地指定はなされていないようでありま すから、それはどの程度あるのか。まず、その2点、お答えください。

○議長(宮本昭一君) 暫時休憩いたします。

- 〇議長(**宮本昭一君**) 再開いたします。
- ○税務課長(本松健一郎君) 済みません。ちょっと時間がかかりました。

先ほど御質問のありました商業地の考え方ですが、通常の一般住宅でございましたら200平米までが6分の1、それ以上を超えるものについては3分の1の軽減をするということになっておりますが、先ほど御質問のあったものにつきましては、一応、住宅用地以外の宅地という考え方の中で、3割軽減の7割課税をしまして、個人でいきましたら1,612件、法人でいきましたら619件ということでカウントしているところです。

以上です。

- ○8番(中山美幸君) 今、3割と7割ということなんですが、併用住宅の場合は住宅部分の占める率が2分の1であれば1じゃないんですか。それを超える部分については0.5じゃないんですか。それ、基準があるんじゃなかったですか、課長、いかがですか。
- ○議長(宮本昭一君) 暫時休憩いたします。

- 〇議長(宮本昭一君) 再開します。
- ○税務課長(本松健一郎君) 申し訳ありません、たびたび中断をいたしまして。

議員がおっしゃるとおり、専用住宅と、それ以外のものにつきましておっしゃるとおりに1と0.5とあるわけなんですが、私どものところで、今、その1と0.5に該当する比率が、そこに細かく統計をとっておりませんで、その分については、先ほどの件数の中で全体しか申し上げられないところでございます。

**〇8番(中山美幸君)** 非常に、この評価については私は疑義があると思うんですね。 ちゃんとした評価がなされているんだろうかなということを、私はちょっと今、感 じました。

本当に住民から賦課税なんです、申告税じゃないということはたびたび申し上げておりますが、そういった中で、職員の方々、もしくは評価委員会の方々で審議をされたりしながら賦課されている訳なんですけれども。そういったところに、非常に疑義が発生するんじゃないかなというふうに考えます。

そこでですね、もう、その数字は何のために言ったかというと、そういったことが明らかになるんじゃないかなと思って聞いたんですよ。本当にこういった地方税法に則った評価をするんだろうか、そういった調査を行っているんだろうかということでですねお伺いしたわけです。これで、かなり、私はまた、この件については疑義が出てきました。もう、数字の関係は言いません。次に進めます。

固定資産評価委員についてはですね、先般、認定をされたと思いますが、地方税法の401条の規定によってですね町長が任命して、先般、議会でも承認を受けたわけですが。この職務状況はどういういうことか、どんなことをやっていらっしゃるかということで、これは、まず、町長にお伺いします。町長の任命権です。

○町長(東 靖弘君) この件につきましては、固定資産を適正に評価し、町長が行う 価格の決定を補助することを業務としております。総務省の固定資産評価基準に基 づき、本町にございます土地家屋について、税務課の固定資産税担当職員において 行う実地調査等に基づいて適正な固定資産の評価を行うことでございます。

- **〇8番(中山美幸君)** じゃあ、固定評価委員の仕事についてお伺いしますが、固定評価委員の仕事はどういうものが定められておりますか。
- ○町長(東 靖弘君) 担当課長の答弁になるかもしれませんが、固定資産評価委員は、課税標準に基づいて評価替えは3年に1回やるようになっておりますので、それに基づいて適正に事務を処理しながら、そしてまた、それを補佐する職員がおりますので、その職員等がする事務作業において適正な評価がなされているかということを評価委員は確認し、そして、最終的には私の決裁のもとで納付書を発送するという手段になっておりますので、固定資産のそういった業務等に精通した職員が評価委員となっているところであります。
- ○8番(中山美幸君) 評価委員のですね仕事については、地方税法の408条の中に 規定がされております。簡単ですよ、市町村長は固定資産評価委員または固定評価 補助員に、当該市町村所在の固定資産の状況を毎年、少なくとも1回、実地に調整 させなければならない。これは実施されておりますか。
- **〇町長(東 靖弘君)** 先ほどの担当課長の答弁、あるいは最初の資料でも、実施調査 をしたりというところは出ておりますので、そういったことについてはやっている と思っております。
- ○8番(中山美幸君) これ、課長にもお伺いしますが、実際、少なくとも年1回、実 地調査ということが明確に記入されておりますが、408条の中に。これは実際や っていらっしゃいますか。
- ○税務課長(本松健一郎君) お答えいたします。

先ほどの説明とちょっと重複いたしますが、毎年1月1日における状況によって 評価された価格、これが適正な時価となり、これに基づいて課税をしているところ です。

この評価された固定資産税の価格は、毎年3月31日までに決定しなければならないということから、1月1日から3月31日の短期間で評価をしなければならないということにもなります。したがいまして、この細部にわたって実地調査を行うということは極めて困難な仕事であると思われることから、評価事務上の短期な制約、そのようなことを考慮して、実地調査については全部の資産の差違分を調査をしなくてもいいと、その状況が知り得る程度で行えば足りるという通達も来ております。

実地調査においては、例えば農地から宅地に変わった場合について必ず実地調査 を実施し、近隣の調査も同時にいたします。それも1つの調査ということで、法で 定める要請は満たしたということで解されております。具体的には、先ほどの説明 もいたしましたとおり、法務局からの登記済通知書が毎月約400件ほどまいります、年間にしまして6,000件程度になるかと思います。それに基づいて、地目の変更と所有者の変更とか、分筆登記とか、そのようなものが出てまいりますので、それに合わせて事務調査をして、現地調査をし、それに基づいて公正課税をかけると。それに準じてですが、航空写真も利用しながら課税事務を行っておりますので、これが事実上の年間を通しての調査ということで考えております。

以上でございます。

○8番(中山美幸君) 非常にですね不透明な答弁であります。まず、その短い、1月 1日から3月1日までの間でですね、私は町内全域について調査をすることは無理 であろうというふうに、私自身は認識しておりましたが、今の答弁を聞いておりま すと、ますますそれがそうだったのかなというふうに思います。

そうであるならばですね、その前段の第405条の中に、必要がある場合はです ね補助員を選任するということがあるんですよ、条例の中に。これを適用して、ほ かの職員の方々にも、これを補助員としての任命をする考え、そういったことも考 えて、適切な税の評価ということに備えるということはできませんか、町長。

○町長(東 靖弘君) 実地調査ということで、評価については全部はやれないけれども、それをまた真に必要な部分だけを調査して、それで足りるという担当課長の答弁があったところであります。実質、全部をやれるわけでもありませんので、そしてまた、評価替え等においてもそのようなことが謳われているわけでありますが、やはり、それが真に必要なものをやることで認められているということもあるわけですので、それを、担当課としては適用しているということであります。

405条で補助員を選任するということができるということで、固定資産の評価 とかに対する補助員ということであろうかと思いますが、そこらは、また勉強をし てみたいと思います。

以上です。

- ○8番(中山美幸君) 是非ですね、先ほど同僚議員も、職員の人員のことについて若 干触れましたよね、多分、忙しい時期にはそういうことはできないだろうというふ うに理解しますので、補助員を任命されて、町民にそういった疑義が発生しないよ うなですね措置をとっていただくように要望申し上げておきます。勉強するんじゃ なくて、条例集を読んだらすぐできることですので、そういった方法で、ただ、そ れに金もかからないじゃないですか、そういったことをやるということを、町長、 もう一回言ってみてください、補助員を任命しますよって。
- **〇町長(東 靖弘君)** 担当課長あるいは執行部等と十分協議をした上で判断したいと 思います。

**〇8番(中山美幸君)** なるべくそういうふうにしてですね、町税に不具合が生じないような措置をお願いしたいというふうに要望申し上げておきます。

次に、不具合があった場合の不服の申し立てがあった場合に、大崎町固定資産評価審査委員会、これも条例で制定されているようですが、これは設置された本町の設置条項によりますと3名以上と、国の法律でも3名以上ということになっておりますが、そうした場合に、現在までにどういった審議がなされたか、また、その中の合議制ということが謳っておりますが、合議制は図られたかどうかについてお伺いいたします。

- ○町長(東 靖弘君) こちらにつきましても、法で制定をされております。それに基づいて、評価審査委員を任命してやっておりますので、毎年、固定資産の課税に対しての疑義があったときに、それを報告して、結果等についての報告をし、意見交換をするものでありますが、具体的に、件数とかそういったものについては、あったかどうかということも含めて担当課長の答弁とさせていただきます。
- ○税務課長(本松健一郎君) お答えいたします。

御質問の、固定資産評価審査委員会の中の疑義があった内容です。一応、組織の中身のほうをお話いたしますと、固定資産の税務課職員につきましては、行政長という立場で、町長以下評価長という立場の中で、中立な立場でいるところにいます。一応、そこの中に審査決定をする方々につきましては、先ほど言いました3名の方々が任命されておりますので、この方々で内容を協議していただくということでございます。総務課の行政係のほうが中立の立場で、そこの内容を精査するということでございます。

あと、実際、疑義があったのかという話でございますが、平成30年度に1件疑義がありまして、その内容を簡単に説明させていただきますと、役場側の評価額に対して、その方は相続人の方だったんですが、その評価額で売買をかけていたら売れないということで、実際の役場の評価額は売買価格と全然整合性がないんじゃないかという話がありまして、それにつきましては、私どもも課税標準額につきましては7割を限度として評価額を出しています、と、不動産の実際の売買価格とは異なります、ということで説明を申し上げたんですが、それにつきましては、やはりその土地が売れないということで疑義が発生しまして、一応、評価審査委員会の中で問題を上げまして、現地を調査して、結果を出す段階になってから売買が成立したということで取り下げられたという事例が1件だけでございます。

以上でございます。

○8番(中山美幸君) 現在までに、30年度に1件あったということで、取り下げも あったということでございますが、しかし、固定資産評価審査委員会の条例を見て みますとですね、ちょっと私、どうかなと思ったところがあります。地方税法の436条の中で、委員会の審査の手順だとか、記録の保存だとか、審査に関しての必要な事項は町村で条例で定めるということをしているんですが、うちの条例の中に、その保存期間、そういったものも規定がないんですね。どういったものを、どのような保存にするかということの規定がないんですよ。これはどういうことですか、町長。国が求めているのは、そういったのは、ちゃんと条例で規定しないということをいっているんですが、条例制定以前なんですけども、これがないということは条例の改定もしないといけないんじゃないかなと私は思っているんですが、町長、いかがでしょうか。

○議長(宮本昭一君) 暫時休憩します。

-----休憩 午後3時06分 再開 午後3時08分

- ○議長(宮本昭一君) 再開いたします。
- 〇町長(東 靖弘君) 失礼いたしました。

条例で定めるべきではないかという御質問でございました。今、担当者のお話を聞いておりましたら、本町の場合には、公文書の保存期間というのがありまして、そこの中で1年未満、1年、3年、5年、10年、10年を超える保存を必要とする期間及び影響とするとかこういった規定がありまして、この中で、条例にかわって公文書の保存期間の規定で準用しているという解釈ということでございます。

- ○8番(中山美幸君) そうしますと、固定資産税に関する委員会の協議事項、そういった文書については書記が制作することになっておりますが、委員長はその書記を職員に充てることができるということも書いてあるようですが、そうした場合に、この書類の、公文書ということを今、町長がおっしゃいましたけども、公文書としての保存期間は何年ということを定めていますか。
- 〇町長(東 靖弘君) 最長10年であります。
- ○8番(中山美幸君) 町長、この件についてですが、これ、10年で事足りるとお考えになっていらっしゃいますかね。先ほど取り下げがあったという案件もございましたが、これを裁判等の判決によりますと、私は最低でも20年の保存期間は必要ではないのかなというふうに思います。

というのは、これは民法の中の賠償責任法の中で20年というのが謳われておりますけども、私はそれに合わせるべきだというふうに思います。もし、そういった訴訟が起こった場合に、その公文書がなかった場合にはどのような措置をされるの

か、私はちょっと大変だろうなと思っておりますが、そこら辺も考えた場合には、 これは固定資産税の条例の公文書の保存期間は20年とすべきだと思いますが、い かがでしょうか。

- ○町長(東 靖弘君) 文書管理規定の中では、先ほど10年と申しましたが、必要な 条項については永久保存というのも存在するということであります。
- **〇8番(中山美幸君)** そうした場合には、今議題としております固定資産税のそういった委員会の公文書については、永久保存ということで了解してよろしいんでしょうか、再度お伺いいたします。
- **〇町長(東 靖弘君)** それは永久保存には該当しないのではないかなと思っておりますが、ただ、十分な論拠を持って説明することができませんので、これについては調べて見たいと思います。
- ○8番(中山美幸君) 国家賠償法の中のですね、国家賠償法を受けて民法の中の七十何条かで、これは20年ということが謳ってあるんですね。

なぜ、そういうことを申し上げているかと言いますと、先ほどから言っております、申告税ではないんですよ、これ、賦課税なんです。ということは、先ほどから言っていますけども、納税者にはさほどといいましょうか、ほとんど納税者に責任はないわけなんですよ、これ。行政職員の責任において、もしくは行政の評価に対して不服が発生したり、疑義が発生したりしたときに対応しなければいけない。そういったときのために、ちゃんとした証拠書類は、10年ではなく長期間の保存が私は必要ではないのかなということを申し上げております。いかがでしょうか。

- ○町長(東 靖弘君) 先ほども説明したところでありますが、文書規程で1年で保存するもの、あるいは5年保存するもの、戸籍みたいに永久に保存するものという文書規程が謳われているものがありますので、それに基づいてやっていることと、課税台帳等の保存年限ということについては10年間とされていることから、本町としてもこの10年が適用されてきたものだと思います。
- ○8番(中山美幸君) 今後ですね、やはりそういった訴訟と言いましょうか訴えということも、私は出てくるだろうというふうに思います。住民の方々が、いろんな形で、インターネット等でいろんな税についての勉強をされている方々はいっぱいいらっしゃると思うんですね。そういったことを踏まえるとですね、やはり証拠書類というのは長期間の保存が必要だろうと私は思っておりますので、町長、そこら辺もですね今後検討されて、そういった不具合が生じたときに、これこれ、これですね、というしっかりとした根拠があるような説明ができるようなですね書類というのは備えておく必要があるのかなというふうに考えておりますので善処していただきたいというふうに思います。

それから、今、固定資産評価の価格等についての誤りについてお伺いしておりますが、この誤りがどのような影響が、他のものに対して、固定資産以外のことに対して、どのような固定資産税の疑義が影響を与えているかということの認識がございますか。

- **〇町長(東 靖弘君)** 先ほどの議員の質問の中でもありましたけれども、保険税とか そういったものに対しての影響、資産割と所得割とか、そういった形での関連する 影響というのはあると思っております。
- ○8番(中山美幸君) そうですね。先ほどは同僚議員が質問しましたけども、本町では国民健康保険税の算定に4方式を使っておりますね。資産割、均等割、平等割、そういったものを使っているようですが、それに所得割ですね。固定資産税の部分が一緒に評価に入ってきているんですよ、町長。そうした場合に、固定資産税の評価が誤っていたりした場合には、今度は国民保険税も過誤納されている可能性が出てきますね。それと、相続税であるとか、そういったものにも私は影響するということがあろうと思いますので、是非、このことについては慎重に評価をしていただいて、住民にもうちょっと親切にしていただかないとまずいんじゃないかなと思います。

特に国民健康保険税の場合は、1世帯に何人かの加入者がいるわけですよ。そうした場合には、その人たちの持っている固定資産に対しても同じような掛け率で点数が掛かってきますと過大な過誤納が発生しているということなんです。それも、固定資産税の評価が誤っているということがなかなかわかりにくい、私たち住民はなかなかそれを理解できない部分が出てくるんですね。そこを、住民の方々にどうやってお願いして納めていただくかということ、それについて、もし、延滞が発生した場合には行政としては延滞金も加算されますよ。そういったものを継続してずっと払い続けていかないといけない。何十年もそれが放っておかれた場合にはものすごい金額になってきますよ。そこは、やはり真剣に考えていただきたいなということを私としては考えておりますが、町長、いかがですか。

○町長(東 靖弘君) 今回は、固定資産税の課税に対する疑義ということから質問が展開されているわけであります。確かに、固定資産税は土地とか家屋とか償却資産に課税するということで法の中で決まっておりますので、それに基づいて3年に回の評価替えを行いながら適正に課税する、これが根拠であります。したがって、適正に課税しているというのが我々の認識でありますが、今、御質問があったように、そこに疑義が発生し、誤りがあったといったときの誤りがあった中で波及するものが非常に大きくなる。他の税とか保険とか、そういったところまで多く賦課されてしまっていることが出てくるというふうに思います。

そういったことから、御指摘がありましたように、今まで普通に課税の見直しをしていたところについてはやはり、固定資産評価委員という立場の中でも慎重な姿勢のもとで課税には臨むべきであろうと考えております。おっしゃいましたように、誤った課税をしていて、それの償還とか、あるいは課税に対する加算金とか、そういったものも当然発生することは法の中で謳われておりますので、そういったことがないような適正な業務処理ということには十分努力していきたいと思います。

○8番(中山美幸君) そうなんですね。固定資産税や都市計画税、これについては総務省がですね24年8月28日、インターネットで出ておりますが、どのような状況調査があったかということが書いてありますが、東京都を含めてですが1,719の市町村で、97%の市町村で誤りがあったということなんです。これの発行元が自治税務局固定資産税課ということで、課長補佐がこれを担当されて出していらっしゃるんですね。97%の市町村でそういったものが発生しているということなんです。ということは、少なくとも、うちも可能性があるということじゃないですか、町長。97%ですよ。そうしたところが、今後発生しないようにしないといけないんじゃないかなということで、固定資産税のことについても、私、今回の質問をしているわけです。

そして、もう1点お伺いしますが、これは課長の答弁になろうかと思いますが、 国の税法上の中で相続分の納税義務者の継承の処理について、1件に対して2人の 相続人がある場合、共有の場合がありますよね。そういった場合に、どういう措置 をしているのかということを、まずお伺いします。

○税務課長(本松健一郎君) お答えいたします。

相続人ということで、代表者の方がたつと思われます。代表者の方に請求をして いただくということになろうかと思います。

以上でございます。

○8番(中山美幸君) もう1つの条例が、地方税法の中にもう1つあるんですよ。相続分の納税義務者についてはですね被相続人の地方団体の徴収金を民法第900条から902条、これは誰と、誰と、誰が何パーセントの割り振りで相続できますよということが書いてありますが、規定によると、その相続分によって案分した計算額を納付し、または納付しなければならないということなんですね。

相続人が2人いる場合は2人で案分して納付することができるということを謳ってあるんですよ、課長、これ、違いますか。

- ○税務課長(本松健一郎君) おっしゃるとおりでございます。
- ○8番(中山美幸君) そうであれば、今までそういった事案はございませんでした

か。

- ○税務課長(本松健一郎君) 先ほどの説明と重複いたしますが、私どもとしましては、できる限り土地の所有者の方が納税者担っていただくように、そういう働きかけも窓口でいたしております。その中で、どうしても、やはり共有の名義で数名の相続人がいらっしゃる場合は、その方々に対して対応するわけですが、今のところは、数名の相続人がいらっしゃる方々に還付をしたという実績はございません。
- ○8番(中山美幸君) 今後ですね、高齢者の時代になってきましたので、本町でもそういった事態が発生する可能性はあるんですね。そうした場合には、やはりちゃんとこの条項に従いながら運営をしていただく。さっき言いましたように、民法で規定されておりますから、案分した計算をして、その額を納入していただくということは、納入者に対しては、賦課徴収ですので、いろんな方法で延滞した場合には納入する方法等も私はあるべきだろうというふうに理解しております。案分して納税できることができるんであれば、そういった納税の処置ということも並行して行えるということで理解してよろしいんじゃないかと思うんですが、いかがですか。
- ○税務課長(本松健一郎君) 今おっしゃられた内容で、今後、お話がありました土地の名義が直らない分で、やはり案分して納めていらっしゃる方々が出てくるかと思います。こちらのほうも、事前にそういうところを勉強しながら、還付が速やかに対応できるように対応したいと考えております。

以上でございます。

- ○8番(中山美幸君) そういったところを研究していただいて、しっかりと法に則った課税の方法、法に則った徴収の方法、先ほどから申しますけども、もうちょっと、言いにくいですけど、固定資産税というのは賦課税です、申告税ではないんですから、そこは十分理解した上で仕事に当たっていただきたいなということと、また、町長もそういったところを考えながらですね真剣に管理をしていただければなというふうに要望しておきますし、また、今度は、過誤納された部分の返還要綱というのが本町の条例集の中にございますが、その中を見ると、過誤納に対する返還は10年と定めておりますが、私は10年では事足りないんじゃないかなと思っているんですが、町長、その見解はいかがですか、10年でいいと思っていらっしゃいますか。
- ○町長(東 靖弘君) 我々が仕事を遂行する中では、まず地方税法を条文としてやっておりますので、地方税法の規定の中では5年を消滅時効とするということがあります。したがって、不納欠損等についてもこの5年で落としたりとか、そういった規定を適用しておりますので、それが通常の状態であります。
  - 一方、民法においては、その中で権利を行使することとしたときから5年間行使

しないときとか、あるいは10年行使しないときとか、あるいは20年間行使しないときとか、そういう規定が民法の中にも謳われていると思っております。

我々としては、この要綱の中ではそういった規定を準用しながら10カ年間ということで、地方自治法の232条の2の規定を応用しながら10年間ということで要綱で定めているところでございます。しかしながら、先ほどから課税台帳の保存のこととか、それを永久保存にするべきじゃないかとかいろいろ出てきておりますことと、それから、民法あるいは地方税法、国家賠償法と照らし合わせたときに、自治体においては20年間の償還を要綱等で作成していることとかありますので、こういった部分については5年間という規定でなくて、我々、課税の仕方で瑕疵があったという場合においては、この要綱を5年という規定から、他の自治体と同様の改正を図っていく必要があるのではないかなと思っておりますので、今つくっております要綱は町民への税務行政への信頼を維持し、税務行政の公正な運用を見直すことを目的として制定された要綱でありますが、制定から20年程度経過していることもありますので、近隣自治体の状況等を勘案しながら、先ほど説明いたしました民法とか国家賠償法とか地方税法を加味しながら、また、他の自治体の状況等も勘案しながら支払い対象期間の見直しについては検討して行きたいと思います。

○8番(中山美幸君) 町長、是非ですね、日本国憲法の第17条にですね国及び公共 団体の賠償責任ということがあって、それを受けてですね民法の規程によって、724条です、国家賠償法の中では20年の請求権がございます。やはり、そういった場合についてですねそこら辺も十分に加味しながらですね、20年というところを定めているということは町長もご存じないようですので、そういったところのですね新しい考え方といいましょうか、今後、若い人たちが出てきたときに、いろんな請求をされたときに戸惑わなくてもいいようなですねそういった条例といいましょうか、要項といいましょうか、そういったのを見直していただきたいというふうに要望申し上げておきます。

また、冒頭申しましたように、固定資産税は1つの、大崎町の重要な基幹税なんですね。余り変動しない。先ほど答弁の中で太陽光の部分があって、今回固定資産税が増額になるというお話もなされました、同僚議員の質問の中で。そうした場合に、固定資産税に疑義が発生するようなですね住民感情を抱くようであればですねなかなか難しい部分も出てきます。そういったところを十分に考えていただきたいということと、前から、私、三、四年前から申し上げておりますが、お金がかかります、是非ですね全棟調査ということも頭の中においていただきたい。そうすることが課税の漏れ、かなりあると私は思っています、課税漏れというのもかなりあると思います。税収確保をするためにもですね、是非、そこは、何年か後には投資し

たお金も税収で賄ってこられるよというような状況も私は発生するんじゃないかな と思っていますので、そこら辺もですね十分検討していただきたいと思いますが、 町長、最後に、そういったところの感覚というのはございませんでしょうか、お答 えください。

○町長(東 靖弘君) 課税の見直しということは、毎年課題に掲げてきております。 これまで、それこそ平成20年ぐらいからそんな話もしてきておりますけれども。 やはり、課税の見直しを、全棟調査をやるときの委託経費とか非常に高額なものが ありましたので、財政が窮しているときはなかなかそれができないという状況であ りました。

しかしながら、御指摘がありましたように、新しく建物ができたりとか、あるいは滅失したりとかいろいろ変わってきております。情報をとりながら、毎年度、新築住宅等については調査して課税をやっているわけでありますけれども、やはり、全棟調査については踏み込んでいくということはやらなければならないと思っております。踏み込んだ結果、税が非常に減ってくるということも考えられるし、あるいは、それをやったことによって複数年たったら、もとに戻ってきた、あるいは税が増えてきたということも考えられますので、このことにつきましては、また、令和4年、令和5年とありますので、そういったところではちゃんと考えていきたいと思っております。

- ○8番(中山美幸君) 今、町長から前向きな答弁をいただきました。是非ですね努力していただきたいというふうに思いますし、全棟調査をすることによって、本当に住民のそういった疑問というのが解決されるんですよ。それをしないでおって、いや、これはこうだ、これはこうだというような話をしていてもですね根拠となるものがないということは非常にまずいと思いますので、是非そういったこともやっていただきたいということを要望申し上げまして、私の質問を終わります。
- ○議長(宮本昭一君) ここで15時40分まで暫時休憩いたします。

○議長(宮本昭一君) 再開いたします。

次に、3番、児玉孝德君の質問を許可いたします。

○3番(児玉孝徳君) 皆さん、こんにちは。私は、さきに通告した経済対策について と菱田中跡地について質問したいと思います。

まず、世界的に流行している新型コロナウイルス感染症で社会経済に与える影響

が甚大なものとなっています。内閣府が2日発表した11月の消費動向調査によると、消費者心理の明るさを示す消費者態度指数は、前月比0.1ポイント上昇の33.7でした。3カ月連続の改善ですが、ベースは、9月の3.4ポイント、10月の0.9ポイントから鈍化。政府の需要喚起策GoToキャンペーンによる押し上げ効果があったものの、新型コロナウイルス感染の再拡大が響いています。内閣府は基調判断を「依然として厳しいものの持ち直しの動きが続いている」に据え置きました。今後については、新規感染者数の増加を踏まえ、影響を注意深く見たいとしています。しかし、最近では、第3波が到来し、緊急事態宣言が出された4月より、多くの感染者が毎日のように報告されています。全国では、昨日までに感染者16万7,239人、重傷者536人、死者数2,458人となっています。全国でも高止まりですが、大阪では感染者が過去最大を更新して、重症者病床が逼迫し、医療崩壊が始まっているといわれています。

そんな中、吉村知事は、医療非常事態赤信号を点灯し、11月27日から12月15日までは、大阪が指定する区域において、接客を伴う飲食店、その他の酒類の提供を行う飲食店等に休業や営業時間短縮を要請しました。また、吉村知事は、看護師の不足懸念のため自衛隊に派遣を要請しました。さらには、新型コロナウイルス感染者が急増している北海道旭川市でも、2病院を含む8箇所でクラスターが発生し、医療スタッフ不足が深刻化し、自衛隊に看護師ら医療スタッフの派遣を求め、2週間程度、自衛隊が派遣されることになりました。

このように、全国で第3波の感染者が増え、経済への影響が深刻になっています。政府は、8日、新型コロナウイルス感染拡大を受けた追加経済対策予算約30 兆6,000億円、事業規模約73兆6,000億円を決定し、経済に軸足を置いた対策となりました。

そこで、まず、本町の新型コロナウイルス感染症の経済への影響はどのくらいか を、1回目の質問といたします。

○町長(東 靖弘君) 新型コロナウイルス感染症の経済への影響についての御質問でございます。第3波の到来が報じられる中、内閣府が11月25日に発表した月例経済報告によると、景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きが見られるとされております。また、鹿児島銀行及び九州経済研究所が発表した直近の県内消費関連の景況については、全体として弱い動きが続いているものの、一部で持ち直しの動きが見られるとの判断がなされている状況でございます。

一方、町内経済への影響につきましては明確な数値は算出できておりませんが、 商工会からいただいた情報によりますと、コロナ禍において町内での廃業事業者 が、本年度に入り3件であったと報告を受けております。また、営業時間を、夜から昼に変更するなど、業態を変更した飲食店もあるようでございます。

ほかには、町独自の事業者支援策として実施いたしました、国の持続化給付金の対象にならない、15%から50%未満の売上減少月があった第3次産業事業者へ一律30万円を交付する持続化給付金の交付状況が、1次申請分97件、そして、2次申請分58件であったことから見ても、まだ厳しい状況が続いていると考えております。

以上でございます。

- ○3番(児玉孝徳君) まだ厳しい状況が続いているということですが、では、事業者への持続化給付金や、全町民への商品券配布など、本町独自の支援策が行われましたが、その効果をどのように分析していらっしゃいますか。
- ○町長(東 靖弘君) 新型コロナウイルス感染症に関する町独自の支援策といたしましては、これまで、1番目に、15%から50%未満の売上減少月があった第3次産業事業者へ一律30万円を交付する持続化給付金を2回実施、2番目に、商工会会員への一律5万円の交付、それから、3番目に、宿泊業及び飲食業への固定経費補助金、4番目に、飲食店応援のために、全世帯に配布したクーポン券、5番目に、全町民の皆様へ配布した、1人当たり5,000円分の地域応援商品券、6番目に、抽選で販売した、額面1万円のプレミアム商品券、このほかにも農林漁業者への経営支援給付金などの対策を講じてまいりました。

これらの支援策をどのように分析しているか、との御質問でございます。各種給付金の対象となった事業者からは、助かったとの声も多数お聞きしております。また、消費喚起策として実施した商品券発行事業は、1枚当たり500円と、比較的少額の商品券とすることにより幅広い業種で使用されており、事業者及び消費者の両方から感謝の言葉もいただいており、一定の効果があったものと認識しております。

○3番(児玉孝徳君) 感謝の言葉があって、一定の効果があったということで認識しているということですが、私は大いに効果があったと思っております。

というのも、町民からだけではなくてですね近隣市町の方からも、大崎町はいい よね、というふうに羨ましがられております。この施策は、私も県内でもトップレ ベルの大変すばらしい支援策だと思っています。

しかし、重要になるのは、今回の支援策に対する皆さんの声を、今後どのように 生かすかということです。どのようにお考えでしょうか。

**〇町長(東 靖弘君)** 先ほどの答弁でも回答させていただきましたが、今回の支援策 については、事業者支援及び消費換気という両面で実施してきており、一定の効果

があったものと認識しております。

しかしながら、まだまだ厳しい状況が続いており、さらに、今後の新型コロナウイルス感染症の状況によっては、さらに厳しい局面も想定されます。本町といたしましては、引き続き、国の経済対策を活用しながら感染予防と消費喚起という両立を図ってまいりたいと考えております。

- ○3番(児玉孝徳君) 両立を図っていくということで、皆さんが喜んだ支援策をですね、人口減少対策に充てられないか。つまりですね大崎町は、経済支援策がすばらしいと、移住促進のPRにつなげる考えはないでしょうか。
- 〇町長(東 靖弘君) ありがとうございます。

人口の減少については、非常に気になるところであります、年少人口が非常に少ないということもあったりしますが。さきの2次補正の中で、4月28日から来年4月1日までに生まれる子どもたちに対して特別定額給付金10万円という制度もつくったりしたところで、その点についても喜ばれたところであります。その政策をいかに周知しながら、大崎町の人口増加対策の一端であることを町外の方々に発信していくかということは非常に重要なことで、できることなら、やはり人口増加につなげていきたい、若い人たちが転入するような施策を講じながら促進を図りたいという思いを持っているところでございますので、周知しながら関心を持ってもらって、また、大崎町は、という認識をしてもらえるようなふうになっていけるように努力したいと思います。

○3番(児玉孝徳君) 是非ですね人口増加につなげていってほしいと思います。ホームページ等とかいろんなのでPRも行ってください。

それでは、消費喚起と感染予防の両立を図るということで、先ほどお答えをいただきましたが、これからの経済活性化策についてお尋ねいたします。先ほども言いましたが、新型コロナは終息するどころか感染拡大が続いております。海外ではワクチンができ、接種が始まりました。日本でワクチン接種が始まっても、当分はマスクを外して過ごせる、今までの生活には戻らないということです。

本町の隣の志布志市有明でも、先日、感染が確認されました。その方はですね、 最初に大崎町の医療機関に、体がだるい、熱があるということで受診されたという ことです。いつ、本町で感染者が増えるかもわかりません。いつ、クラスターが発 生するかもわかりません。

そこで、感染者が増加した場合、自粛ムードで外出する方が減り、経済が停滞すると思われます。これからの経済活性化策をどのように考えるか、お答えください。

**〇町長(東 靖弘君)** 先ほどの答弁と重なる部分もございますが、今回の支援策は、

事業者支援及び消費喚起という両面で実施してきており、一定の効果があったと認識しているところでございます。

その中でも、売上減少により仕入れや電気・ガス・水道などの光熱水費の負担が増加している第3次産業事業者向けには、給付金という形での現金支給を行い、また、消費を支える住民の皆様へは、現金ではなく商品券を発行して、確実に町内での経済循環が図られるように対策を講じているところでございます。

これからも予断を許さない状況が続くと思われますが、今後も、支援策を講じる場合には、町内事業者及び地域経済への循環及び持続可能性を念頭に置きながら進めてまいりたいと考えております。

**○3番(児玉孝德君)** 事業者への持続可能性及び地域経済への循環を進める、両方進めていくということで、是非、そこはですね実行していただきたいと思います。

今年は、感染のリスクがある三密を避けるために、ふれあいフェスタや夏祭りなど多くのイベントが中止や延期されました。今後のイベントなどについては、どのように行うか。年明けには出初め式や成人式が行われます。成人で、地元に住んでいる方は少ないので、多くの方が東京や大阪など、感染拡大地域から帰省されると思います。新型コロナは無症状の方からも感染することがわかっております。リスクがある中、その対策をどのように行うのか、お答えください。

**〇町長(東 靖弘君)** イベント等の実施につきましては、新型コロナウイルス感染予 防の観点から、中止・延期あるいは規模を縮小しての開催など、各事業主体において非常に難しい判断が迫られてきたと認識しております。

東京オリンピックや鹿児島国体の延期をはじめ、本町関連の行事においても、毎年、多くの方々でにぎわうふれあいフェスタなどのイベントを中止とせざるを得ない状況でございました。また、例年、正月明けに開催されております成人式及び消防出初め式につきましては、今月中に状況を見極めつつ検討し、実施の可否を判断してまいります。

開催となった場合には、新型コロナウイルス感染予防のため、人数制限や密閉、 密集、密接の三密を避けるなど、新しい生活様式を踏まえ実施していきたいと思っております。

- ○3番(児玉孝徳君) 今月、状況を見極めて開催するということですが、成人式は帰省される方がほとんどだと思います。間に合うんですか、遅いんじゃないですか。 もう、皆さん、飛行機などの切符とか買われていると思うんですけど。出初め式は間に合うと思いますよ。その辺はいかがでしょうか。
- ○町長(東 靖弘君) 確かに御指摘のとおりであります。成人式につきましては、1 8日ぐらいに判断をしたいと考えております。それで、志布志市、お隣の東串良

町、また大崎町もですが、やはり情報交換しながら最終判断をしようということで、一方がやって、一方がやらないとか、そういったこともちょっと不公平さが出てまいりますので、そういったところを担当課のほうでお互いの意見交換をやっている状況でございますが、どう見ても18日ぐらいに判断していかないとなりませんので、そういうことと、担当のほうでは、また、そういったしかるべき情報を、参加予定者の人たちには周知していくと思っております。

- ○3番(児玉孝徳君) 18日でも遅いと思うんですけどね。女性の方々は晴れ着を予約していると思います。キャンセル料とかいろいろな絡みもありますし、例えば人数を校区ごとに分けるとか、いろんな方法もあると思いますが、そういったお考えはないでしょうか。
- **〇町長(東 靖弘君)** 既に、成人式への参加希望のデータ等は担当のほうでとっておりますので、そういったことを踏まえて担当課長の答弁とさせていただきます。
- ○社会教育課長(今吉孝志君) お答えいたします。

成人式につきましては、対象者としましては120名程度いらっしゃると思います。その対象者全員に通知をしまして、今、参加意向であられる方々が67名と記憶しておりますが、担当のほうで当初はいろいろ検討しまして、参加人数が多かった場合に、中央公民館で開催するというのはちょっと密になるということで、会場を総合体育館でもできないかということで検討した結果、67名ということですので、椅子の配置等を考えた場合、中央公民館で開催し、来賓の方々にもできるだけ参加を御遠慮いただくという形で各団体の代表、議会におきましても議長だけに参加をお願いするという形で、来賓の方々の制限もして、保護者等もホール内には入場できないということをするようにして感染対策を十分する計画がございます。

一番、成人式で心配されるのは、成人式の前後になります。成人式に来られる前に同級生で密になる。成人式は感染対策をしますが、また、その後、例年ですと同窓会等もされるというのがありますので、その点につきましては、当日の成人式のスタッフについては十分すぎるほどの感染対策をして、それが注意喚起になるとあって、前後のお知らせでも、来られるときに、また、式典終了後はそういう会食等も極力控えていただいて、身の安全を確保することを第一にということで広報する予定でございますので、町長が申しましたとおり、大崎町だけ開催する、しないというのも、いろんな感情も出ますので、今、近隣の自治体の判断が来週末ぐらいがその判断日ということをいっておりますので、足並みをそろえた形で調整していきたいと思います。

また、帰省につきましても、数名から聞いてみますと、県外の方は、帰省を最初からしないという方もいらっしゃいますし、また、女性の場合には、当然、着物を

着る機会が多いんですが、写真撮りもしますので前撮り等があって、早目に帰省されて前撮りをして、そのまま町内に残っていらっしゃる方もいらっしゃいますので、今回、成人を機に帰省して、家族でお祝いされる方もいらっしゃると思いますので、来週末の判断で、いずれにしても正月には御家族で成人をお祝いされるということもありますので、式がなかったとしても大きな影響というのもないのかなとは思っておりますので、今の状況がわかりませんので、来週末、実施の可否を判断し、その旨をすべての成人者に対して連絡したいと考えております。以上です。

○3番(児玉孝德君) 来週末には判断して、すべての成人の方に連絡するということですが、確かに成人式がなかったとしても帰っていらっしゃる方がいると思います。そういったときも感染対策をしっかりするように、そういった旨も含めての連絡をお願いしたいと思います。

また、開催する場合もですね、先ほどおっしゃっていましたが、三密にならないように短時間で行うように検討してください。

それでは、最後に、本町の経済は、新型コロナの影響だけではなくてですね7月の豪雨災害、先ほどもありましたがサツマイモ基腐病、また、都城で発生した鳥インフルエンザなどで経済の落ち込みが危惧されます。

そこで、同僚議員からもございましたが、来年度の経済対策を踏まえた予算編成 の考え方をお答えください。

**〇町長(東 靖弘君)** 来年度予算編成についての御質問でございますが、先ほどの平 田議員への答弁と重なりますが、お答えさせていただきます。

来年度の予算編成に当たりましては、定住促進事業などの持続可能なまちづくり を目指した施策に積極的に取り組んでいきたいとの思いがございます。

しかしながら、地方税等の一般財源の減額が予想されることから、コロナ対策費をはじめとする喫緊の課題に対応するための財源を確保するためにも、経常的な経費の抑制に努めた、メリハリのある予算編成が求められると考えております。

コロナ対策費につきましては、感染拡大の状況を見極めながら、新たな日常の実 現に向けた予算を柔軟に執行できるよう国や県の動向も見据え、予備費の充用や臨 時補正等もお願いしながら、必要な予算を執行していきたいと考えております。ま た、その財源としては、国の交付金のほか、財政調整基金を充当せざるを得ないと 考えております。

○3番(児玉孝徳君) 国の交付金や財政調整基金を充当するということですが、経済 産業省のリポートでは、日本経済の経済損失は1月末で、対GDP比でマイナス 6.1%、約30兆円以上に上がると推計されています。国の交付金も大切です が、非常事態に対し、町民を救うため、無駄な予算を十分に精査して削減し、本当 に大切なものに十分な予算を充当することで万全な対策をとる予算編成を要望いた しますが、いかがでしょうか。

○町長(東 靖弘君) おっしゃるとおりでございます。本日の新聞等でも、政府の臨時閣議で、先ほどありました事業区分などは73.6兆円の事業規模の予算を閣議で決定したということが出ておりますけれども、実際、政府の予算としては40億程度なのかなと思います。負担する残り等については、市町村等の負担ということが入っております。

これまでの災害対策においても、激甚災害等で補助率が高いけれども、足りないところは自治体の負担ということになっておりますので、今回のコロナの影響を受けて、今まで支援対策を講じてまいりましたけれども、臨時交付金がありますけれども、一般財源の対応ということもやっていかなければならない。そしてまた、今まで財政調整基金を積み立ててきておりますけれども、やはり、こういった非常時にはそれを支出していくということも考えていかなければなりませんので、そのためには既存の事業の見直しとかを徹底してやりながら財源を捻出していくと。ことしは、そういった面では正念場かなと捉えております。

○3番(児玉孝德君) 今、町長がおっしゃられたとおり、十分な見直しをしてですね 予算を組んでほしいと思います。是非、全集中の呼吸で行うよう、強く要望いたし ます。

次の質問は、菱田中学校跡地についてですが、菱田公民分館で皆さんの意見を聞く会を開催する予定でした。しかし、新型コロナで、人を集めるわけにもいかず、そんなとき、11月第1週は、毎年、県下一斉に地域が育む鹿児島の教育県民週間が実施されるということで、その期間の11月2日月曜日に、菱田小学校で「菱田のあしたを考える会」を実施いたしました。

当日は、菱田小学校コミュニティスクール運営協議会の主催で、住民代表の方40名近くにお集まりいただき、菱田中学校跡地の活用についてとひまわりサポーターの活動についての2つについて、提言そして協議を行いました。企画調整課長にもいらしてもらったんですけど。その中での意見は、町のホームページの菱田小学校の学校だよりにも掲載されていますので、町長もご存じだと思います。菱田中学校跡地活用としての意見は、ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅も含めたスポーツのまちということで、テニスコートや体育館などを、バス停もジャパンアスリートトレーニングセンター前で、という意見。また、地元の食材を活かした食堂、栄養バランスを考えた食事を提供できるレストランを、という意見。コンビニエンスストア、スーパーマーケットなどの商業施設。これは、人の出入りが多く

なれば注意が行き届くので、子どもたちの安全を守れるということも含めての意見です。また、スポーツ用品を買いに行けるスポーツ用品店などの意見も出ました。また、児童からの要望ですけど、多くの児童は公園に、あわせて旧菱田中の生徒たちが活躍したことを示すモニュメントや、雨天時でも軽スポーツを楽しめる施設、軽食をとれる売店も、ということです。6月議会で、私は定住化施策を要望もいたしましたが、その後、どのようにお考えなのかお聞かせください。

**〇町長(東 靖弘君)** 菱田中学校跡地利用につきましては、ことし6月の第2回定例 会においても、児玉議員から御質問いただいており、その際に、地元の方々の意見 をお聞かせいただき、検討させてくださいと回答させていただきました。

その後、11月2日に、菱田小学校で開催されました大崎町立菱田小学校コミュニティスクール運営協議会主催の「菱田のあすを語る会」に、企画調整課の職員も参加させていただき、報告を受けております。菱田小学校の児童の皆さんや会に参加されていた地域の方々の御意見を伺ったところでございます。

今後は、いただいた御意見も参考にし、ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅との関係性も考慮しながら検討を進めてまいりますが、来年度の早い段階でOTCとの協議も再開し、できるだけ早い段階で結論を出したいと考えております。

- ○3番(児玉孝徳君) 早い段階で結論を出すということですが、町長、菱田の小学生が公園が欲しいと言った。どうして公園が欲しいと言ったかわかりますか、近くにはあすぱる大崎のふれあいの里公園もあるんですけど。その辺を、ちょっとお答えください。
- **〇町長(東 靖弘君)** なぜ、ということに対しましては、中野課長のほうで答弁させていただきます。
- ○企画調整課長(中野伸一君) お答えいたします。

先ほど御質問の中にありましたように、「菱田のあしたを語る会」に参加させていただきました。そのときに、小学生が「公園」という声が一番大きかったというのは存じ上げているところなんですけども。

あすぱるが、いわゆる幼児向けと言いますか、非常に小さなお子さんが遊んでいて、なかなか、もう小学生ぐらいになった子が遊びづらいと言いますか、もっと行動範囲が広がってしますというんですか、それもあって、もっと小学生向きというか、どちらかというと多目的、土のグラウンドというんでしょうか、何もでも使えるような形のものを欲しているのかなというような感覚を受けたところでございます。

〇3番(児玉孝徳君) 町長からお答えを聞きたかったんですけど。今、課長がおっし

やるとおり、小学生があそこに行ってもですね遊べないらしいんです。子連れもお 母様方がいっぱいいらっしゃって、なかなか、遊具でも遊びたいけど、そこまでは ないという感じですね。だから、多目的に使える公園が欲しいということで、サッ カーをしたり、外でのバレーをしたりとか、いろんなことができるような、そうい った要望ということで子どもの意見ということです。その辺も考えて、取り入れて もらいたいと思います。

先ほどから申しております、この会に参加された皆様方の意見ですね、子どもた ちの意見も含めた形で取り入れることはできないか、お尋ねいたします。

**〇町長(東 靖弘君)** 菱田中学校の跡地につきましては、なかなかいろんな計画を進められないところでありますが、先ほど、**OTCとの協議を再開したいということで答弁させていただいたところでございます。** 

子どもたちがそういった夢を持っているということに対しては本当にすばらしいことであり、いかに実現できるのかということは考えていかなければならないと思います。今の段階で、そうしますということはなかなか答弁としてはできませんけど、やはり、ここにあります子どもたちの菱田中学校跡地の活用ということはいろいろ上がっておりますので、そういったことが幾つかでも実現できるような努力は必要かなと思っております。

ちなみに、なかなか、菱田中学校をいろいろできない理由の1つの中で、児玉議員ご存じなんですけど、菱田の220号線の国道の歩道改良がございます。3.5メートルに幅を広げながら、子どもたちの通行とか利用者の通行とか、そういう形で国が事業を進めることが決定しております。そういったことがありまして、道路の拡幅がなされてからということがありますことと、ここの中にありますコンビニエンス等の商業施設の設置とか、こういったことも要望して、現地の下見も終わっているんですけれども、道路拡幅がなされてこないとなかなか進出が難しいというような状況もありまして、今、国土交通省のほうにも、この道路改良については早期に改善していただくような要望をこれからやっていかないといけないねということで、担当課長とも打ち合わせしているところで、現状はそういったところでございますので、そういったこともあるということを御理解いただければと思います。

- ○3番(児玉孝徳君) 是非、そういったところも踏まえてですね、住民の意見、子どもたちの意見、そういうものを取り入れて、思いが形になる、にぎわいを取り戻せるように要望して、私の質問を終わります。
- ○議長(宮本昭一君) 次に、11番、諸木悦朗君の質問を許可いたします。
- **〇11番(諸木悦朗君)** 私は、さきに通告しましたくにの松原の展望遊具について、 災害の復旧工事の進捗状況について、災害時の避難場所について、以上の3点につ

いて質問したいと思います。

まず、1点目、くにの松原キャンプ場の中にある17メートルの展望遊具について質問いたします。かれこれ二十三、四年経つとは思うんですが、企画調整課、農林振興課、あと、もう1つ課がわからないんですけど、3つの課で共同して国の補助事業で立てた展望遊具です。雨風に長々とさらされ老朽化が見られる中、どぶ漬け工法でネジも錆びくれ、天板がちょっと補強もしてありますが、ちょっと危険度が増してきているように見られます。経年劣化というのもあるでしょうが、それを踏まえて、町長はどのように認識されているかを質問して、第1の質問といたします。

**〇町長(東 靖弘君)** くにの松原キャンプ場内の展望遊具は、平成9年度に、林野庁 のモデル事業である流域総合間伐対策事業を活用して設置いたしました。

設置時の狙いとして、下から見上げるのが一般的な松林を、上から見下ろすという、当時としては他の近隣自治体でも余り例のない施設であったと考えております。

御質問の展望遊具でございますが、設置以来、20年以上が経過し、経年劣化に よる木材の腐食が一部見られるなど、老朽化は把握しているところでございます。 以上でございます。

**○11番(諸木悦朗君)** ありがとうございます。町長も、経年劣化は把握しているというお答えをいただきました。

先ほど、展望台のほうから松林を見下ろすという名目で建てられた展望遊具なんですが、18年ぐらいには、まだ見下ろせるぐらいの松林の高さでした。この前、登ってみたところ、展望遊具から見えるのは国見山とゴルフ練習場の柱だけでした。もう、周りの松林のほうが高くなっております。そういう中でですね、大体、先ほども言いましたがどぶ漬けのネジ山が錆びくれている。板がノリがついている。シロアリの注入剤を使っているとは思うんですが、安全面のための適切な対応はとられているのかを質問させていただきます。

**〇町長(東 靖弘君)** 展望遊具につきまして、先ほどの答弁で、経年劣化による木材 の腐食など把握していると申し上げましたが、現状の様子では、今すぐに倒壊及び 破損等の心配はないと考えております。

しかしながら、日々老朽化は進んでいくものでございますことから、安全確保の ため、再度確認をし、不幸な事故が発生する以前に適切な対策をとりたいと思って おります。

**〇11番(諸木悦朗君)** ただいま、安全対策はとるというお返事をいただきました。 ちょっと調べたところによると、修理保全に、あの17メートルの展望台、修理 して補強した場合が、足場を組んで、大体1,000万円超えるぐらいの値段で修理が行えるような見積もりみたいです。1,000万円ちょっとかけて、あの展望台を直すのか、いっそのこと壊して、あれに代わるような、自分が言ったからといって壊されても困りますし、何らか別な対策でですね、あそこに集客するような、キャンプ場に来た人間が集まるような場を作ってほしいというのが自分の考えなんですよ。

そこでですね、今、展望遊具の利用者はどのくらいいると町長は思われますか。

○町長(東 靖弘君) 議員から、展望遊具についての質問が出されております。答弁で、20年以上経過しているというお話もいたしました。そして、私も展望遊具にはもう何回か登っておりますが、やはり、御指摘があったように樹海を見下ろすというよりか、松がどんどん、どんどん大きくなってきて、景勝という面ではなかなか難しくなってきたなという感じを受けております。

それと、やはり上る階段の板とか、そういったところも非常に厚いので崩れることはないと思っておりますけど、滑るんじゃないかとか、踊り場が滑るんじゃないかとかそういったことは常に危惧しております。これについて、何か対応をとらないといけないということも常々話をしているところでありますが、松のほうが成長して展望台の役割を果たせなくなってきたものを保存するのか。松を切るということは、まずできないことでありますので、やっぱりここのところは、今まではそういった役割を果たしてきていたと。でも、一定の期間はもう終えてきたというふうに捉えることができるかなと思っておりますので、そこらについては十分考慮して対策をとっていきたいと思っております。

お尋ねの、展望遊具の利用者についてでございますが、他のキャンプ場に同様な施設は珍しいことからも人気があると思われ、初めてくにの松原キャンプ場を利用された方は、ほとんどの方が展望遊具に上られていると認識しております。展望遊具自体の正確な利用者数は把握しておりませんが、平成元年度のプール利用者数は8,850人、キャンプ場利用者数は8,546人でありました。そのうち、現在のキャンプ場の利用状況では、初めての利用者が9割近くを占めておりますので、昨年度は年間約7,700人程度が展望遊具を利用されたと思慮しているところでございます。

**〇11番(諸木悦朗君)** 今、初めての方はほとんどが、9割方利用されていると思う という返事をいただきました。

今後、展望遊具の維持管理についてですねどのように考えているのか。どうして も、最初建てられたときに30年は保つというお墨つきで建てられた展望遊具で す。元役場OBからそういう情報もいただきました。今、かれこれ24年ぐらい経 っております。あと6年です。それについて、町長、判断も難しいとは思うんですが、修繕でもいいですし、今、バンガローを建ててもらっていますが、あれぐらいの予算が修繕でもかかるみたいです。何か別なものをという感じで、自分としては提案申し上げます。

次に、2番目の、災害の進捗状況について質問させていただきます。2年続けての災害で、業者がいてない、入札しても業者が入札に来ないという状況の中で、建設課、耕地課、役場職員は多分難儀をされていると思うんですが、2番目の質問を一括で答えてもらったらと思いますので。今年、昨年の災害復旧工事の進捗状況について、件数並びに工事完了までの目処はどうなっているか、一括して耕地課、建設課、答えていただけましたら、町長でもいいですから。

- **〇町長(東 靖弘君)** ただいまの御質問につきましては、担当課長にそれぞれ答えさせていただきます。
- **〇建設課長(時見和久君**) 建設課における災害復旧工事の件数及び進捗状況について、お答えいたします。

本年度発生の災害復旧工事につきましては、道路13件、河川5件、橋梁2件の計20件で、今現在、国の災害査定もすべて終了し、現在、16件が工事発注済であります。残りの箇所についても、随時工事発注していきたいと考えております。

それから、昨年度災害の繰り越し工事2件につきましては、5月末までに工事完了しております。

以上です。

○耕地課長(竹本忠行君) 耕地課所管における復旧工事件数及び進捗状況でございますけれども、まず、今年の災害復旧工事につきましては、現在、国の災害査定を受けている状況でございまして、農地22件、道路・水路等の施設31件、計53件の査定を受けておりまして、来年1月から2月にかけての工事発注になる見込みでございます。

次に、昨年度、災害で発生しました繰り越し工事につきましては、農地3件、施設7件でありましたが、今月中にはすべての工事が完了する見込みでございます。 以上です。

**〇11番(諸木悦朗君)** ありがとうございます。

今、土木関係、町内72人、業者がいないということは、自分もよく分かっております。工事が、持留川も、2年経ってから、やっと今、土手のところは始まりました。何でよと言ったら、やっぱり大手の建設会社が人夫がいないと。やっぱり高速道路が、まだ半年ぐらい引き延ばしになりましたけど、あの人夫が帰ってこないとどうしようもないという、現場監督がいらっしゃいました。その中で、耕地課、

建設課、お互いに頑張ってもらっていると自分では見ております。

次に、台風10号による避難所の開設状況について、3番目に進みます。災害時の避難場所についてですね、避難所の開設状況はどうであったかという質問をいた します。

基大な台風が来るということで、皆、マスコミに踊らされてあたふたあたふた避難所に駆け込んだのを見てますけど、状況は、コロナも発生して、避難所も開設して、どういう状況だったかお答えください。

○町長(東 靖弘君) 令和2年9月6日から7日にかけて接近した台風10号についてですが、当初から、今までに経験したことがないほど猛烈な勢力に発達することが予報され、台風についての特別警報が発表されるのではないかと、連日、気象庁やマスコミが防災対策品の準備や避難の呼びかけを行っていたところですが、大隅半島最接近時には勢力及び雨も、当初の予報よりは弱まり、土砂崩れは浸水害など大規模な災害の発生はなく、幸いにも人的被害の発生もありませんでした。

御質問の、避難所の開設状況についてですが、当初、9月5日土曜日ですが、17時に、町内6箇所を開設いたしましたが、新型コロナウイルス感染症予防対策として、避難者同士の間隔を広げたことにより、予想より早い段階で避難所が埋まったことから、翌日9月6日の午前中に2箇所を追加で開設いたしましたので、合計で8箇所を開設いたしました。

避難所につきましては、8箇所合計で257世帯、426人が避難をされたところでございます。

- ○11番(諸木悦朗君) ただいま、8箇所合計で257世帯、426人が避難したということなので、一応、コロナ対策の中で収容人員に問題はなかったのか。密というか、やっぱり、どこの避難所が何人とか人数分けとかあったと思うんですが、それによって、やっぱり体育館系等を避難所にしている場合と、保健センターみたいなところを避難所にしている場合、あと、椅子とか用意してあるところもあったと思うんですが、1つの場所ごとに差違はなかったか、問題はなかったかお聞きします。
- ○町長(東 靖弘君) 町内には、災害の危険が切迫した状況で、命を守るために緊急的に避難する指定緊急避難場所が18箇所、災害の危険があり、避難した住民等が災害の危険がなくなるまで、必要な期間、滞在する施設である指定避難所が9箇所ありますが、指定緊急避難場所のうち、小・中学校の体育館には畳の間や室内にトイレがないなど、施設状況には差違はあると思っております。
- **〇11番(諸木悦朗君)** 今、小・中学校の体育館には畳の間とかトイレはついてない という答えをいただきました。その答えを待っておったんですが。

特に大丸小学校ですね、体育館とトイレの距離が渡り廊下なんです。雨は、当然、海のほうから流れ込んで、台風の場合はですね。いつも大丸小学校の体育館の場合は、1人か2人なんです。ある、中尾集落のおじさんから、あの小学校にトイレがあれば、小学校に避難するのにと、トイレは横にあるがなと言ったら、あそこは濡れると、横雨で。そういう答えをもらったんですよ。

昨年でしたか、同級生のお母さんが避難するからといって、なら保健センターに 行きなさいと、あそこだったらトイレもあるし、畳の間もあるし、椅子とかもある から、保健センターに、役場まで行って連れていけといったことがあった、去年で すね。また、地区を聞かれて、大丸小学校の体育館ですから、そちらのほうへ行っ てくださいと。去年、総務課とか担当職員は大丸小学校に行ったら、1人しかいな かった、おばちゃんがいたと思うんですけど。そのおばちゃんが1人、あのだだっ 広いところで1人なんですよ。大丸小学校は、その雨がなかったらそこまで、耐震 性もとっていますし、悪い条件ではないんですが、どうしても、体育館の中でトイ レがあるのは大崎中学校のトイレだけと。ほかの小学校のトイレは、みんな無いで すよね、体育館は。と、自分は認識しているんですけど、他の小学校の体育館はト イレは常設しているんでしょうか。

**〇教委管理課長(上野明仁君)** お答えします。

体育館にトイレがあるのは菱田小学校だけです。

- ○11番(諸木悦朗君) 菱田小学校はトイレがついているんですか。多分、トイレは、どこの体育館にもついてないだろうなと思っていたんです、中学校以外は。これは、多分、大丸小学校の体育館に避難場所と指定がしてありますから、どうかなと思うんですけど。どうしても、台風とか高波のときは、浜の方へ改善センターがありますが、改善センターがしょっちゅう避難場所にならないもんだから、常に小学校の体育館なんです。言いにくいんですが、小学校の体育館の中にトイレをつくってくれと、これ、言いにくいよなと自分の中では思っております。そういう考えがないか、町長、お聞きします。
- **〇町長(東 靖弘君)** 大丸体育館にトイレがないということで、避難した方が利用 上、非常に不便であるという御質問であります。

町内の小学校の体育館等のトイレの位置を考えると、割と近いところにあるなと 理解をしているところであります。ただいまの質問は、災害時の避難ということで ありますので体育館等にトイレを設置するというのは、ちょっと難しいなと捉えて おります。このことについて質問を受けて、協議をしたんですけれども、地震とか 津波とかそういったことが発生しないときには、大丸の改善センターは畳の間があ ったりとかトイレがあったりとか、非常に便利でありますので、あちらのほうも避 難所として考えるべきではないかというところを、今、考えているところでございます。

**〇11番(諸木悦朗君)** 町長にお答えをいただきました。そういう校区民もいらっしゃるということを、町長、どこかに納めておいてください。

最後になりましたが、明日から年末年始の交通安全、皆さん気をつけて。 以上で、一般質問を終わります。

○議長(宮本昭一君) 以上で、通告による一般質問は終了いたしました。これをもって一般質問は終結いたします。

\_\_\_\_\_

日程第3 議案第55号 大崎町立小中学校電子黒板等の購入契約の締結について

○議長(宮本昭一君) 日程第3、議案第55号「大崎町立小中学校電子黒板等の購入 契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(東 靖弘君) 御説明いたします。

本案は、国のGIGAスクール構想に基づき、ICT教育の環境整備を図るため、 町内小・中学校の普通教室等に設置する電子黒板70式の購入契約に関するもので ございます。

この購入契約につきまして、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決 に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の 議決をお願いするものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長(上橋孝幸君) それでは、御説明いたします。

議案の説明に入ります前に、仮契約に至るまでの経緯について御説明申し上げます。

本案につきましては、11月10日に物品買入入札者等資格者推薦委員会を開催いたしまして、物品の取扱種目、電算、OA機器の入札参加資格を有する8事業者を選定いたしました。その後、11月26日に入札を執行し、入札の結果、富士電機ITソリューション株式会社鹿児島支店が落札し、同日、仮契約を締結したところであります。

以上が、経緯でございます。

それでは、議案書に沿って御説明申し上げます。

契約の目的は、大崎町立小・中学校電子黒板等の購入でございます。

契約の内容は、電子黒板70式でございます。

契約の金額は、3,014万5,500円でございます。

契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。

契約の相手方は、鹿児島市金生町4番15、富士電機ITソリューション株式会 社鹿児島支店、支店長、福永志保でございます。

なお、2枚目以降に、参考資料として入札執行調書及び購入物品の概要書を添付 しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

- ○議長(宮本昭一君) これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。
- ○8番(中山美幸君) 先般、契約されましたIT関係の次の補助事業化というふうに思われるんですが。ちょっと私が考えるのはですね、教育行政のほうにお伺いしたいんですが、本当にこれが有効に使われるかどうかですね。現在も、各教室にテレビ等が配置されておりますが、大型の、これが有効に使われているかどうかという検証がまだなされておりませんので、今後、これを購入された場合にはですね教職員の資質の向上とともに、有効に使っていただくような措置をしていただきたいということと、子どもに対しては、うちの生徒に対しては、映像よりも、やはり手で書いたりということのほうが頭に残るというような結果も出ているようですので、そういったことと合わせて使えるかどうかということ。また、使えるんであれば、そういった方向で使っていただきたいということを、質問とともに要望として添えておきます。
- ○議長(宮本昭一君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第55号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。 これより討論に入ります。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。 これより採決に入ります。 お諮りします。議案第55号「大崎町立小中学校電子黒板等の購入契約の締結について」は可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第55号「大崎町立小中学校電子黒板等の購入契約の締結について」は可決されました。

\_\_\_\_\_

○議長(宮本昭一君) 以上を持って、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

-------

散会 午後4時47分

第 3 号 1 2月16日(水)

# 令和2年第4回大崎町議会定例会会議録(第3号)

令和2年12月16日 午前10時05分開会 於会議議場

#### 1. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名(1番,2番)

日程第 2 議案第42号 令和2年度大崎町一般会計補正予算(第5号)

(総務厚生常任委員長報告)

日程第 3 議案第43号 令和2年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予

算(第2号) (総務厚生常任委員長報告)

議案第44号 令和2年度大崎町水道事業会計補正予算(第2号) 日程第 4

(文教経済常任委員長報告)

日程第 5 議案第45号 令和2年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算

(第2号)

(文教経済常任委員長報告)

日程第 6 議案第47号 大崎町肉用牛特別導入事業基金条例を廃止する条例

の制定について (文教経済常任委員長報告)

日程第 7 議案第48号 大崎町議会議員及び大崎町長の選挙における選挙運

動の公営に関する条例の制定について

日程第 8 議案第49号 大崎町くにの松原キャンプ場の指定管理者の指定に

ついて

(指定管理者の指定に関する審査特別委員長報告)

日程第 9 議案第50号 大崎町益丸プールの指定管理者の指定について

(指定管理者の指定に関する審査特別委員長報告)

日程第10 議案第51号 財産の無償譲渡について

日程第11 議案第52号 財産の無償譲渡について

日程第12 議案第53号 町有財産の無償貸付について

日程第13 議案第54号 広域交流活性化センターあすぱる大崎の設置及び管

理に関する条例及びあすぱる物産館の設置及び管理

に関する条例を廃止する条例の制定について

日程第14 陳情第 5号 「育ちにくさをもつこども」及び「障がい児」とそ

の家族が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書

(総務厚生常任委員長報告)

日程第15 同意第14号 教育委員会教育長の任命について

日程第16 議員派遣の件

日程第17 閉会中継続審查·調查申出書

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	平	田	慎		7 番		L'	原	信	雄
2番	富	重	幸	博	8 智	<b>\$</b>	þ	Щ	美	幸
3番	児	玉	孝	德	9	Ē J	E	原	正	_
4番	稲	留	光	晴	1 0 社	章 人	\	野	光	夫
5番	神	﨑	文	男	1 1 1	音音	者	木	悦	朗
6番	中	倉	広	文	1 2 智	<b>\$</b> [5]	計	本	昭	

- 3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)
- 4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町	長	東		靖	弘	農林振興課長  中 村 富士夫
副町	長	千	歳	史	郎	耕地課長 竹本忠行
教 育	長	藤	井	光	興	建設課長 時見和久
会計管	理者	西	髙	和	義	農委事務局長  川 畑 定 浩
総務部	見 長	上	橋	孝	幸	水道課長 髙田利郎
企画調整	課長	中	野	伸	_	教委管理課長 上 野 明 仁
住民環境	課長	小	野	厚	生	社会教育課長 今 吉 孝 志
保健福祉	課長	相	星	永	悟	税 務 課 長 本 松 健一郎

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

 事務局長
 本高秀俊

 次長兼調査係長
 宮本修一

 次長兼議事係長
 垣内吉郎

 庶務係主幹
 西ゆかり

## 開議 午前10時05分

----

○議長(宮本昭一君) これより、本日の会を開き、直ちに開議いたします。

\_\_\_\_\_

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(宮本昭一君) 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、平田慎一君、及び 2番、富重幸博君を指名いたします。

----

## 日程第2 議案第42号 令和2年度大崎町一般会計補正予算(第5号)

○議長(宮本昭一君) 日程第2、議案第42号「令和2年度大崎町一般会計補正予算 (第5号)」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長(神崎文男君) ただいま議題となりました議案第42号、令和 2年度大崎町一般会計補正予算(第5号)について、総務厚生常任委員会における 審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、12月2日の本会議において当委員会に付託されたもので、12月3日に委員会を開きました。小野委員からは欠席届が出されていたので、小野委員を除く全委員出席のもと、担当課長及び関係職員の出席を求め、補足説明を受け、審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,342万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ138億6,188万7,000円とするものであります。

補正予算の内容については本会議において説明がなされておりますので、委員会 での主なものについて報告いたします。

まず、款2項1目15新型コロナウイルス感染症対策事業費、節17備品購入費の新型コロナウイルス感染症対策用備品760万円について、委員から、教育費の小学校費における新型コロナウイルス感染症対策事業費の予算について、総務課の予算に一括して計上してあるということであったが、その対策の備品の内容はどのようなものかとの問いに対し、備品については、AI認証付きの検温モニター、オゾンを活用した除菌脱臭器、それから非接触型の検温消毒器である。そのうち、AI認証付きの検温モニターを小学校に12台、中学校に3台、非接触型の検温消毒器を小学校に18器、中学校に3器配備する予定であるとの答弁。

さらに、委員から、本来の予算の組み方としては、それぞれの小・中学校費の中

で予算を計上したほうがよいのではないかとの問いに対し、正確に分類するのであれば、学校であれば小学校費または中学校費、公民館費であれば社会教育費とかに分けて予算計上すべきところであるが、今回、地方創生臨時交付金を活用して実施することもあり、公共施設にかかわる感染症対策備品ということで、総務課で一括計上したところであるとの答弁でありました。

次に、款2項1目13地方創生費、節23投資及び出資金の大崎町SDGs推進協議会設立出損金100万円について、委員から、大崎町SDGs推進協議会の事務局に4名の事務局員を置くという説明であったが、その事務局はどこに設置する計画かとの問いに対し、現段階では明確な場所はまだ定まっていない状況であるが、企業版ふるさと納税を活用することから、地域再生計画など企画調整課との連携が重要になってくることもあり、企画調整課の1室、あるいは役場の会議室、もしくはマルシェの2階などのいろいろなパターンが考えられ、現段階では検討中であるとの答弁。

また、委員から、一般社団法人大崎町SDGs推進協議会を設立登記するということであるが、法人の約款は整っているのかとの問いに対し、現段階では出損金としての100万円という額が決まっているだけで、約款はまだできていない状況であるとの答弁。

さらに、委員から、約款の中には基本的な運用方法、設立の目的や趣旨、活動内容、資本金の額等々も明確に記載することになっているが、予算説明で用いた資料の目的や内容と相違するものが出てきた場合は予算との整合性がとれなくなると思うが、どうかとの問いに対し、説明した資料の内容に基づき、説明内容と違うことがないように、また、協議会の目的が達成できるように調整していきたいと思っているとの答弁でありました。

次に、款6項1目3観光費、節14工事請負費のあすぱる大崎既設温泉井戸解体工事61万3,000円について、委員から、財産の無償譲渡の議案も提出されているが、無償譲渡する前に、井戸の解体工事までして無償譲渡しないといけないのかとの問いに対し、温泉井戸については、水質検査を5年に一度行う必要があるが、その水質検査の時期が今年度になっている。なお、現状、ポンプが故障していて水をくみ上げられず、水質検査を実施できない状況もあることから、保健所の指導もあり、埋め戻して井戸を廃止したほうがよいだろうと判断したところであるとの答弁でありました。

次に、款9項1目5新型コロナウイルス感染症対策事業費、節17備品購入費の 新型コロナウイルス感染症対策用備品200万円について、委員から、給食センタ ーのスポットクーラーは何基設置する予定かとの問いに対し、4基設置する予定で あるとの答弁。さらに、委員から、使用時の注意事項として、スポットクーラーは 温度差によって水滴が発生するため、衛生管理を徹底するよう要望した。

次に、款9項3目3新型コロナウイルス感染症対策事業費、節17備品購入費の新型コロナウイルス感染症対策用備品220万円について、委員から、中学校の美術室に空調設備を設置するということであるが、他の専門科教室の理科室や技術家庭科室などは空調設備は整備されているのかとの問いに対し、理科室は整備されているが、他の専門科教室は整備されていない状況である。また、今回の美術室については、中学校側から利用頻度の高い美術室に空調設備を設置できないかとの相談があったことから、整備を進めるものであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第4 2号、令和2年度大崎町一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決すべき ものと全出席委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長(宮本昭一君) これより質疑に入ります。

議案第42号「令和2年度大崎町一般会計補正予算(第5号)」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第42号「令和2年度大崎町一般会計補正予算(第5号)」について、委員 長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第42号「令和2年度大崎町一般会計補正予算(第5号)」は、原 案のとおり可決されました。

----

日程第3 議案第43号 令和2年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第

〇議長(宮本昭一君) 日程第3、議案第43号「令和2年度大崎町国民健康保険事業 特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

〇総務厚生常任委員長(神崎文男君) ただいま議題となりました議案第43号、令和 2年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、審査の経過 と結果の報告をいたします。

本議案は、12月2日の本会議において当委員会に付託されたもので、12月3日に委員会を開きました。小野委員からは欠席届が出されていたので、小野委員を除く全委員出席のもと、担当課長及び関係職員の出席を求め、補足説明を受け、審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ406万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億5,567万6,000円とするものであります。

補正予算の内容については本会議での説明のとおり、災害等臨時特例補助金、退職被保険者等療養給付費、国保財政安定化支援事業算定額及び前年度繰越金の増額に伴う補正予算が主なものでありました。

特記すべき質疑はなく、その後討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、 議案第43号、令和2年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) は、原案のとおり可決すべきものと全出席委員の意見の一致をみた次第でありま す。

以上で、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長(宮本昭一君) これより質疑に入ります。

議案第43号「令和2年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。 これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第43号「令和2年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第43号「令和2年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号)」は、原案のとおり可決されました。

----

## 日程第4 議案第44号 令和2年度大崎町水道事業会計補正予算(第2号)

○議長(宮本昭一君) 日程第4、議案第44号「令和2年度大崎町水道事業会計補正 予算(第2号)」を議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長(富重幸博君) ただいま議題となりました議案第44号、令和 2年度大崎町水道事業会計補正予算(第2号)について、審査の経過と結果の報告 をいたします。

本議案は、去る12月2日の本会議において文教経済常任委員会に付託されたもので、12月3日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。それでは、委員会の中での主な審議について報告いたします。

この補正予算は、収益的収入及び支出のうち、収入の第1款水道事業収益を100万円増額し、予定総額を2億3,117万円に、支出の第1款水道事業費用を600万円増額し、予定総額を2億1,622万1,000円とするものであります。

内容については、本会議での説明のとおり、6月から7月に発生した豪雨時の落 雷による水道施設7箇所の修繕料の補正でありました。

質疑に入り、今回の修繕は7箇所とも落雷の被害によるものなのか、また、その他にも修理を行う必要はなかったのか説明を求めたところ、今回は、7箇所とも落雷による被害であった。被災した箇所については、電磁流量計という配水流量を積算する機器で、一般家庭で例えると水道メーターに当たるものであるが、その電磁流量計が配水本管の中に本体とその流量を数値化する変換器、そして、役場に設置してある水道施設を管理しているシステムに電送する装置が1つのセットになって設置されており、今回は、1つのセットごとすべての機器が被災したり、部分的に変換器だけ被災している状況であったとの答弁でありました。

さらに、委員から、町内7箇所は、落雷で同時に被災したのかとの問いに対し、 令和2年6月26日に1件、7月20日に2件、7月26日に4件被災していると の答弁でありました。 さらに、委員から、今回、短期間のうちに町内7箇所の水道施設が落雷による被害を受けている状況を考えると、現状の落雷被害を防ぐシステムでは脆弱な部分があるのではないかと考えられる。メーカーからは改善点等は示されていないのかとの問いに対し、現在の落雷被害を防止する対策としては、ヒューズやアレスター、避雷針等を設置して対応している。これ以外に、最近、新たに、落雷被害を防止するための機器を試験的に1箇所設置している。その試験結果がよければ、今後は新しい機器を採用していきたいと思っているが、現在のところ、他の市町村においても水道施設等の落雷対策としては同じような内容となっている。今後、新たに落雷の被災を防ぐための機器が商品化された場合には、当然、新たな機器を採用していかなければならないと考えているとの答弁でありました。

その後討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第44号、令和2年 度大崎町水道事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決すべきものと全委 員の意見の一致みた次第であります。

以上で、文教経済常任委員会における審査の経過と結果について、報告を終わります。

○議長(宮本昭一君) これより質疑に入ります。

議案第44号「令和2年度大崎町水道事業会計補正予算(第2号)」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第44号「令和2年度大崎町水道事業会計補正予算(第2号)」について、 委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第44号「令和2年度大崎町水道事業会計補正予算(第2号)」

----

# 日程第5 議案第45号 令和2年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第2 号)

○議長(宮本昭一君) 日程第5、議案第45号「令和2年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

**○文教経済常任委員長(富重幸博君)** 議案第45号、令和2年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案については、去る12月2日の本会議において文教経済常任委員会に付託 されたもので、当委員会は12月3日に委員会を開き、担当課長ほか関係職員の出 席を求め、審査いたしました。それでは、委員会の中での主な審議について報告い たします。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ187万7,000円を増額 し、歳入歳出の予算の総額を1億9,613万9,000円とするものであります。

内容については、本会議での説明のとおり、クリーンセンターに設置してある汚泥脱水機の修繕料の見込みによる増額や、下水道汚泥処理料のこれまでの実績と今後の見込みによる増額が補正の主なものでありました。

質疑に入り、大崎クリーンセンターは、建設されてから何年経過しているのか、また、今後クリーンセンターを維持管理するための費用を積み立てるなど、何らかの対策を考えているのかとの問いに対し、大崎クリーンセンターの完成が平成15年であるため、現在17年経過している。公共下水道事業の収入については、そのほとんどが下水道使用料に頼っている状況であるが、下水道使用料は毎年3,500万円前後の収入である。支出については、施設を維持するための維持管理費や下水道施設の建設時に借り入れた起債の返済が主であり、そのうち返済額は毎年約1億3,000万円ほどである。この状況から、収入に対して支出が大きく上回っており、その不足分については一般会計からの繰入金で賄っている。そのようなことから、現在のところ、施設の維持管理や修繕等を行うための積立てはできていない状況であるとの答弁でありました。

さらに、委員から、合併処理浄化槽を維持管理するための使用者の負担と公共下水道使用者の使用料の負担を比較すると、不均衡な点があるのではないかと考える。その点について、課長はどのように認識しているのかとの問いに対し、合併処理浄化槽と公共下水道使用料の維持管理について、それぞれの負担の状況を比較すると不均衡な点があったと受けとめたことから、公共下水道事業審議会でも協議を

していただいた上で、昨年12月の議会において公共下水道使用料の料金改定を提案し、議決をいただいた経緯があり、今後3カ年をかけて、1トン当たりの単価を90円から150円に段階的に引き上げる状況である。しかしながら、下水道事業は、前述のとおり、収入に対して支出が大きく上回っている状況であり、その状況は今後も変わりようがない事実である。将来的には下水道使用料の料金改定が必要になる状況も想定されることを念頭に置きながら、今後も経営の状況を十分注視し、経営努力を続けていきたいとの答弁でありました。

その後、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第45号、令和2 年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決すべきものと、全委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、文教経済常任委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長(宮本昭一君) これより質疑に入ります。

議案第45号「令和2年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第45号「令和2年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」 について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第45号「令和2年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決されました。

----

日程第6 議案第47号 大崎町肉用牛特別導入事業基金条例を廃止する条例の制定

○議長(宮本昭一君) 日程第6、議案第47号「大崎町肉用牛特別導入事業基金条例を廃止する条例の制定について」を議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長(富重幸博君) ただいま議題となりました議案第47号、大崎町肉用牛特別導入事業基金条例を廃止する条例の制定について、文教経済常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案については、去る12月2日の本会議において当委員会に付託されたもので、12月3日に委員会を開き、担当課長並びに関係職員の出席を求め、補足説明を受け、審査いたしました。

この条例は、肉用牛資源の確保と高齢者等の福祉向上に資することを目的に、昭和51年12月に創設されたものであるが、平成18年3月の貸付を最後に貸付実績がなく、その後は農業振興資金が活用されており、今後もこの基金の活用は見込めない状況であることから、地方自治法第241条第8項の規定に基づき廃止をするものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行することが謳われております。

内容については、12月2日の本会議において説明がありましたので、委員会で の主な質疑について報告いたします。

質疑に入り、配付された資料に掲載されている当該基金の運用状況を確認すると、未償還金が108万9,715円あり、件数としては3件生じている。この3件の方々は、現在も肉用牛を飼育しているのか。また、この未償還金をどのように回収するのか説明を求めたところ、3名の方は既になくなっており、現在は肉用牛を飼育している方はいない状況である。回収の方法については、未償還金は債権ということで、相続人である借入をした本人の配偶者や子ども宛に、毎年4月に通知を出しているところであり、このことから、時効中断により未償還金の請求を続けている状況である。また、貸付の限度額が1頭当たり40万円であったことから、一括返済が難しいという申し出により分納誓約も交わしているケースもある。なお、1名の方については、分納誓約により、借入額40万円のうちの一部が償還されているため、未償還金の合計額に端数が生じている状況であるとの答弁でありました。

さらに、委員から、この条例を廃止した場合に、未償還部分の請求権に対する影響はないのかとの問いに対し、この条例を廃止しても未償還金は債権として残るため、引き続き請求はできるものと考えている。仮に返済された場合は、雑入として町の予算では受け入れをして事務処理を行う予定であるとの答弁でありました。

さらに、委員から、当該基金の残金について、一般会計に繰り入れて、今後、有効活用していくという説明であったが、どのような形で有効活用する考えであるのかとの問いに対し、活用の方法としては、この基金は畜産部門の基金であることから、2022年に鹿児島県で第12回全国和牛能力共進会が開催されることを踏まえ、新年度での導入事業、あるいは県共とか全共に出場した方々への報酬などに基金の残金の一部を活用したい。なるべく第12回全国和牛能力共進会の対策に使っていきたいとの答弁でありました。

また、最後に、当委員会からの申し入れとして、未償還金の108万9,715 円の回収については最大限の努力をしていただくよう要望する。

以上で、質疑を終結し、その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第47号、大崎町肉用牛特別導入事業基金条例を廃止する条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと、全委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、文教経済常任委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長(宮本昭一君) これより質疑に入ります。

議案第47号「大崎町肉用牛特別導入事業基金条例を廃止する条例の制定について」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第47号「大崎町肉用牛特別導入事業基金条例を廃止する条例の制定について」、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第47号「大崎町肉用牛特別導入事業基金条例を廃止する条例の制

定について」は、原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_

# 日程第7 議案第48号 大崎町議会議員及び大崎町長の選挙における選挙運動の公 営に関する条例の制定について

○議長(宮本昭一君) 日程第7、議案第48号「大崎町議会議員及び大崎町長の選挙 における選挙運動の公営に関する条例の制定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に関する委員長報告は、会議規則第41条第3項の規定により省略すること にいたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、委員長報告は省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第48号「大崎町議会議員及び大崎町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について」、特別委員会審査報告書の審査の結果は原案可決であります。

特別委員会審査報告書の審査の結果のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第48号「大崎町議会議員及び大崎町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

----

日程第8 議案第49号 大崎町くにの松原キャンプ場の指定管理者の指定について 日程第9 議案第50号 大崎町益丸プールの指定管理者の指定について

○議長(宮本昭一君) 日程第8、議案第49号「大崎町くにの松原キャンプ場の指定管理者の指定について」、日程第9、議案第50号「大崎町益丸プールの指定管理者の指定について」、以上2件を議題といたします。

本案について、指定管理者の指定に関する審査特別委員会委員長の報告を求めます。

○指定管理者の指定に関する審査特別委員会委員長(富重幸博君) ただいま議題となりました議案第49号、大崎町くにの松原キャンプ場の指定管理者の指定について、及び議案第50号大崎町益丸プールの指定管理者の指定について、以上2件の指定管理者の指定に関する審査特別委員会における審議の経過と結果の報告をいたします。

本議案については、12月2日の本会議において本特別委員会に付託されたもので、12月4日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この2件の議案は、大崎町くにの松原キャンプ場及び益丸プールの指定管理者の 指定の期間が、それぞれ令和3年3月31日をもって満了することから、指定管理 者募集要項に基づいて募集したところ、有限会社諸木造園土木とアウトドアネット ワーク株式会社の2者から申請があり、指定管理者選定委員会が開催され、その結 果、採点の高かったアウトドアネットワーク株式会社が、両施設の指定管理者に選 定されたものであります。なお、指定の期間としては、それぞれ令和3年4月1日 から令和8年3月31日までの5年間であります。

内容については、12月2日の本会議において説明がありましたので、委員会での主な質疑について報告いたします。

まず、議案第49号の質疑で、特別委員会用に配付された資料の中で、アウトドアネットワーク株式会社のくにの松原キャンプ場の収支状況を確認したが、平成28年度から令和元年度まで赤字となっている。この赤字については、どのように補てんしているのかとの問いに対し、収支が赤字になっている点については、指定管理者選定委員会でも選定委員から質問があり、受託した業務の対価として代表取締役の給与が支払われることから、その給与の一部を赤字分に補てんしているとの説明があったとの答弁。

さらに、委員から、くにの松原キャンプ場の管理運営に関する協定書案に、委託料の額の変更に関する規定があり、特別な事情が生じた場合は、その都度、委託者と受託者とが協議の上、定めるとある。5年間の指定管理者期間に赤字が膨らんで経営が厳しくなったという理由から、委託料の額の変更を求められる可能性もあると思うが、どうかとの問いに対し、債務負担行為に示してある各年度の限度額289万円を上限として、指定期間の5カ年、管理業務を行っていただくということで担保をとっている。また、協定書案の第6条は、委託料に関する規定であるが、各年度289万円と明記してあるので、指定期間の5年間で限度額以上に引き上げる

ことは全く考えていないところであるとの答弁でありました。

さらに、委員から、選定委員会では、アウトドアネットワークと諸木造園土木の 2者から申請内容の説明及び質疑応答を行い、全員で採点を行ったということであ るが、審査内容について説明を求めたところ、選定委員会の中では2者ともにすば らしい提案であったと、担当課である企画課長として選定委員会に参加した立場か ら思っているとのことでありました。なお、採点の結果については、あくまでも各 委員の考え方、主観によるところが大きい。町の職員から選出された選定委員だけ ではわからない部分もある状況を考慮して、専門的な知識を有している鹿児島県キ ャンプ協会の会長など、外部委員2名にも選定委員として加わっていただいた状況 である。諸木造園土木の申請内容では、松林の中での読書会であるとか星空観測会 などの町民向けの提案が非常に多くて、すばらしい内容であったと思っている。一 方、アウトドアネットワークは、今までの22年間の実績に裏打ちされた観光客に 向けたレジャーキャンプというような提案が多かったと理解している。なお、担当 課長として選定委員会に参加した立場から差をつけた点としては、ITに関する事 項として、ネット予約やクレジット決済が非常に多くなってきており、今後もます ますネット予約などは必須のアイテムになってくると考えられる。その点に関して は、アウトドアネットワークは既に構築されている状況であったため、差が生じた と感じている。なお、選定の理由とは関係ない事項ではあるが、これまではくにの 松原キャンプ場と益丸プールの指定管理者の募集をしても1者しか応募がなかった 状況であったが、今回は地元から2者の応募があったことから、今後の運営などに ついて考えた場合、非常に喜ばしいことであると、選定委員の中で共通した意見が 出されたとの答弁。

さらに、委員から、以前、事務調査を実施したときの指摘事項について対応されていないようである。管理の状況について確認したところ、以前、指摘をされたことについては、協定を結んでいる委託側である町の管理責任の不足だと思う。今回、指摘された点については真摯に受けとめて、今後そのようなことがないように、受託側の管理体制を整えた上で指導をしていきたいと考えているとの答弁。

さらに、委員から、現在以上の住民に対するサービスやキャンプ場利用者に対するサービス、それから、くにの松原キャンプ場をどのように活用するのか、また、今はグランピングが非常に流行ってきており、いろんなところでキャンプ場の利用が高くなってきている。隣接の市町でもキャンプ場の整備に手を入れようとしている状況であるが、昨今のキャンプ場を取り巻く状況を把握しながら、適切な運営ができるのかとの問いに対し、選定委員会の結果を受けて、適切な運営ができるということで推薦している。推薦した以上は、大崎町の公共施設として人気を壊さない

ように、委託者としても、打ち合わせ等を通じて意思疎通を図りながら、キャンプ 場の施設目的に合った利用促進、維持管理に努めていくとの答弁でありました。

以上で、議案第49号に関する質疑を終結し、続いて、議案第50号の質疑に入りましたが、特記すべき質疑はありませんでした。

その後、議案第49号、大崎町くにの松原キャンプ場の指定管理者の指定についての討論に入り、まず、反対討論の発言を許可したところ、委員から、提出された収支報告書並びに提案書に中に疑義が発生しており、その点について解決されるまでは反対したいとの理由から反対討論があり、さらに、賛成討論の発言を許可したところ、委員から、審議の中でいろいろな意見があり、なるほどというような意見も多いようであるが、提出された資料の中に、平成28年度から令和元年度までの利用者数が示されており、4年間の利用者数は右肩上がりで増加している状況である。利用者からの評価が悪ければ、利用者数は減少していくと考えられることから、利用者は一定の評価をしていると考えられる。この状況を踏まえると、改善点は多いと思うが、選定された業者でいいのではないかという賛成の立場から討論がありました。そのほかには討論がなかったため、討論を終結し、その後、採決に入り、起立採決の結果、議案第49号大崎町くにの松原キャンプ場の指定管理者の指定については、賛成多数をもって可決した次第であります。

続きまして、議案第50号、大崎町益丸プールの指定管理者の指定について、討論に入りましたが討論もなく、採決の結果、議案第50号、大崎町益丸プールの指定管理者の指定については可決すべきものと、全出席委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、指定管理者の指定に関する審査特別委員会における経過と結果について 報告を終わります。

# ○議長(宮本昭一君) これより質疑に入ります。

まず、議案第49号「大崎町くにの松原キャンプ場の指定管理者の指定について」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

# ○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第50号「大崎町益丸プールの指定管理者の指定について」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。これより討論に入ります。

議案第49号「大崎町くにの松原キャンプ場の指定管理者の指定について」、討論の御希望はありませんか。

○8番(中山美幸君) まず、提出されました利用客及び収支の状況を見ると、平成28年度、平成29年度、平成元年度と、100万円を超える赤字が発生しております。赤字補てんとして、代表者貸付が、短期貸付238万円、長期貸付が3,025万2,731円、合計3,263万2,731円であります。このことに対して、選定委員会議事録によると、代表者貸付の原資について、資金の流れは把握されていない状況であります。本人の財政状況においては、指定管理自体の存続に関係するものであり、この資金の流れを把握することが、この選定委員会の重要な事務処理でもあります。

さらに、平成30年度から平成元年度の収支と支出合計がちぐはぐで、本来ならば収支合計も上がるはずでありますが、それが転化しておりません。また、指定管理申請書の19ページ、サービス向上させるための方針の中に、大崎町がトイレ施設のウォシュレット化してくれるのに合わせて一部温水化、及びそば打ちなどの対応ができる炊飯棟に一部変更予定と説明されております。このことは、本会議において12月議会において款6商工費、目4新型コロナウイルス感染、節14工事費の工事費請負費で320万円が計上されているもので、本提案は令和2年11月1日に提出されていることを考えると、議会に予算提案する前に情報が伝えられ、申請書に記載されたものと思われます。

さらに、以前、実施された議会による事務調査の指摘事項も改善されていない状況であります。また、9日の同僚議員の一般質問に対し、町長は、利用者の状況及び利用者の90%が新しい利用者であると述べられており、このことは、令和元年度8,546人の利用者の1割しかリピーターがないということで、何らかの不満があり、利用しなかったことも考えられます。

以上のことを住民が知った場合に、本当に住民は賛同できるでしょうか。このような疑義の多い中で賛同することは、議会の調査能力が疑われることになり、この議案に対しては反対されるように要望いたします。

以上です。

○議長(宮本昭一君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。この採決は、起立によって採決します。

議案第49号「大崎町くにの松原キャンプ場の指定管理者の指定について」、委

員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

#### 「賛成者起立〕

#### 〇議長(宮本昭一君) 起立多数。

したがって、議案第49号「大崎町くにの松原キャンプ場の指定管理者の指定について」は可決されました。

次に、議案第50号「大崎町益丸プールの指定管理者の指定について」、 討論の御希望はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。この採決は、起立によって採決します。

議案第50号「大崎町益丸プールの指定管理者の指定について」、委員長の報告 は可決であります。

委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

#### 「賛成者起立〕

〇議長(宮本昭一君) 起立多数です。

したがって、議案第50号「大崎町益丸プールの指定管理者の指定について」は 可決されました。

----

日程第10 議案第51号 財産の無償譲渡について

日程第11 議案第52号 財産の無償譲渡について

日程第12 議案第53号 町有財産の無償貸付について

日程第13 議案第54号 広域交流活性化センターあすぱる大崎の設置及び管理に 関する条例及びあすぱる物産館の設置及び管理に関する 条例を廃止する条例の制定について

○議長(宮本昭一君) 日程第10、議案第51号「財産の無償譲渡について」、日程第11、議案第52号「財産の無償譲渡について」、日程第12、議案第53号「町有財産の無償貸付について」、日程第13、議案第54号「広域交流活性化センターあすばる大崎の設置及び管理に関する条例及びあすばる物産館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について」、以上4件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本案に関する委員長報告は、会議規則第41条第3項の規定により省略すること

にいたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、委員長報告は省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

議案第51号「財産の無償譲渡について」、討論の御希望はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第51号「財産の無償譲渡について」、特別委員会審査報告書の審査の結果 は可決であります。

特別委員会審査報告書の審査の結果のとおり、可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第51号「財産の無償譲渡について」は、可決されました。

次に、議案第52号「財産の無償譲渡について」、討論の御希望はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第52号「財産の無償譲渡について」、特別委員会審査報告書の審査の結果 は可決であります。

特別委員会審査報告書の審査の結果のとおり、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第52号「財産の無償譲渡について」は、可決されました。

次に、議案第53号「町有財産の無償貸付について」、討論の御希望はありませんか。

## [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第53号「町有財産の無償貸付について」、特別委員会審査報告書の審査の 結果は可決であります。

特別委員会審査報告書の審査の結果のとおり、可決することに御異議ありませんか。

#### 「「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第53号「町有財産の無償貸付について」は、可決されました。

次に、議案第54号「広域交流活性化センターあすぱる大崎の設置及び管理に関する条例及びあすぱる物産館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について」、討論の御希望はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第54号「広域交流活性化センターあすぱる大崎の設置及び管理に関する条例及びあすぱる物産館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について」、特別委員会審査報告書の審査の結果は原案可決であります。

特別委員会審査報告書の審査の結果のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

# [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第54号「広域交流活性化センターあすぱる大崎の設置及び管理に 関する条例及びあすぱる物産館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定 について」は、原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_

日程第14 陳情第5号 「育ちにくさをもつこども」及び「障がい児」とその家族 が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書

○議長(宮本昭一君) 日程第14、陳情第5号「「育ちにくさをもつこども」及び

「障がい児」とその家族が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書」を議題とい たします。

本件について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長(神崎文男君) ただいま議題となりました、「育ちにくさをもつこども」及び「障がい児」とその家族が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

陳情者は、大崎町井俣に在住の近松幸子氏であります。本議案は、12月2日の本会議において総務厚生常任委員会に付託されたもので、12月3日に委員会を開きました。小野委員からは欠席届が出されていたので、小野委員を除く全委員出席のもと、審査いたしました。

陳情の趣旨は、障害者差別解消法の施行等、社会的に弱い立場にある人の権利保 障に向けた国内法が少しずつ拡充される中、障がいがあっても差別されることなく 大崎町で育つすべての子どもたち、その家族が安心して生きていくことのできる地 域づくりを求めるもので、5項目にわたり、障がい者や特性を持った子どもに対す る地域住民の理解を図る取組や、町内に療育施設の誘致、各種福祉に関する施策を 図るための陳情でありました。

本陳情は継続的に提出されている内容であることから陳情者からの説明は求めず、 委員間の討議により、当委員会における意見の集約をいたしました。

委員間の討議では、本陳情の願意は妥当であるとの意見が委員から出され、ほか 委員も同意見であったことから、委員会による討議を終結し、その後、討論に入り ましたが討論もなく、採決の結果、陳情第5号、「育ちにくさをもつこども」及び 「障がい児」とその家族が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書については採 択すべきものと、全出席委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長(宮本昭一君) これより質疑に入ります。

陳情第5号「「育ちにくさをもつこども」及び「障がい児」とその家族が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

陳情第5号「「育ちにくさをもつこども」及び「障がい児」とその家族が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書」については、採択することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、陳情第5号、「「育ちにくさをもつこども」及び「障がい児」とその家族が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書」は、採択されました。

-----

#### 日程第15 同意第14号 教育委員会教育長の任命について

○議長(宮本昭一君) 日程第15、同意第14号「教育委員会教育長の任命について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(東 靖弘君) 御説明いたします。

本案は、大崎町教育委員会教育長である藤井光興氏の任期が、令和2年12月3 1日で満了となりますが、引き続き教育委員会教育長として同氏を任命したいので、 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意 を求めるものでございます。なお、任期は、令和3年1月1日から令和5年12月 31日までの3年間でございます。

氏の住所は、大崎町仮宿930番地1馬場集落で、昭和20年10月2日生まれの75歳でございます。氏は、鹿児島大学教育学部を卒業後、旧大口市立山野小学校での教諭生活を皮切りに、国内外5校の教諭を歴任された後、平成8年4月から与論町立茶花小学校校長、平成12年4月から鹿屋市立西原小学校校長、平成15年4月から鹿屋市立鹿屋小学校校長を歴任され、延べ38年間の教職歴を有しております。さらには、在職中に兵庫教育大学大学院修士課程を修了され、国分市教育委員会学校教育課、肝属教育事務所指導主事及び出水教育事務所指導課長を歴任され、教育行政にも精通しておられます。また、平成23年10月から今日に至るまで、本町教育長として学校教育及び社会教育の振興のため日夜精励されており、現在、その手腕を遺憾なく発揮されているところでございます。氏は、温厚な性格にして人格識見ともに高く、教育委員会教育長として適任と思われますので、よろしく御審議賜り、御同意くださいますようお願い申し上げます。

〇議長(宮本昭一君) これより質疑に入ります。

何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第14号は、会議規則第39条第3項の規定 により委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の御希望はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより、同意第14号について採決いたします。

採決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

#### [議場閉鎖]

○議長(宮本昭一君) ただいまの出席議員数は11人であります。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に11番、諸木悦朗君、1番、平 田慎一君、2番、富重幸博君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。本案に賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願います。

#### 「投票用紙配付〕

○議長(宮本昭一君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

「投票箱点検]

○議長(宮本昭一君) 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

職員の点呼に応じて順次投票を願います。

点呼いたします。

**〇事務局長(本髙秀俊君)** それでは、議席番号、氏名の順で読み上げます。

1番、平田慎一議員、2番、富重幸博議員、3番、児玉孝德議員、4番、稲留光晴議員、5番、神﨑文男議員、6番、中倉広文議員、7番、吉原信雄議員、8番、中山美幸議員、9番、上原正一議員、10番、小野光夫議員、11番、諸木悦朗議員。

[投票]

○議長(宮本昭一君) 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。11番、諸木悦朗君、1番、平田慎一君、2番、富重幸博君、 立会いを願います。

「開票]

○議長(宮本昭一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票。有効投票11票。無効投票0票。

有効投票中、賛成、8票、反対、3票。

以上のとおり、賛成が多数であります。

よって、同意第14号は同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

# [議場開鎖]

----

### 日程第16 議員派遣の件

○議長(宮本昭一君) 日程第16「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

別紙のとおり、本町議会議員を派遣したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり、本町議会議員を派遣することに決定いたしました。

----

#### 日程第17 閉会中継続審査・調査申出書

○議長(宮本昭一君) 日程第17「閉会中継続審査・調査申出書について」を議題といたします。

委員会の決定に基づき、お手元に配付してある写しのとおり、4委員長から申し 出があります。

お諮りいたします。

4委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、4委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査は可決されました。

------

○議長(宮本昭一君) 以上をもって、本日の日程の全部を終了し、本定例議会の全日程を終了いたしましたので、令和2年第4回大崎町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時26分